

## 第 9 回

# 家計における金融資産選択等に関する 調査結果報告書

(平成16年度)

平成 1 7 年 6 月

日本郵政公社 郵政総合研究所



## 目 次

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 調査の概要                                 | 1   |
| 調査結果の概要                               | 7   |
| 1 貯蓄に関する現状と意識                         | 9   |
| 2 負債の状況                               | 16  |
| 3 老後の生活に関する現状と意識                      | 19  |
| 4 ペイオフ解禁、確定拠出年金、投資信託の認知               | 23  |
| 5 遺産相続に関する現状と意識                       | 36  |
| 6 不動産の保有状況                            | 39  |
| 集計表                                   | 41  |
| 集計表利用上の留意点                            | 43  |
| 集計表 1 (問 1 - 1) 貯蓄目的別有無(有る)           | 50  |
| 集計表 2 (問 1 - 1) 貯蓄目的別有無(無い)           | 54  |
| 集計表 3 (問 1 - 1) 貯蓄目的別有無(不明)           | 58  |
| 集計表 4 (問 1 - 2) 貯蓄目的別今後の増減意向(増やしたい)   | 62  |
| 集計表 5 (問 1 - 2) 貯蓄目的別今後の増減意向(減らしたい)   | 66  |
| 集計表 6 (問 1 - 2) 貯蓄目的別今後の増減意向(今のままでよい) | 70  |
| 集計表 7 (問 1 - 2) 貯蓄目的別今後の増減意向(不明)      | 74  |
| 集計表 8 (問 2) 特に重要と考える貯蓄目的 3 つ          | 78  |
| 集計表 9 (問 3) ペイオフ解禁の認知                 | 82  |
| 集計表 10 (問 4) 定期性預金のペイオフ解禁対応           | 84  |
| 集計表 11 (問 5) 定期性預金の預け替え先、分散先          | 88  |
| 集計表 12 (問 6) 普通預金のペイオフ解禁対応            | 92  |
| 集計表 13 (問 7) 予定する定期性預金の預け替え先、分散先      | 96  |
| 集計表 14 (問 8) 投資信託の認知及び購入の有無           | 100 |
| 集計表 15 (問 9) 投資信託の特色の認知               | 102 |
| 集計表 16 (問 10) 投資信託取扱機関の認知             | 104 |
| 集計表 17 (問 11) 認知している投資信託取扱機関          | 106 |
| 集計表 18 (問 12) 投資信託の購入の有無              | 110 |
| 集計表 19 (問 13) 確定拠出年金の認知及び加入の有無        | 112 |
| 集計表 20 (問 14) 加入申し込み先の取扱機関            | 114 |
| 集計表 21 (問 15) 確定拠出年金に加入した理由           | 118 |
| 集計表 22 (問 16) 確定拠出年金の特色の認知            | 122 |

|        |   |     |
|--------|---|-----|
| 集計表 23 | (問 17)確定拠出年金の加入対象者及び取扱機関の認知                   | 124 |
| 集計表 24 | (問 17-1)確定拠出年金の加入対象者の認知                       | 126 |
| 集計表 25 | (問 17-2)確定拠出年金の取り扱い機関の認知                      | 128 |
| 集計表 26 | (問 18)郵便局での取扱認知                               | 130 |
| 集計表 27 | (問 19)確定拠出年金への加入意向                            | 132 |
| 集計表 28 | (問 20-1)金融商品別保有の有無(有る)                        | 134 |
| 集計表 29 | (問 20-1)金融商品別保有の有無(無い)                        | 138 |
| 集計表 30 | (問 20-1)金融商品別保有の有無(不明)                        | 142 |
| 集計表 31 | (問 20-2)金融商品別保有現在高 預貯金<普通預金>(郵便局を除く)          | 146 |
| 集計表 32 | (問 20-2)金融商品別保有現在高 預貯金<定期性預金・定期積立><br>(郵便局除く) | 150 |
| 集計表 33 | (問 20-2)金融商品別保有現在高 郵便貯金<通常貯金>                 | 154 |
| 集計表 34 | (問 20-2)金融商品別保有現在高 郵便貯金<定期貯金・定額貯金>            | 158 |
| 集計表 35 | (問 20-2)金融商品別保有現在高(貯蓄性の生命保険)                  | 162 |
| 集計表 36 | (問 20-2)金融商品別保有現在高(公的年金を除く個人年金)               | 166 |
| 集計表 37 | (問 20-2)金融商品別保有現在高(債券)                        | 170 |
| 集計表 38 | (問 20-2)金融商品別保有現在高(株式)                        | 174 |
| 集計表 39 | (問 20-2)金融商品別保有現在高(投資信託)                      | 178 |
| 集計表 40 | (問 20-2)金融商品別保有現在高(財形貯蓄、社内預金)                 | 182 |
| 集計表 41 | (問 20-2)金融商品別保有現在高(その他の金融商品)                  | 186 |
| 集計表 42 | (問 20-2)金融商品別保有現在高(外貨建金融商品)                   | 190 |
| 集計表 43 | (問 20-3)金融商品別最近 1 年間の増減(増えた)                  | 194 |
| 集計表 44 | (問 20-3)金融商品別最近 1 年間の増減(減った)                  | 198 |
| 集計表 45 | (問 20-3)金融商品別最近 1 年間の増減(変わらない)                | 202 |
| 集計表 46 | (問 20-3)金融商品別最近 1 年間の増減(不明)                   | 206 |
| 集計表 47 | (問 20-3)金融商品別最近 1 年間の増減(外貨建金融商品)              | 210 |
| 集計表 48 | (問 20-4)金融商品別今後の増減意向(増やしたい)                   | 212 |
| 集計表 49 | (問 20-4)金融商品別今後の増減意向(減らしたい)                   | 216 |
| 集計表 50 | (問 20-4)金融商品別今後の増減意向(今のままでよい)                 | 220 |
| 集計表 51 | (問 20-4)金融商品別今後の増減意向(不明)                      | 224 |
| 集計表 52 | (問 20-4)金融商品別今後の増減意向(外貨建金融商品)                 | 228 |
| 集計表 53 | (問 21-1)生命保険の死亡保障金額〔世帯計〕                      | 230 |
| 集計表 54 | (問 21-2)生命保険の死亡保障金額〔世帯主分〕                     | 234 |
| 集計表 55 | (問 21-3)個人年金の年間受取(予定を含む)金額〔世帯計〕               | 238 |
| 集計表 56 | (問 21-4)個人年金の年間受取(予定を含む)金額〔世帯主分〕              | 242 |
| 集計表 57 | (問 22-1)借入目的別現在の借入金の有無(現在借り入れがある)             | 246 |
| 集計表 58 | (問 22-1)借入目的別現在の借入金の有無(現在借り入れがない)             | 250 |
| 集計表 59 | (問 22-1)借入目的別現在の借入金の有無(不明)                    | 254 |

|        |  |     |
|--------|--|-----|
| 集計表 60 | (問 22-2)借入目的別今後 3 年間の借入予定(借り入れをする) . . . . .     | 258 |
| 集計表 61 | (問 22-2)借入目的別今後 3 年間の借入予定(借り入れをしない) . . . . .    | 262 |
| 集計表 62 | (問 22-2)借入目的別今後 3 年間の借入予定(不明) . . . . .          | 266 |
| 集計表 63 | (問 23)現在借入金がある場合の残高 . . . . .                    | 270 |
| 集計表 64 | (問 24)公的年金の受給・未受給の別 . . . . .                    | 274 |
| 集計表 65 | (問 25)老後の生活費に必要とする額(世帯主が公的年金未受給者の世帯) . . . . .   | 276 |
| 集計表 66 | (問 26-1)老後生活費の収入源予定(世帯主が公的年金未受給者の世帯) . . . . .   | 280 |
| 集計表 67 | (問 26-2)最も重要な老後生活収入源(世帯主が公的年金未受給者の世帯) . . . . .  | 284 |
| 集計表 68 | (問 27)公的年金の生活費内比率・予定(世帯主が公的年金未受給者の世帯) . . . . .  | 288 |
| 集計表 69 | (問 28-1)既受給者の生活費収入源(世帯主が公的年金既受給者の世帯) . . . . .   | 292 |
| 集計表 70 | (問 28-2)既受給者の最も重要な収入源(世帯主が公的年金既受給者の世帯) . . . . . | 296 |
| 集計表 71 | (問 29)公的年金の生活費内比率・現在(世帯主が公的年金既受給者の世帯) . . . . .  | 300 |
| 集計表 72 | (問 30-1)世帯主加入済みの公的年金の種類(主なもの一つ) . . . . .        | 304 |
| 集計表 73 | (問 30-2)配偶者加入済みの公的年金の種類〔配偶者の方〕. . . . .          | 306 |
| 集計表 74 | (問 31-1)遺産相続を受けたことの有無 . . . . .                  | 308 |
| 集計表 75 | (問 31-2)何年前に相続を受けたか . . . . .                    | 310 |
| 集計表 76 | (問 32-1)遺産相続を受けた資産の種類 . . . . .                  | 314 |
| 集計表 77 | (問 32-2)相続した一戸建の敷地面積 . . . . .                   | 318 |
| 集計表 78 | (問 32-3)相続したマンションの床面積 . . . . .                  | 322 |
| 集計表 79 | (問 33)両親の遺産の受取人(世帯主以外) . . . . .                 | 326 |
| 集計表 80 | (問 34)子供が受けた遺産の分け方 . . . . .                     | 330 |
| 集計表 81 | (問 35)将来の遺産相続の有無 . . . . .                       | 334 |
| 集計表 82 | (問 36-1)相続予定の遺産の種類(世帯主) . . . . .                | 338 |
| 集計表 83 | (問 36-2)相続予定の遺産の種類〔配偶者〕. . . . .                 | 342 |
| 集計表 84 | (問 37)別世帯の子供の有無 . . . . .                        | 346 |
| 集計表 85 | (問 38)別世帯の子供との同居等の状況 . . . . .                   | 348 |
| 集計表 86 | (問 39)子供がいない世帯の資産処分 . . . . .                    | 350 |
| 集計表 87 | (問 40)子供に遺産を残すかどうか . . . . .                     | 352 |
| 集計表 88 | (問 41)子供への遺産の残し方・分け方 . . . . .                   | 354 |
| 集計表 89 | (問 42)子供に残したい資産の種類 . . . . .                     | 358 |
| 集計表 90 | (問 43)子供に残したい資産額 . . . . .                       | 362 |
| 集計表 91 | (問 44)子供に遺産は残さない理由 . . . . .                     | 366 |
| 集計表 92 | (問 45-1)世帯員人数別 . . . . .                         | 368 |
| 集計表 93 | (問 45-2)世帯類型別(問 45 から作成) . . . . .               | 372 |
| 集計表 94 | (問 45-3)世帯主年齢別 . . . . .                         | 376 |
| 集計表 95 | (問 45-4)世帯主性別 . . . . .                          | 380 |
| 集計表 96 | (問 45-5)世帯主就業・非就業別 . . . . .                     | 382 |
| 集計表 97 | (問 45-6)世帯主常勤・パート別 . . . . .                     | 384 |

|         |                       |     |
|---------|-----------------------|-----|
| 集計表 98  | (問 45-7)世帯主職業別        | 386 |
| 集計表 99  | (問 45-8)世帯主企業規模別      | 388 |
| 集計表 100 | (問 46-1)世帯員以外の家族の有無別  | 390 |
| 集計表 101 | (問 46-2)世帯員以外の家族の該当者別 | 392 |
| 集計表 102 | (問 47-1)住居の種類別        | 394 |
| 集計表 103 | (問 47-2)一戸建て持ち家の敷地面積  | 398 |
| 集計表 104 | (問 47-3)マンション持ち家の床面積  | 402 |
| 集計表 105 | (問 48-1)自宅取得等の予定      | 406 |
| 集計表 106 | (問 48-2)予定がある場合の取得の仕方 | 408 |
| 集計表 107 | (問 50)世帯生活費月額         | 410 |
| 集計表 108 | 世帯年収別(問 49 から作成)      | 414 |
| 集計表 109 | 貯蓄総額別(問 20 から作成)      | 418 |
| 集計表 110 | 借入総額別(問 23 から作成)      | 422 |
| 集計表 111 | 世帯の就業者数別(問 45 から作成)   | 426 |
| 集計表 112 | 世帯主の子供の数別(問 45 から作成)  | 428 |
| 集計表 113 | 地域別(13 地域)            | 430 |
| 集計表 114 | 都市規模別                 | 434 |
| 集計表 115 | 三大都市圏別                | 436 |

|        |     |
|--------|-----|
| 報道発表資料 | 439 |
|--------|-----|

|     |     |
|-----|-----|
| 調査票 | 459 |
|-----|-----|

# 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、金融商品の多様化や高齢化の一層の進展、近年では超低金利の長期化など、世帯を取り巻く金融を巡る環境が変化する中での金融資産の保有・選択や資産の遺贈などの実態を把握することを目的としている。

## 2 調査項目

- (1)貯蓄に関する現状と意識
- (2)負債の状況
- (3)老後の生活に関する現状と意識
- (4)ペイオフ解禁、確定拠出年金、投資信託の認知について
- (5)遺産相続に関する現状と意識
- (6)その他

## 3 調査設計

- (1)調査地域 全国 47 都道府県
- (2)調査対象 世帯員 2 人以上の普通世帯（世帯主が 20 歳以上 80 歳未満）  
単身世帯（世帯主が 20 歳以上 80 歳未満）
- (3)標本数 6,000 世帯  
2,000 世帯
- (4)標本抽出法 層化多段無作為抽出法
  - ア 層化は、全国を日本郵政公社の支社別（北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄（P.43 参照））に 13 地区に区分し、さらに各地区を人口規模により「政令指定都市および東京都区部」「政令指定都市を除いた人口 15 万人以上の都市（中都市）」「人口 5 万人以上 15 万人未満の市」「人口 5 万人未満の市」及び「町村」の 5 規模に分類した。
  - イ 調査地点は全国から 320 地点選び、各調査地点につき住民基本台帳より、 については 18 または 19 世帯、 については 7 または 6 世帯を等間隔で抽出した。なお、住民基本台帳の閲覧が不可能な場合は、選挙人名簿等の可能な名簿により抽出した。
- (5)調査方法 訪問留置法（\*一部地域は郵送法）
- (6)調査時期 2004 年 10 月 13 日～11 月 22 日
- (7)調査機関 株式会社 日本リサーチセンター

## 4 回収状況

回収数 4,914 サンプル (回収率 61.4%)

(2人以上世帯 3,753 (回収率 62.6%)、単身世帯 1,161 (回収率 58.1%))

なお、日本郵政公社各支社エリア別の回収状況は次表のとおり。

(2人以上世帯)

| 区 別 | 標本世帯数 | 回収世帯数 | 回 収 率 |
|-----|-------|-------|-------|
| 全 国 | 6,000 | 3,753 | 62.6% |
| 北海道 | 300   | 204   | 68.0% |
| 東 北 | 413   | 276   | 66.8% |
| 関 東 | 900   | 546   | 60.7% |
| 東 京 | 693   | 368   | 53.1% |
| 南関東 | 469   | 288   | 61.4% |
| 信 越 | 207   | 142   | 68.6% |
| 東 海 | 656   | 425   | 64.8% |
| 北 陸 | 131   | 85    | 64.9% |
| 近 畿 | 994   | 612   | 61.6% |
| 中 国 | 356   | 248   | 69.7% |
| 四 国 | 188   | 116   | 61.7% |
| 九 州 | 637   | 400   | 62.8% |
| 沖 縄 | 56    | 43    | 76.8% |

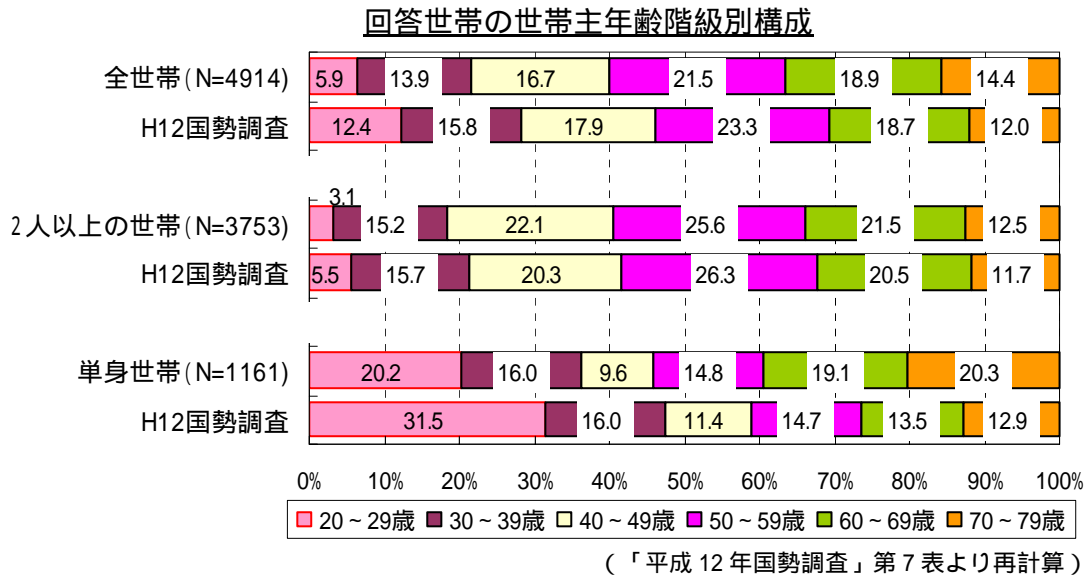
(単身世帯)

| 区 別 | 標本世帯数 | 回収世帯数 | 回 収 率 |
|-----|-------|-------|-------|
| 全 国 | 2,000 | 1,161 | 58.1% |
| 北海道 | 100   | 60    | 60.0% |
| 東 北 | 137   | 77    | 56.2% |
| 関 東 | 300   | 159   | 53.0% |
| 東 京 | 232   | 136   | 58.6% |
| 南関東 | 156   | 86    | 55.1% |
| 信 越 | 68    | 43    | 63.2% |
| 東 海 | 219   | 129   | 58.9% |
| 北 陸 | 44    | 23    | 52.3% |
| 近 畿 | 331   | 205   | 61.9% |
| 中 国 | 119   | 69    | 58.0% |
| 四 国 | 62    | 36    | 58.1% |
| 九 州 | 213   | 126   | 59.2% |
| 沖 縄 | 19    | 12    | 63.2% |

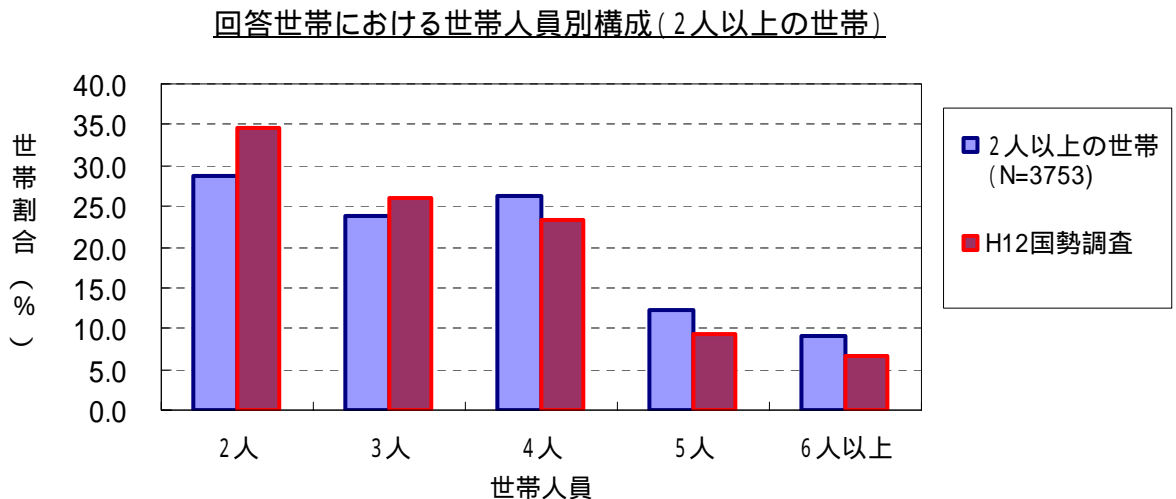
## 5 回答世帯の属性

第9回調査における回答世帯の属性分布を、平成12年国勢調査と比較したところ大きな偏りはなく、概ね母集団を反映していると考えられる。

### 5 - 1 世帯主年齢構成



### 5 - 2 世帯員数構成



|                  | 2人   | 3人   | 4人   | 5人   | 6人以上 |
|------------------|------|------|------|------|------|
| 2人以上の世帯 (N=3753) | 28.8 | 23.7 | 26.2 | 12.2 | 9.2  |
| H12国勢調査          | 34.7 | 26   | 23.4 | 9.4  | 6.6  |

(「平成12年国勢調査」第6表より再計算)



本調査に関する照会については、下記までご連絡ください。

郵政総合研究所 プロジェクト研究部

梶村、加藤

電 話 ( 0 3 ) 3 5 0 4 - 9 7 1 1

# 調査結果の概要

## 1 貯蓄に関する現状と意識

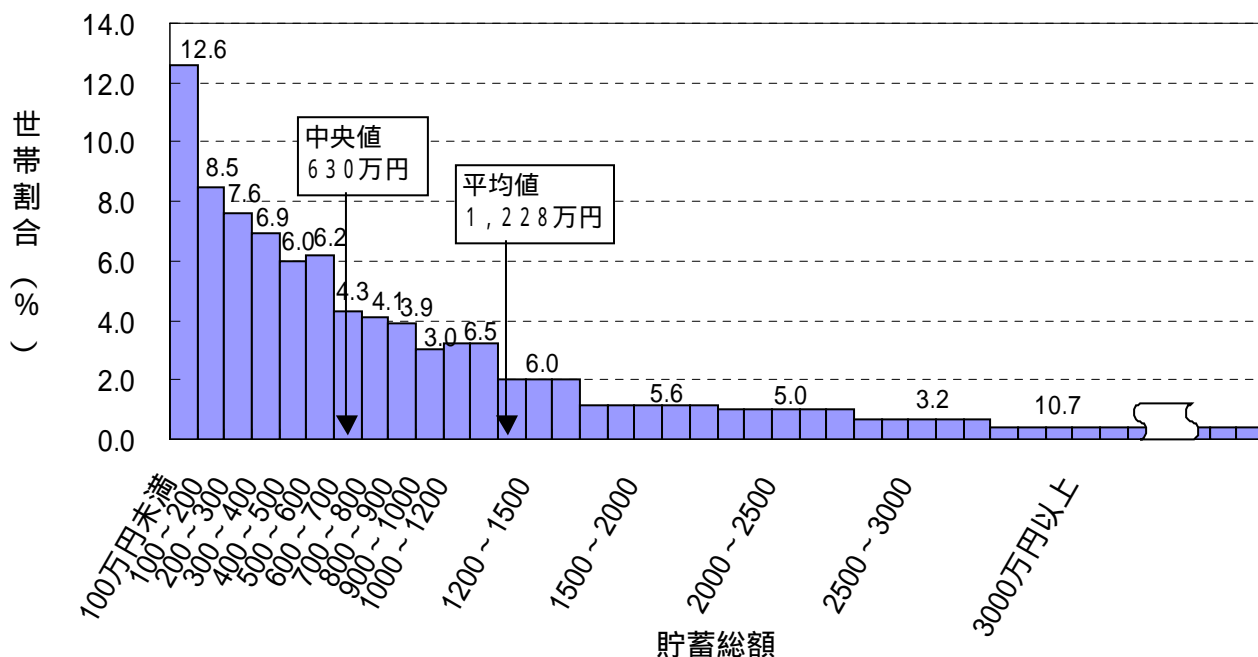
### (1) 貯蓄保有状況

#### -1 貯蓄現在高 - 全世帯 (図表 1-1)

調査対象世帯 (全世帯) のうち約 9 割(93.2%)が貯蓄を保有しており、貯蓄保有世帯の平均貯蓄総額 (預貯金・金融商品の保有額) は 1,228 万円 (中央値は 630 万円) となっている。また、貯蓄総額の分布を見ると「100 万円未満」とした世帯の割合が 12.6%と最も高かった。

図表 1 - 1 貯蓄総額の分布 < 全世帯 >

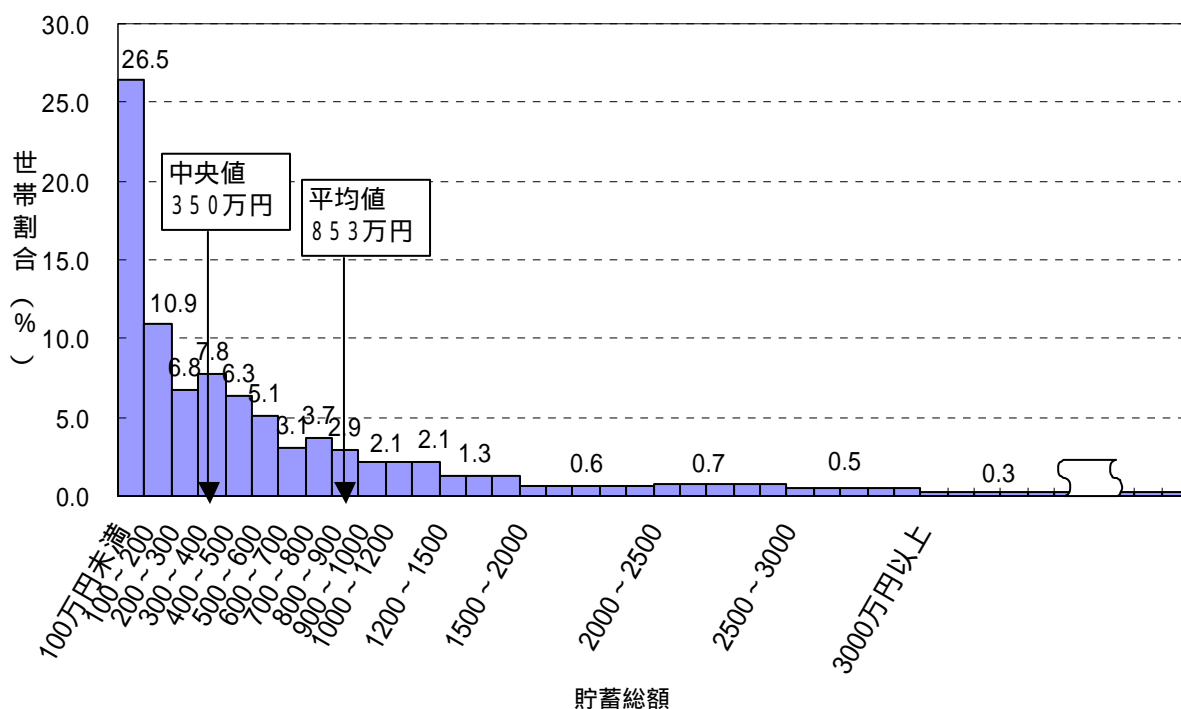
(N=3838)



#### -2 貯蓄現在高 - 単身世帯 (図表 1-2)

調査対象世帯 (単身世帯) のうち約 9 割(88.1%)が貯蓄を保有しており、貯蓄保有世帯の平均貯蓄総額 (預貯金・金融商品の保有額) は 853 万円 (中央値は 350 万円) となっている。また、貯蓄総額の分布を見ると「100 万円未満」とした世帯の割合が 26.5%と最も高かった。

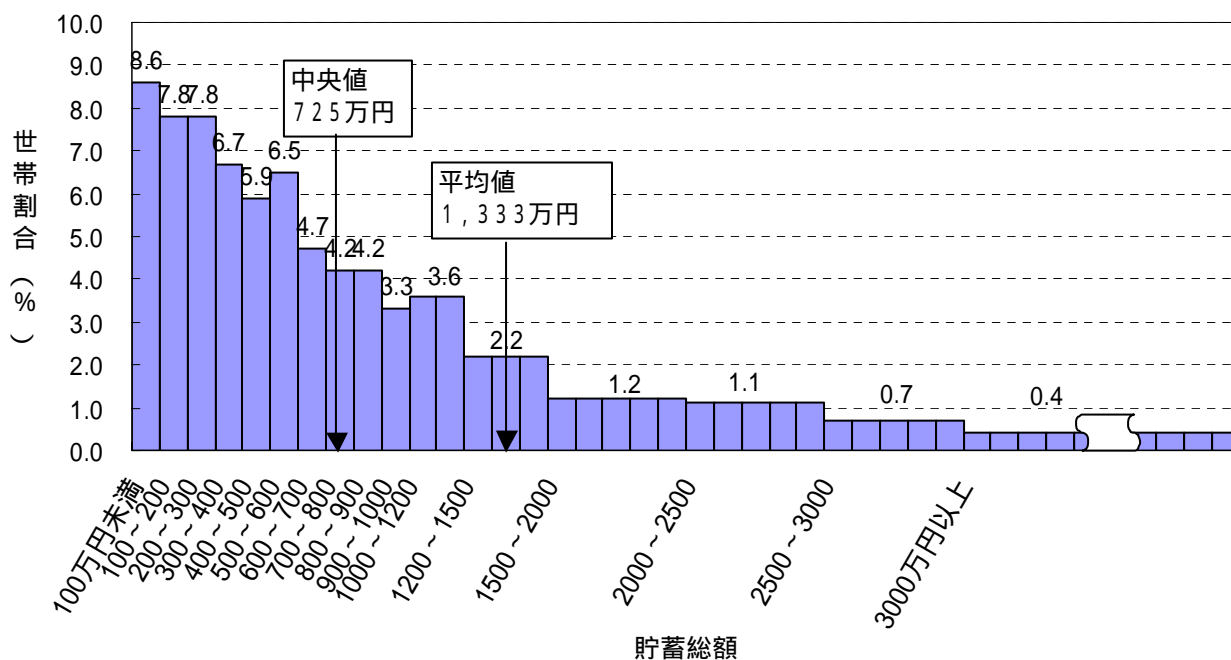
図表1-2 貯蓄保有世帯の貯蓄現在高の分布<単身世帯> (N=842)



-3 貯蓄現在高 - 2人以上世帯 (図表 1-3)

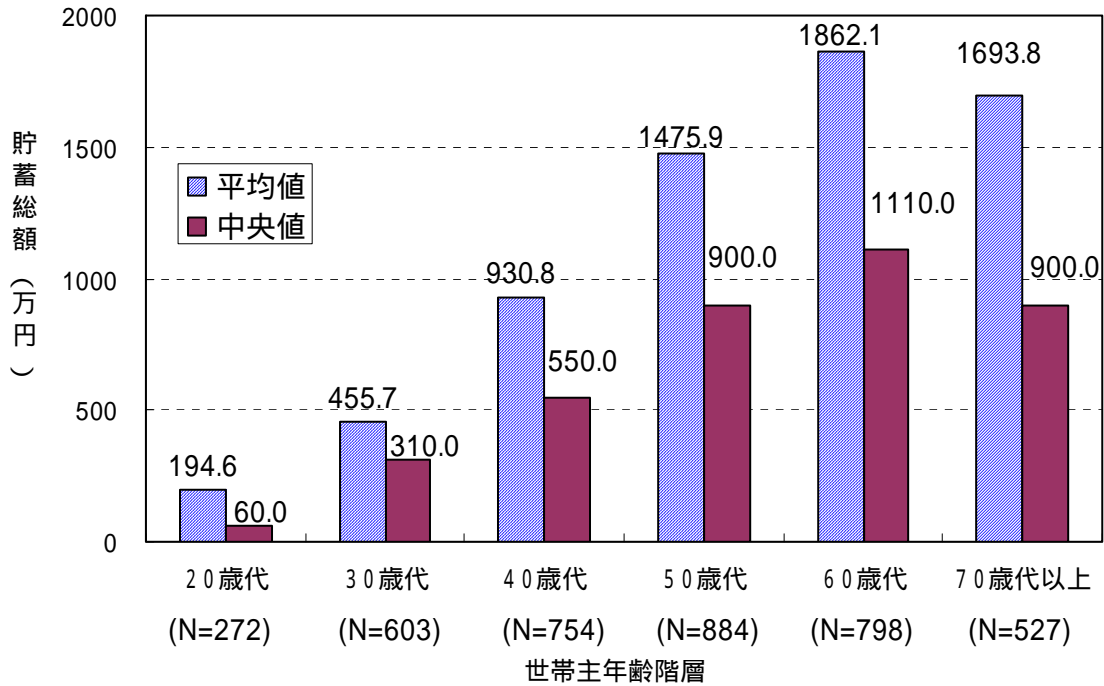
調査対象世帯 (2人以上世帯) のうち約9割(94.8%)が貯蓄を保有しており、貯蓄保有世帯の平均貯蓄総額 (預貯金・金融商品の保有額) は 1,333 万円 (中央値は 725 万円) となっている。また、貯蓄総額の分布を見ると「100万円未満」とした世帯の割合が 8.6%と最も高かった。

図表1-3 貯蓄保有世帯の貯蓄現在高の分布<2人以上世帯> (N=2996)

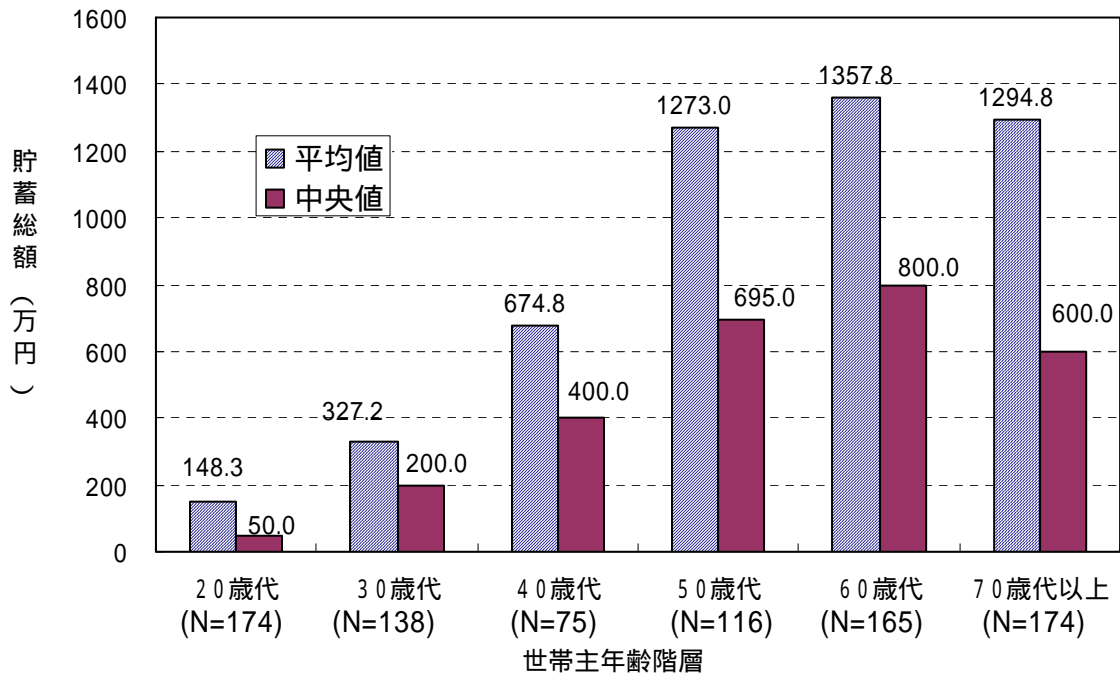


平均貯蓄総額を全世帯、単身世帯、2人以上の世帯別に世帯主の年齢階級別にみると、それぞれ世帯主の年齢が高くなるほど多くなる傾向が見られ、世帯主が60歳代の世帯においては、全世帯では1,862万円（中央値は1,110万円）、単身世帯では1,358万円（中央値は800万円）、2人以上世帯では1,994万円（中央値は1,225万円）と最も多かった。

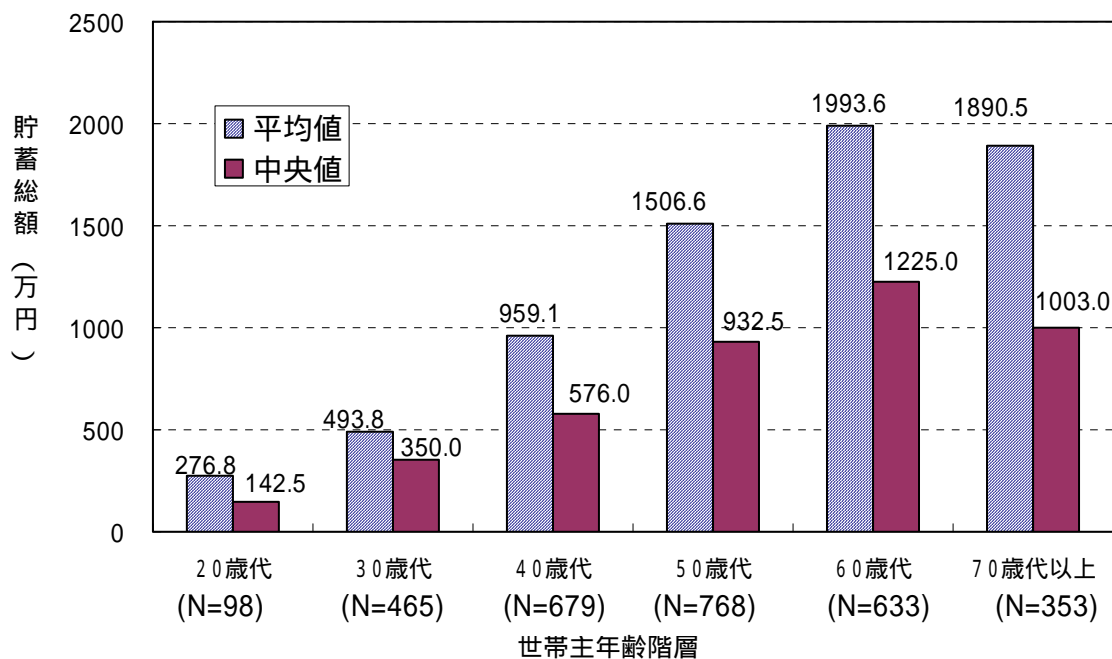
図表2-1 貯蓄現在高の平均値と中央値＜全世帯＞



図表2-2 貯蓄現在高の平均値と中央値＜単身世帯＞



図表2-3 貯蓄現在高の平均値と中央値 < 2人以上の世帯 >

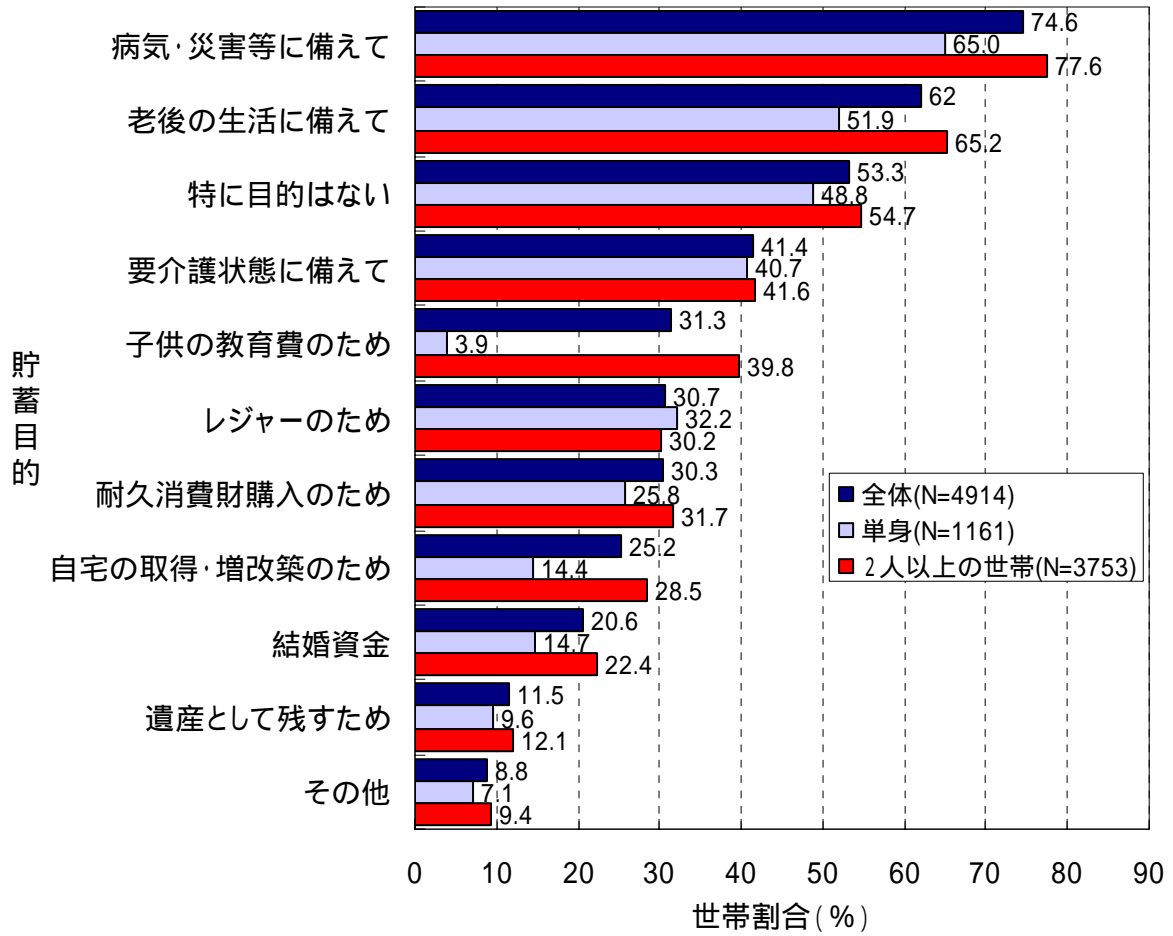


## (2) 貯蓄目的

貯蓄目的 (図表 3.4)

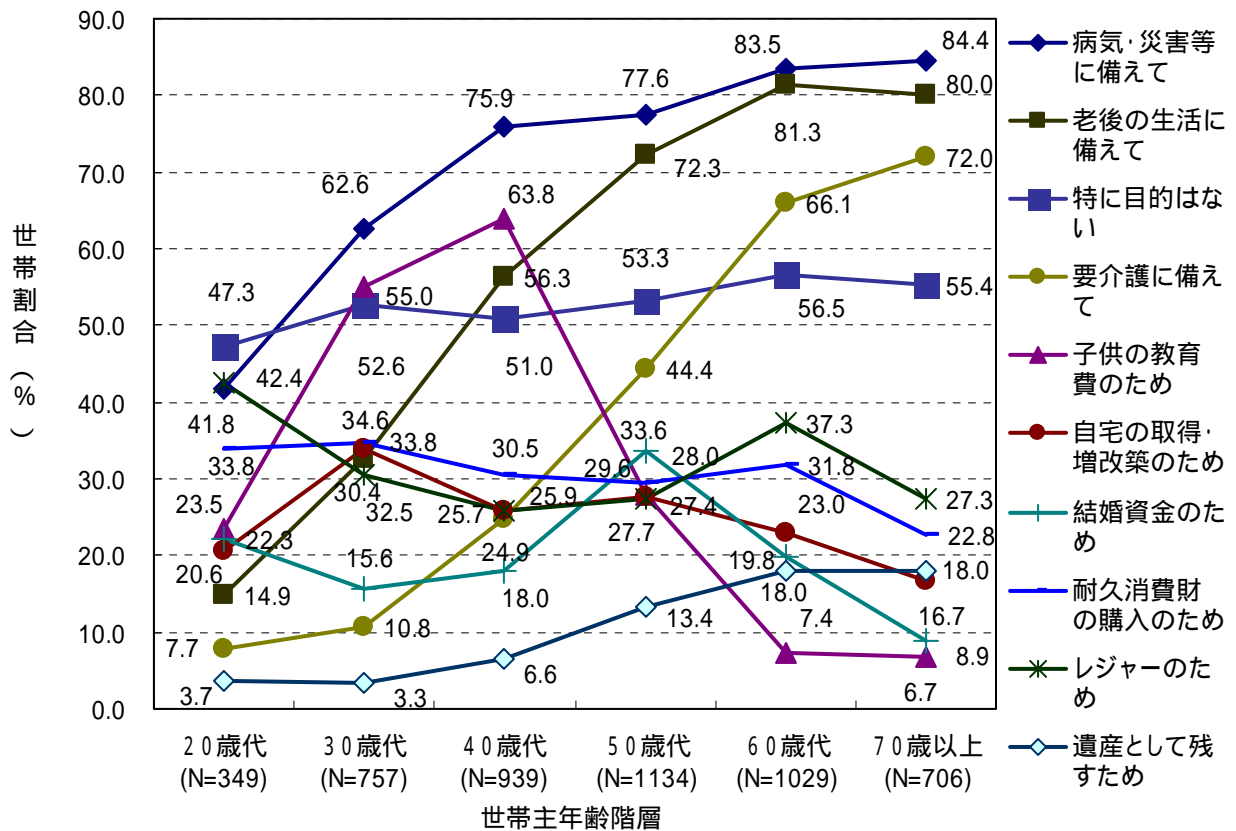
貯蓄の目的について尋ねたところ、「病気、災害、その他不時の出費に備えるため」と回答した世帯の割合がそれぞれ全世帯で 74.6%、単身世帯で 65.0%、2人以上の世帯で 77.6%で最も高く、次いで「老後の生活に備えるため」、「特に目的はないが貯蓄をしていれば安心だから」となっている。

図表3 貯蓄目的(複数回答)

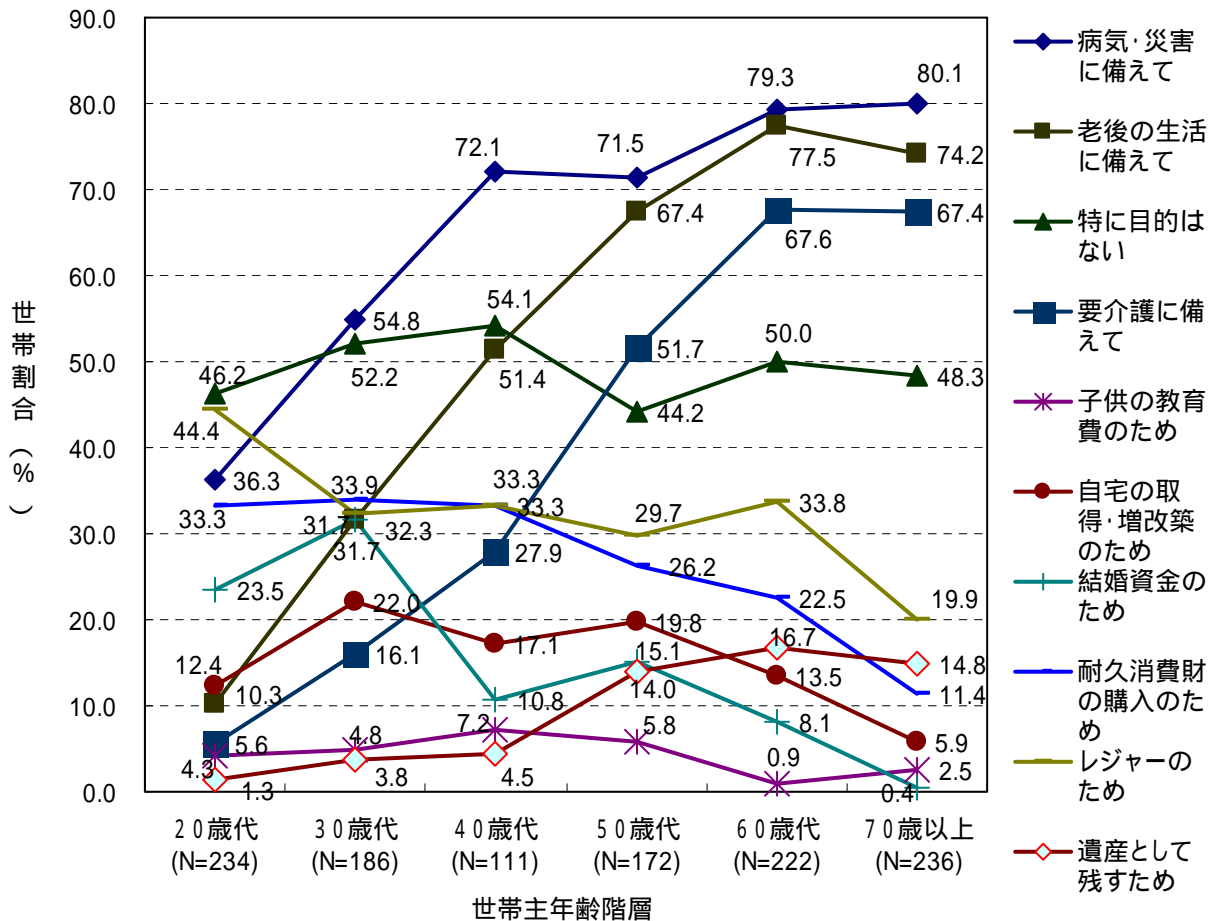


これを世帯主の年齢階級別にみると、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯において40歳代以上では「病気、災害、その他不時の出費に備えるため」の割合が最も高くなっている。

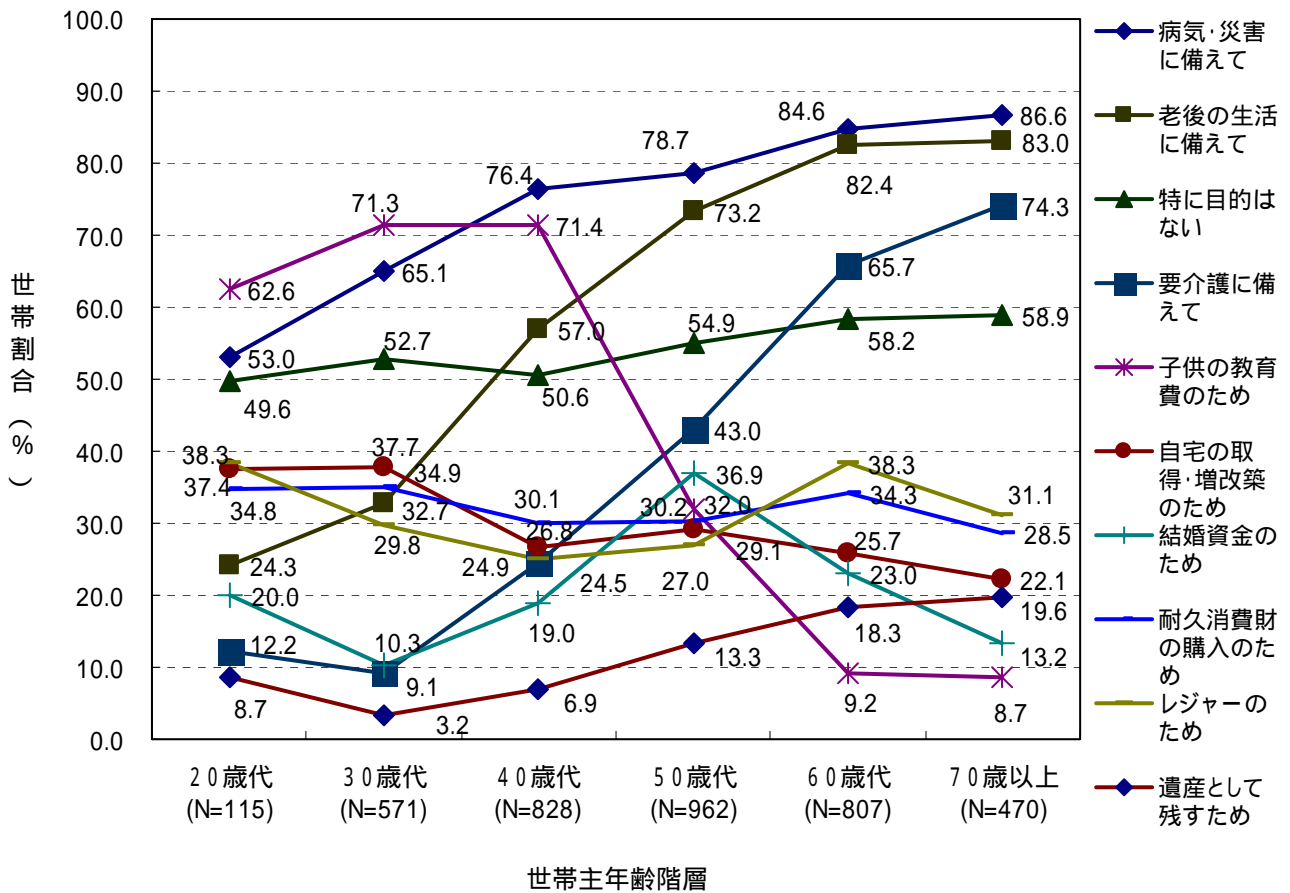
図表4-1 貯蓄目的(世帯年齢階級別)(複数回答) <全世界帯>



図表4-2 貯蓄目的(世帯主年齢階級別)(複数回答) <単身世帯>



図表4-3 貯蓄目的(世帯主年齢階級別)(複数回答)<2人以上の世帯>



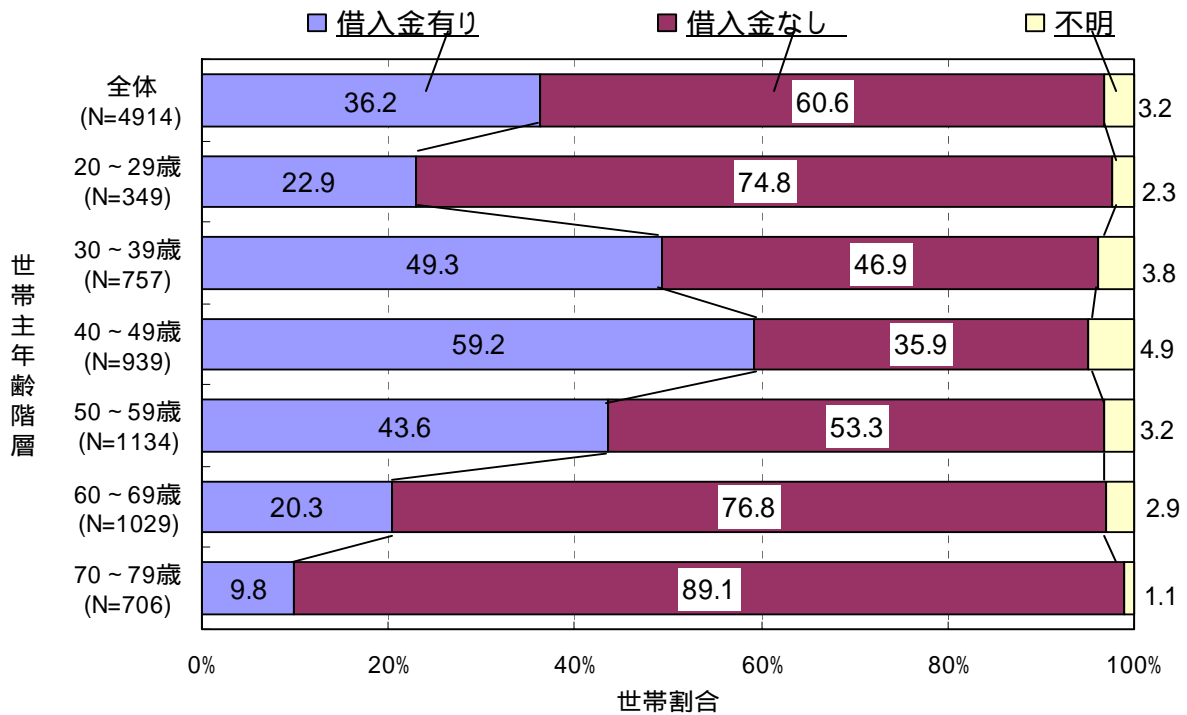


## 2 負債の状況

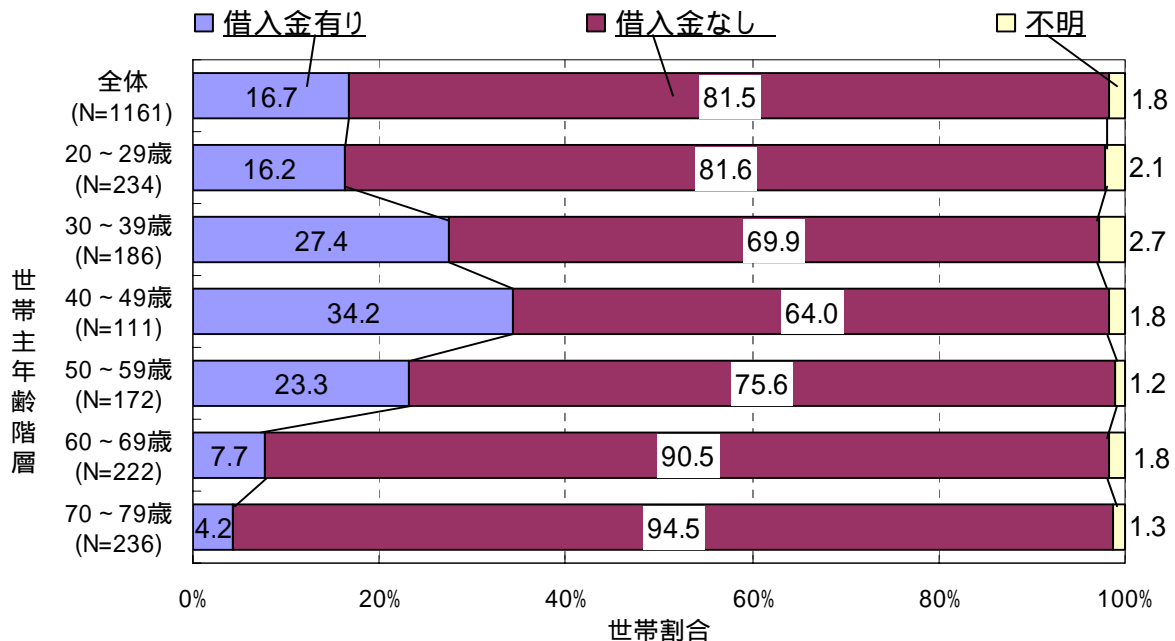
### (1) 負債の状況 (図表5)

借入金がある世帯の割合は全世帯では 36.2%、単身世帯では 16.7%、2人以上の世帯では 42.3%であった。世帯主の年齢階級別に見ると、30歳代から50歳代の世帯の4割以上が借入れをしており、他の年齢階級に比べて高い割合となっている。

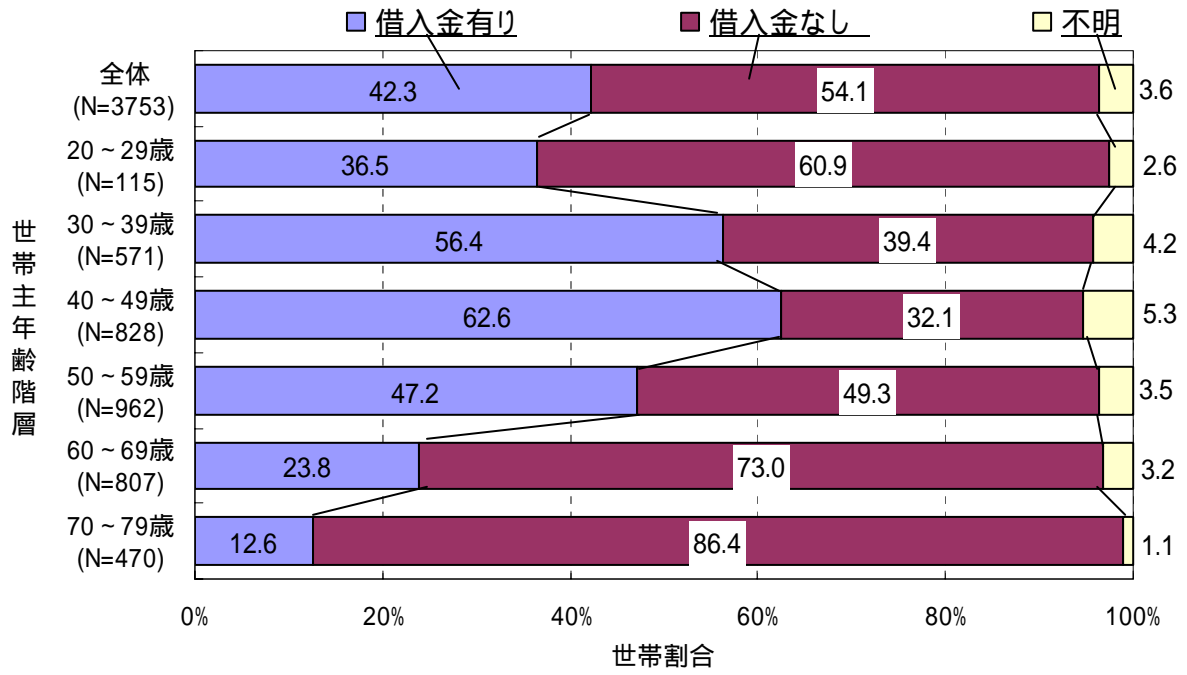
図表5-1 借入金保有状況(世帯主年齢階級別) <全世帯>



図表5-2 借入金保有状況(世帯主年齢階級別) <単身世帯>



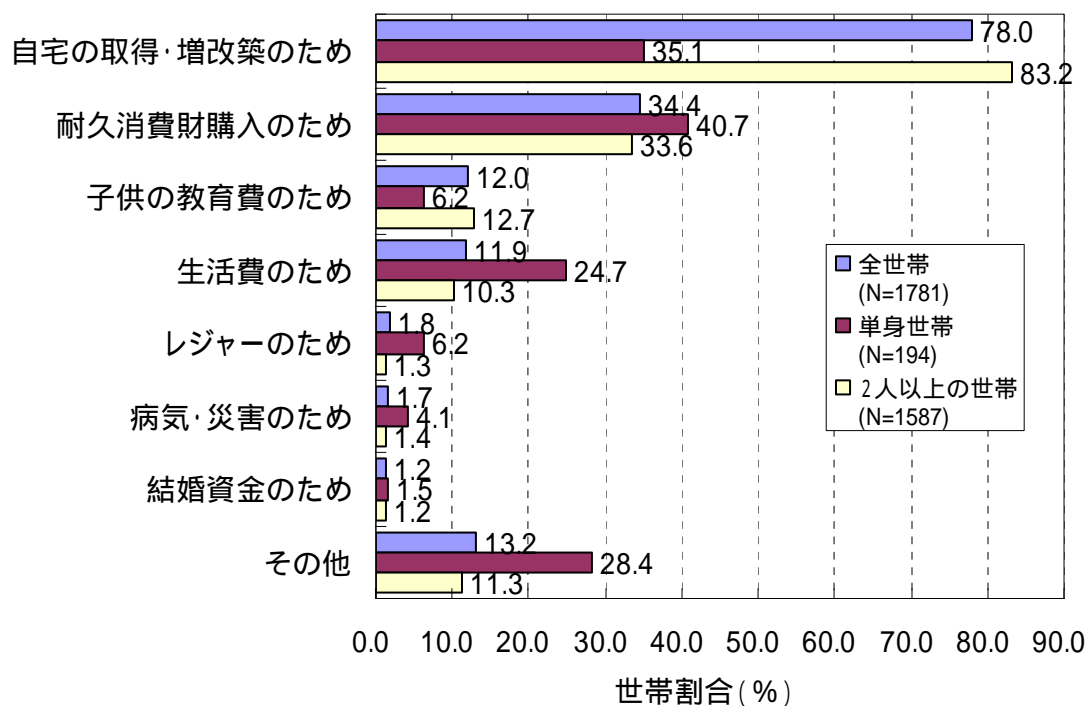
図表5-3 借入金保有状況(世帯主年齢階級別) < 2人以上世帯 >



## (2) 負債の目的 (図表6)

借入の目的は全世帯、2人以上の世帯で「マイホームの取得・増改築のため」の割合が最も高く、借入金がある世帯のうちの約8割となっている。一方、単身世帯では「耐久消費財の購入のため」の割合が最も高く、借入金がある世帯のうちの約4割となっている。

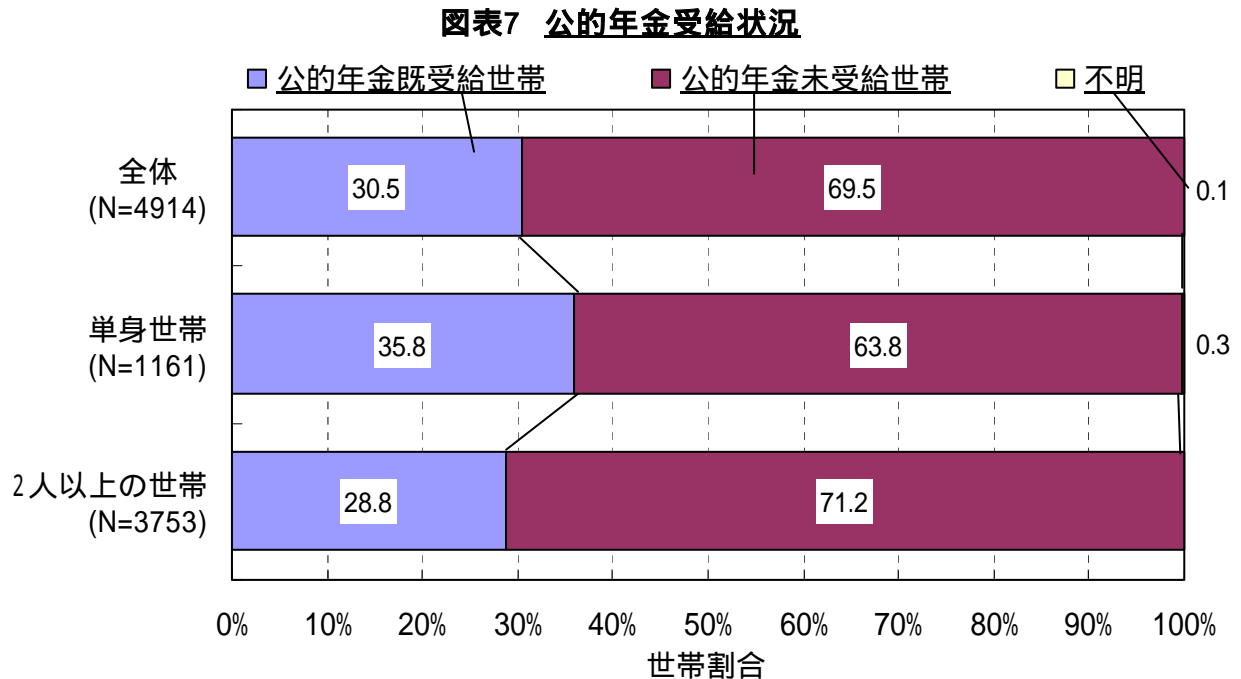
図表6 目的別借入金保有状況



### 3 老後の生活に関する現状と意識

#### (1) 公的年金の受給状況（図表7）

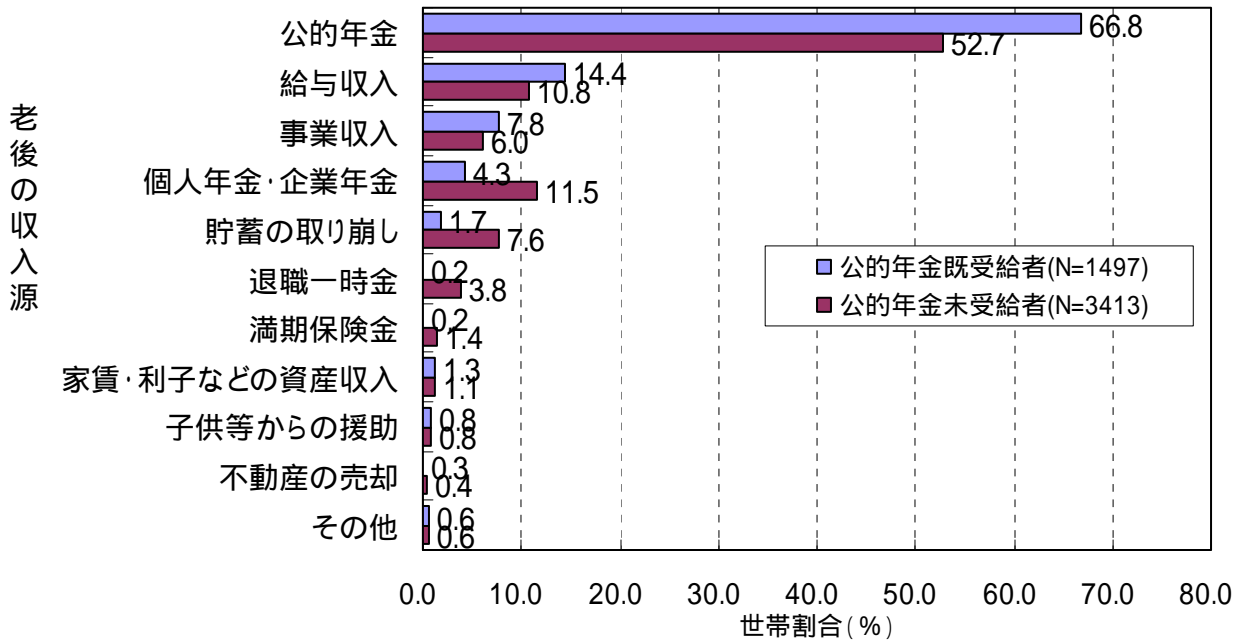
世帯主の公的年金受給状況を見ると、「まだ受け取っていない」とした世帯（以下「公的年金未受給世帯」という）の割合がそれぞれの世帯で6割を超え、「すでに受け取っている」とした世帯（以下「公的年金既受給世帯」という）の割合が約3割であった。



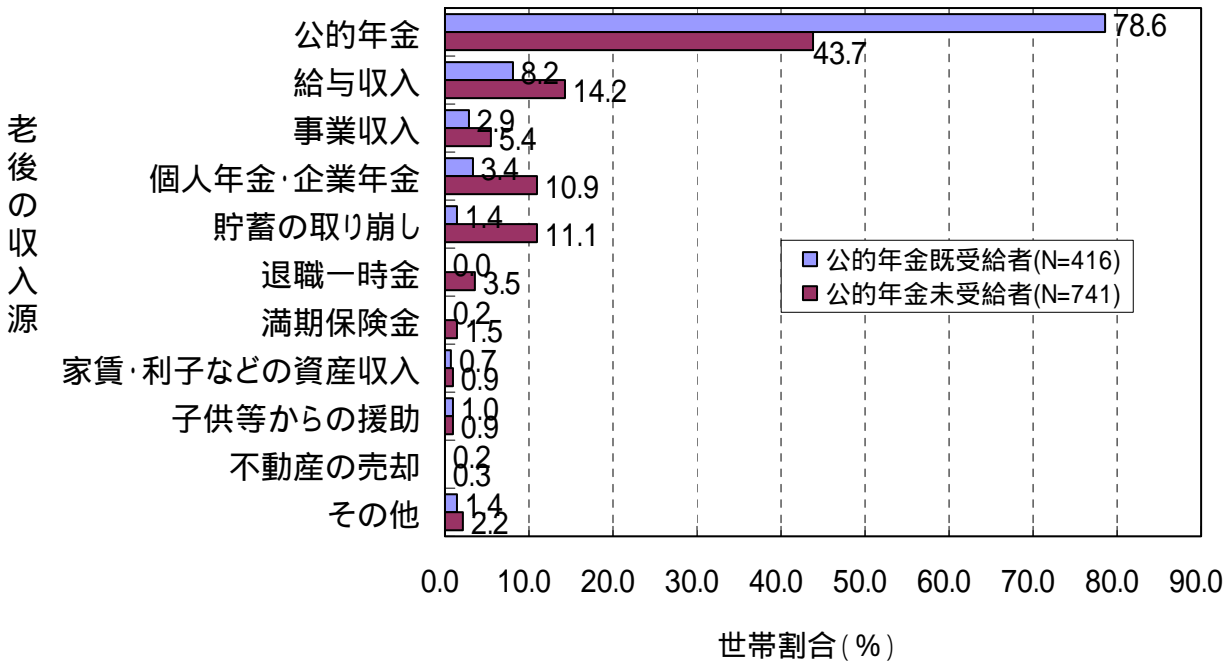
#### (2) 公的年金に関する意識と現状（図表8, 9）

老後の生活費を賄う最も重要な収入源としては、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯において公的年金未受給世帯、公的年金既受給世帯ともに「公的年金」をあげる割合が際立って高かった。また、その割合は、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯において未受給世帯では43.7%～55.2%であるのに対して、既受給世帯では62.3%～78.6%となっている。

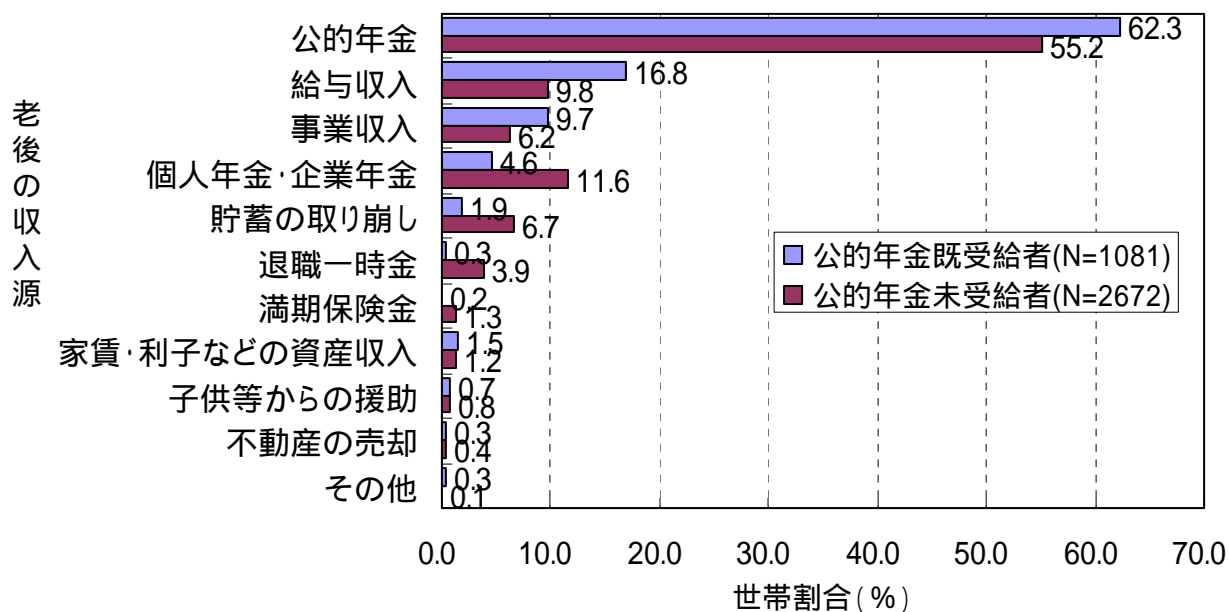
図表8-1 老後の収入源(公的年金受給状況別) < 全世界帯 >



図表8-2 老後の収入源(公的年金受給状況) < 単身世帯 >

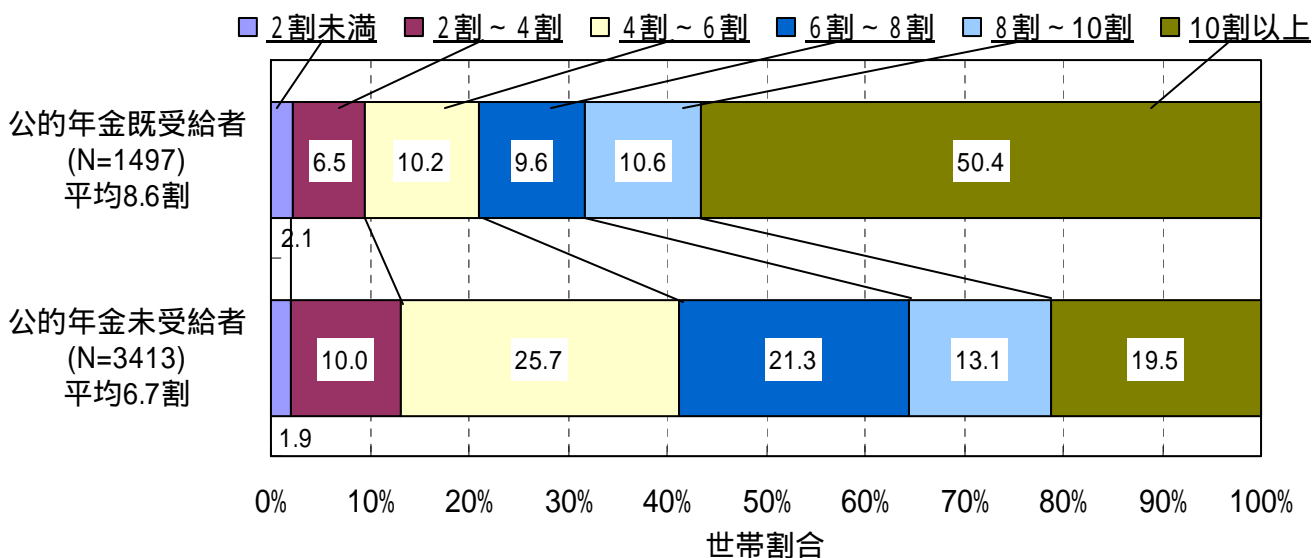


図表8-3 老後の収入源(公的年金受給状況) < 2人以上の世帯 >

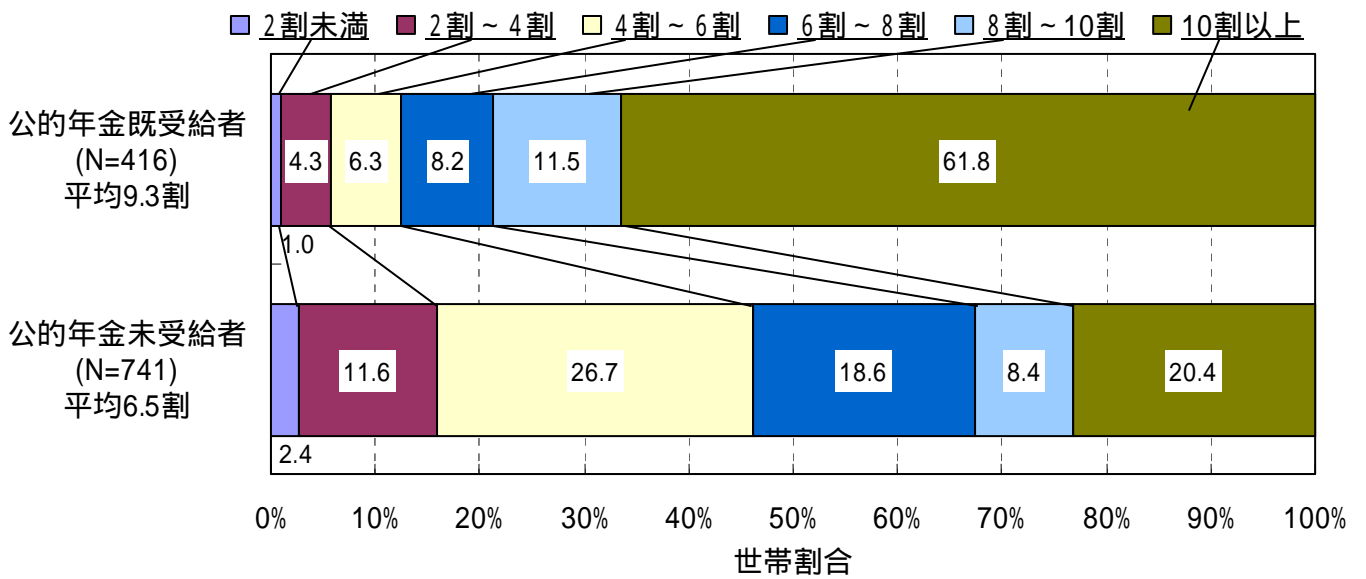


また、公的年金で老後の生活費の何割程度を賄えると考えているか(賄っているか)をたずねたところ、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯で未受給世帯の回答の平均は6.7割であったのに対して、既受給世帯の回答の平均は8.7割となった。特に、既受給世帯のおよそ半数が公的年金で生活費を十分に賄えていると回答している。

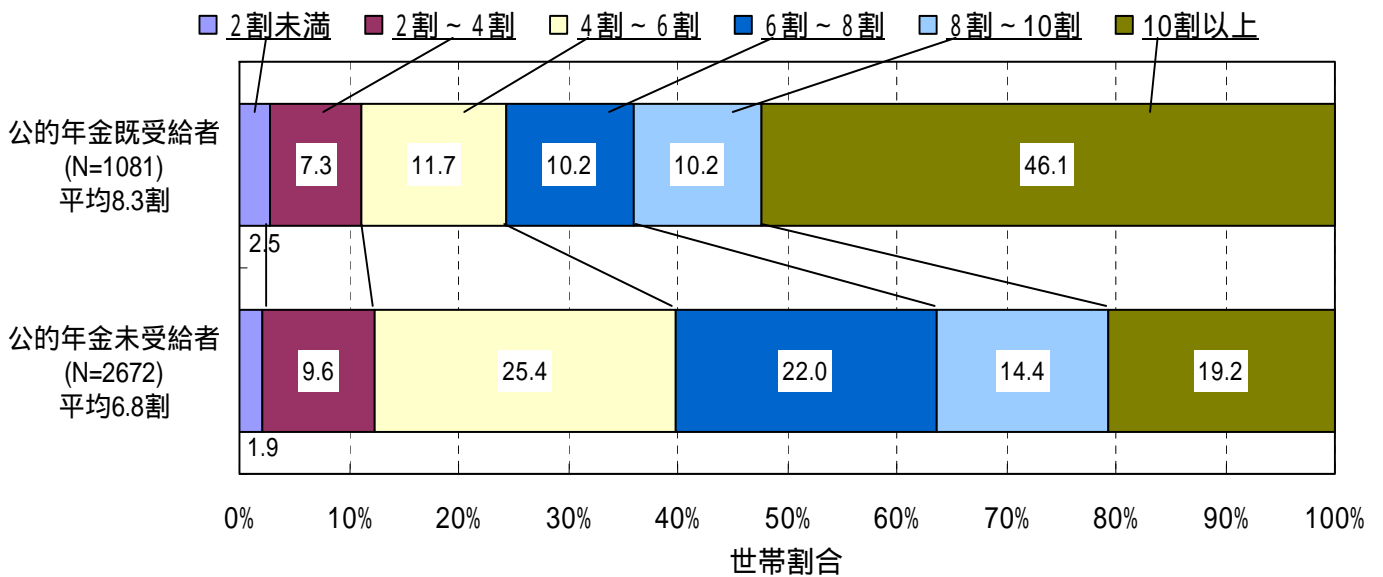
図表9-1 公的年金で生活費を賄える割合(公的年金受給状況別) < 全世帯 >



図表9-2 公的年金で生活費を賄える割合(公的年金受給状況別) < 単身世帯 >



図表9-3 公的年金で生活費を賄える割合(公的年金受給状況別) < 2人以上の世帯 >

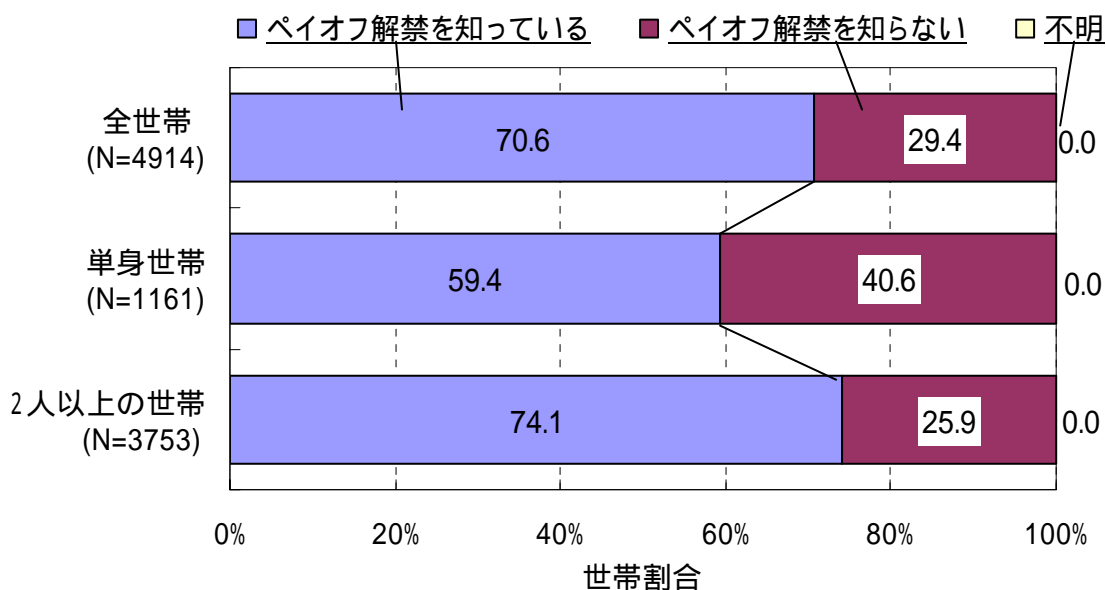


## 4 ペイオフ解禁

### (1) ペイオフ解禁の認知状況 (図表 10~12)

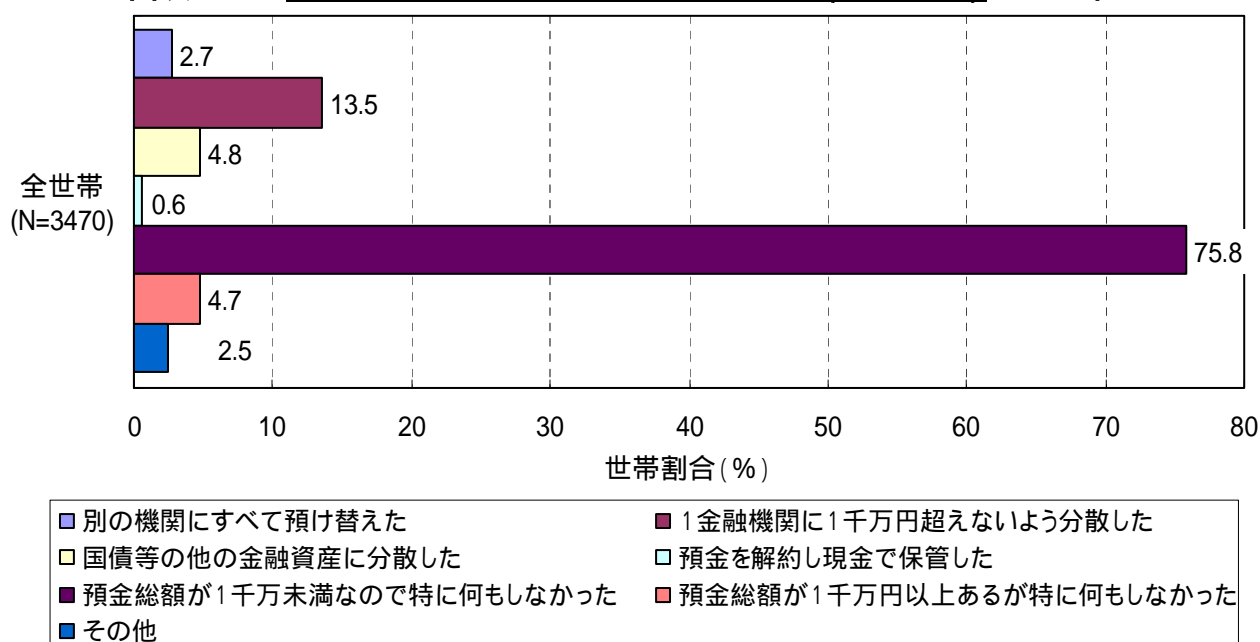
平成 14 年 4 月に始まったペイオフ解禁についてその認知をたずねたところ、全世帯と 2 人以上の世帯で「知っている」とした世帯が 7 割以上であり、「知らない」とした世帯の約 3 割を大きく上回った。一方、単身世帯では「知っている」とした世帯が約 6 割であり、「知らない」とした世帯が約 4 割であった。

**図表10 定期性預金のペイオフ解禁認知状況**



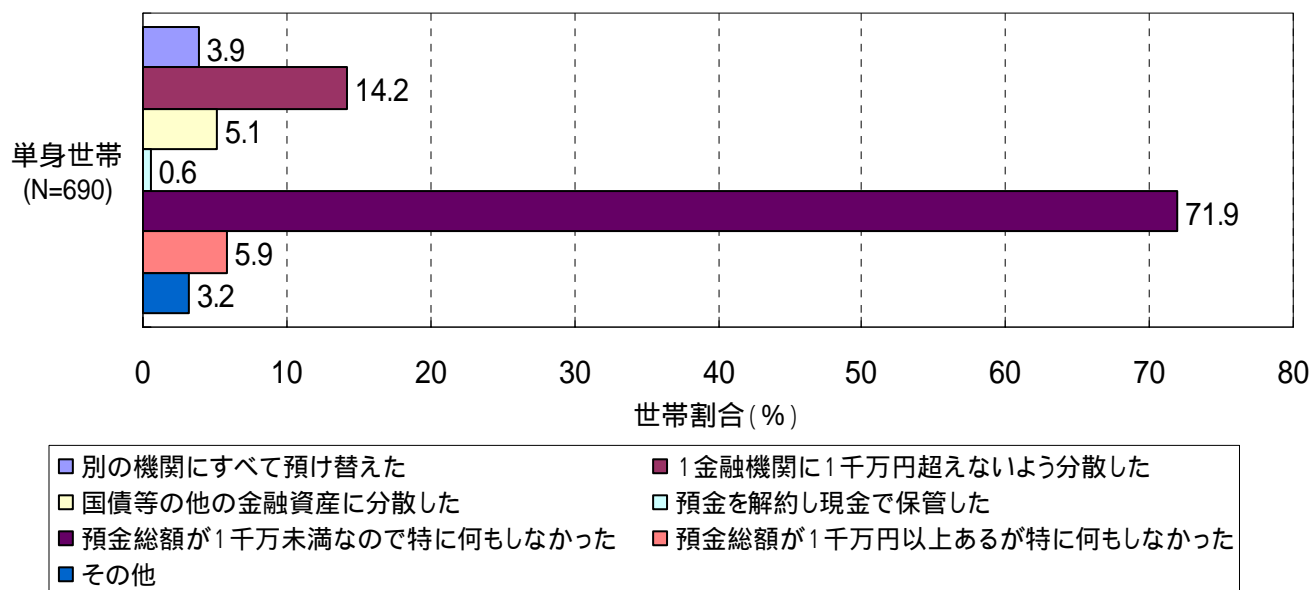
定期性預金のペイオフ解禁を「知っている」と回答した世帯にペイオフ解禁で行ったことをたずねたところ、全世帯、単身世帯、2 人以上の世帯で「預金総額が 1 千万円未満なので特に何もしなかった」と答えた世帯が 7 割以上であった。

**図表11-1 定期性預金のペイオフ解禁で行ったこと(複数回答) < 全世帯 >**

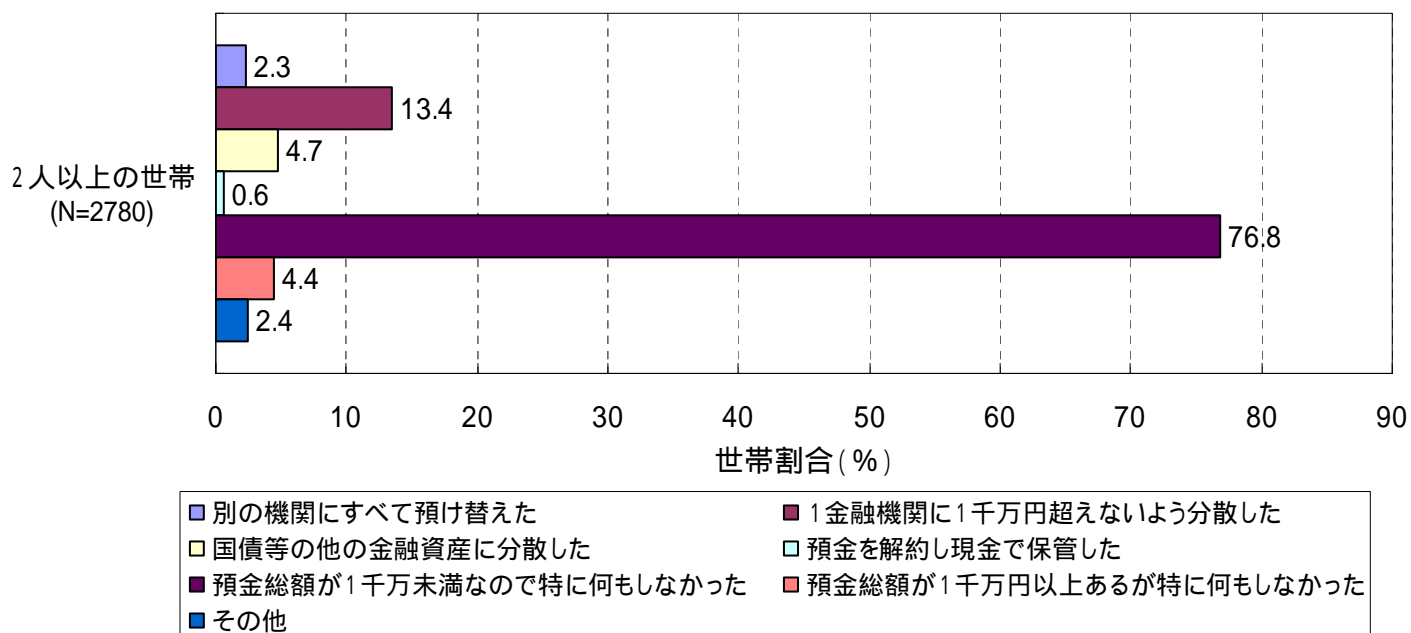




図表11-2 定期性預金のペイオフ解禁で行ったこと(複数回答) <単身世帯>

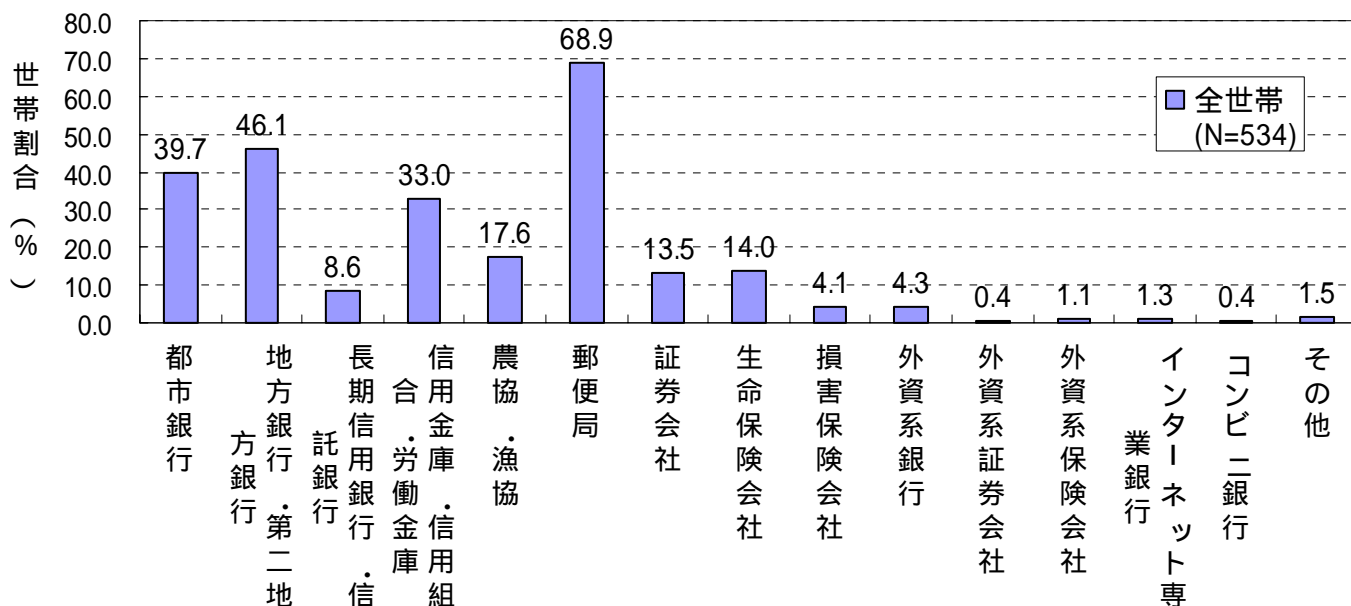


図表11-3 定期性預金のペイオフ解禁で行ったこと(複数回答) <2人以上の世帯>

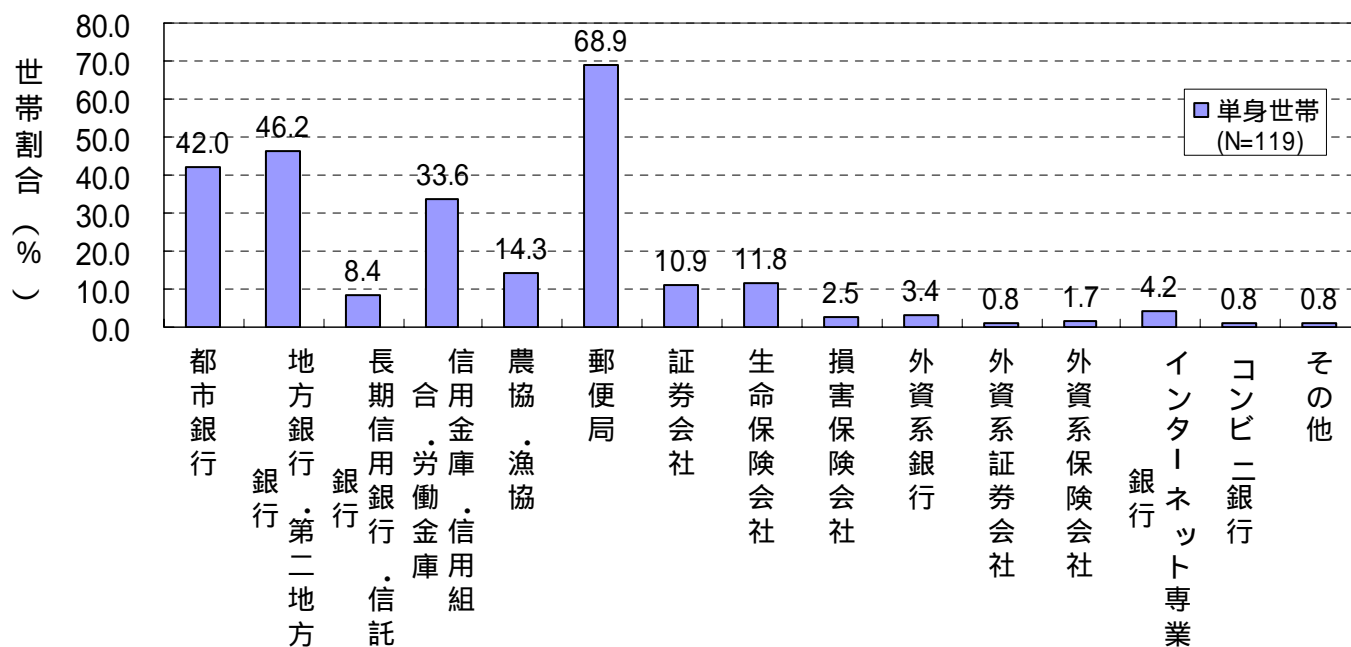


また、「別の金融機関にすべて預け替えた」、「1金融機関につき1人あたり1千万円を超えないよう、預金の預入先を分散した」と回答した世帯に、この定期性預金のペイオフ解禁での預金の預け替え先・分散先をたずねたところ、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯で「郵便局」、「地方銀行・第二地方銀行」、「都市銀行」の順となった。

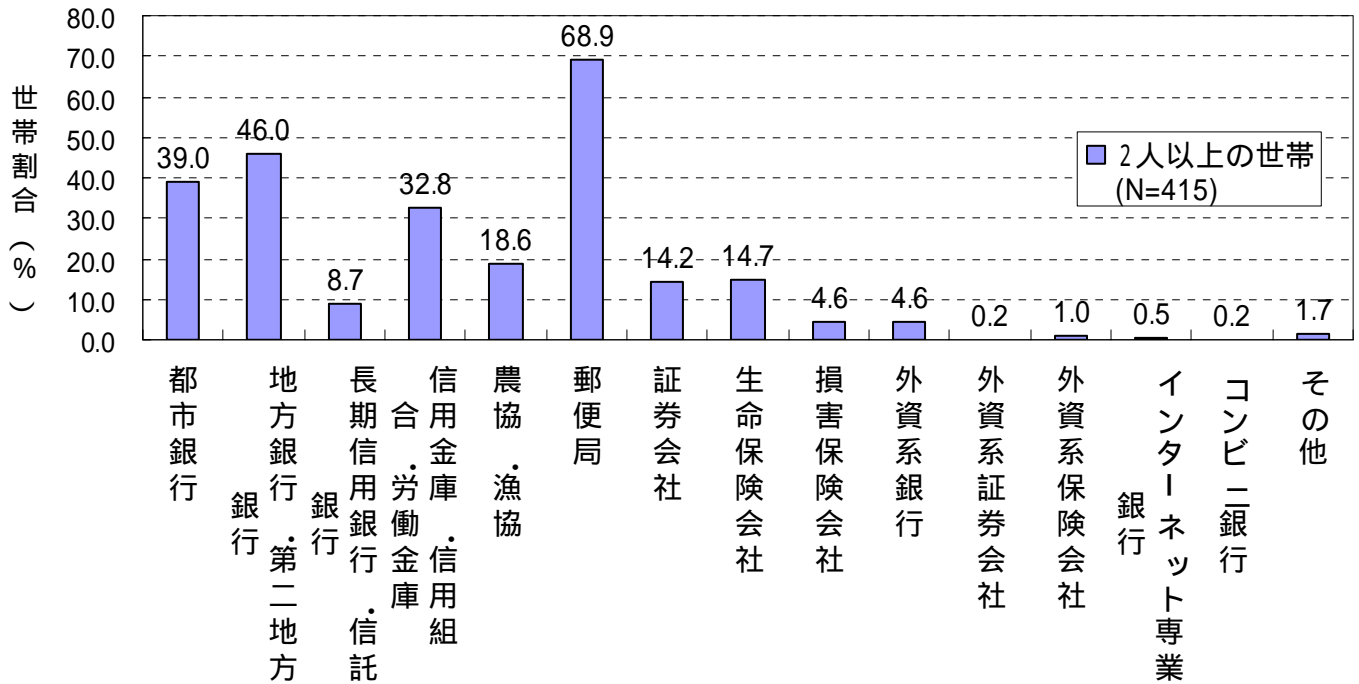
図表12-1 定期性預金のペイオフ解禁での預金の預け替え先・分散先(複数回答)  
 < 全世帯 >



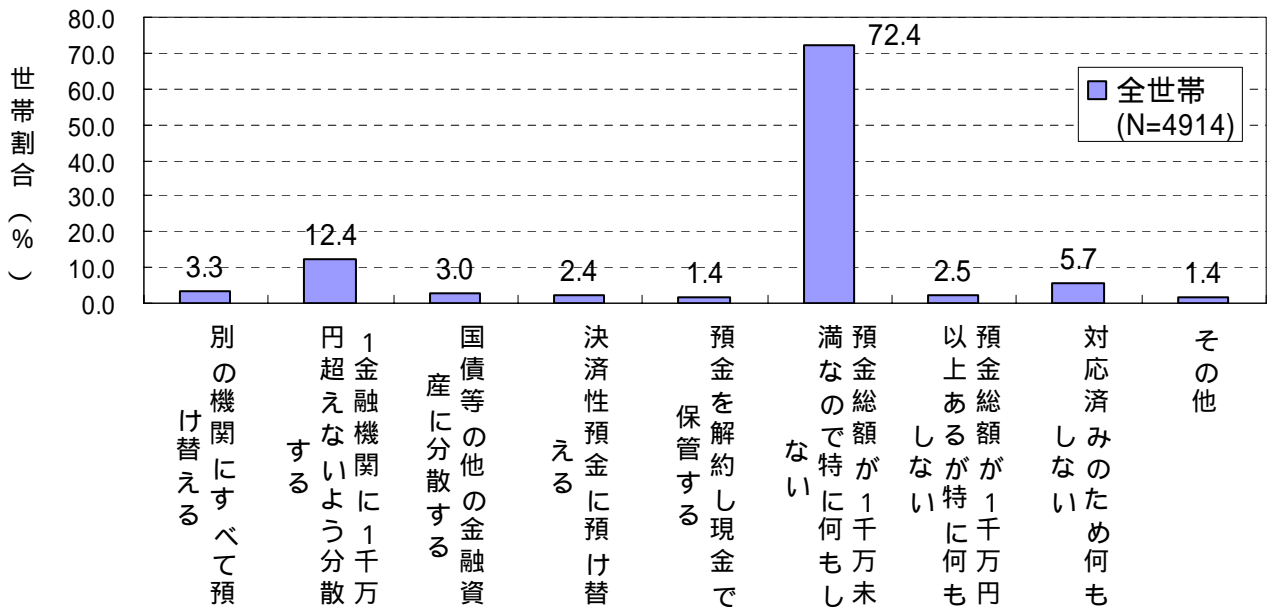
図表12-2 定期性預金のペイオフ解禁での預金の預け替え先・分散先(複数回答)  
 < 単身世帯 >



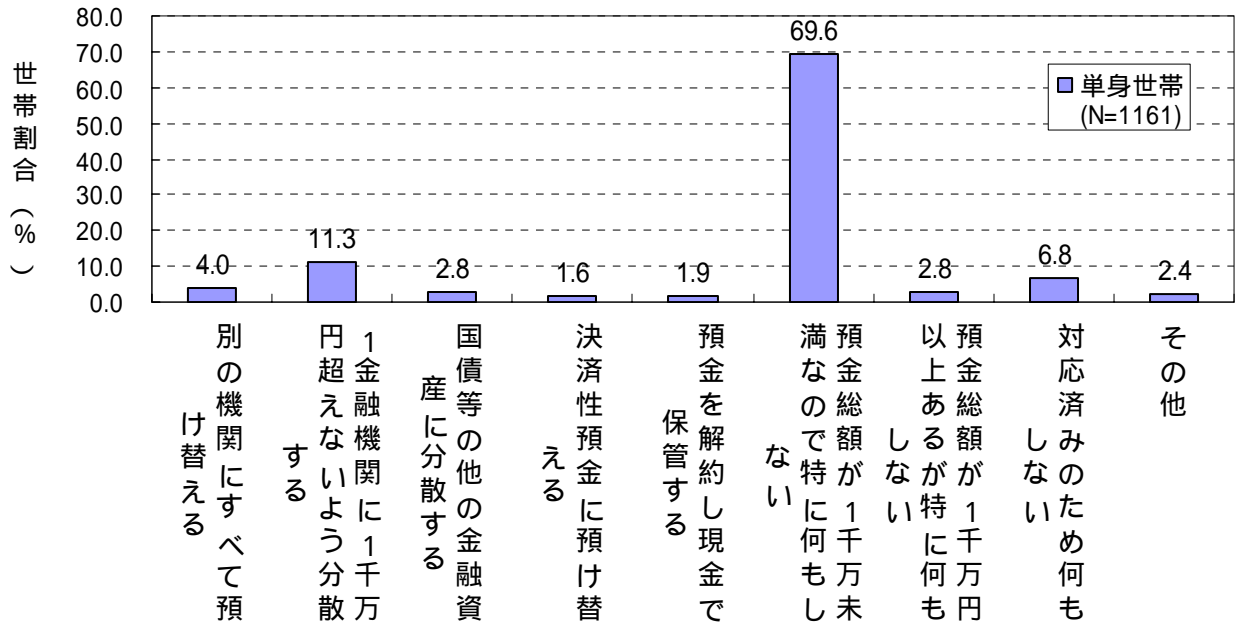
図表12-3 定期性預金のペイオフ解禁での預金の預け替え先・分散先(複数回答)  
<2人以上の世帯>



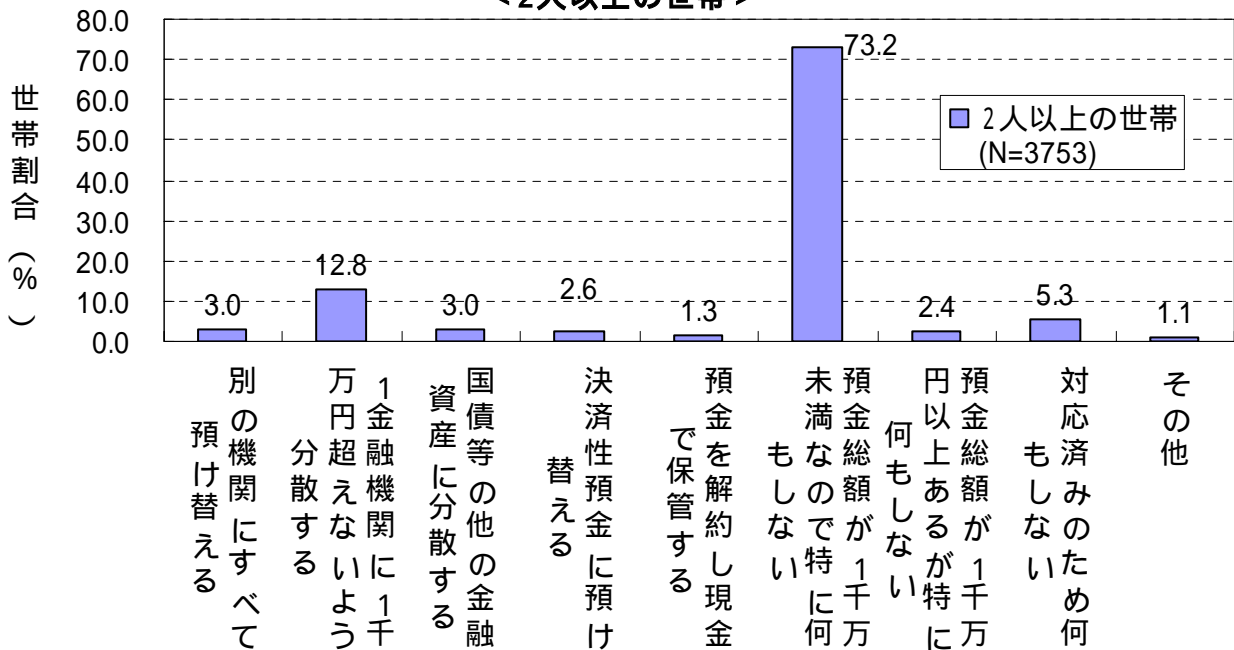
図表13-1 普通預金のペイオフ解禁で行う予定項目(複数回答) <全世帯>



図表13-2 普通預金のペイオフ解禁で行う予定項目(複数回答)  
 <単身世帯>

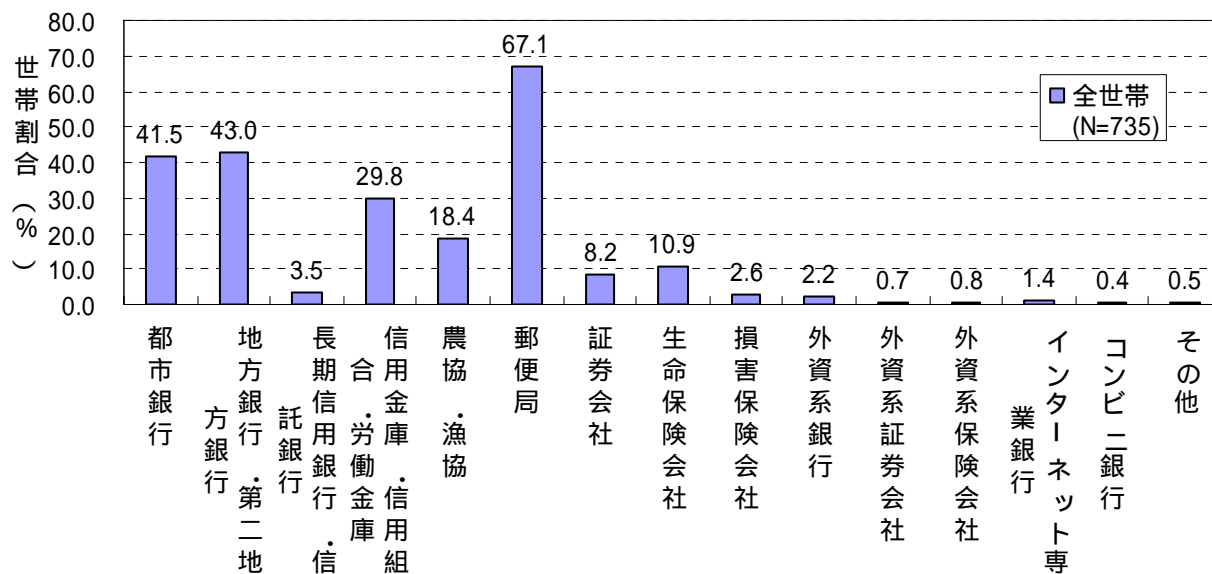


図表13-3 普通預金のペイオフ解禁で行う予定項目(複数回答)  
 <2人以上の世帯>

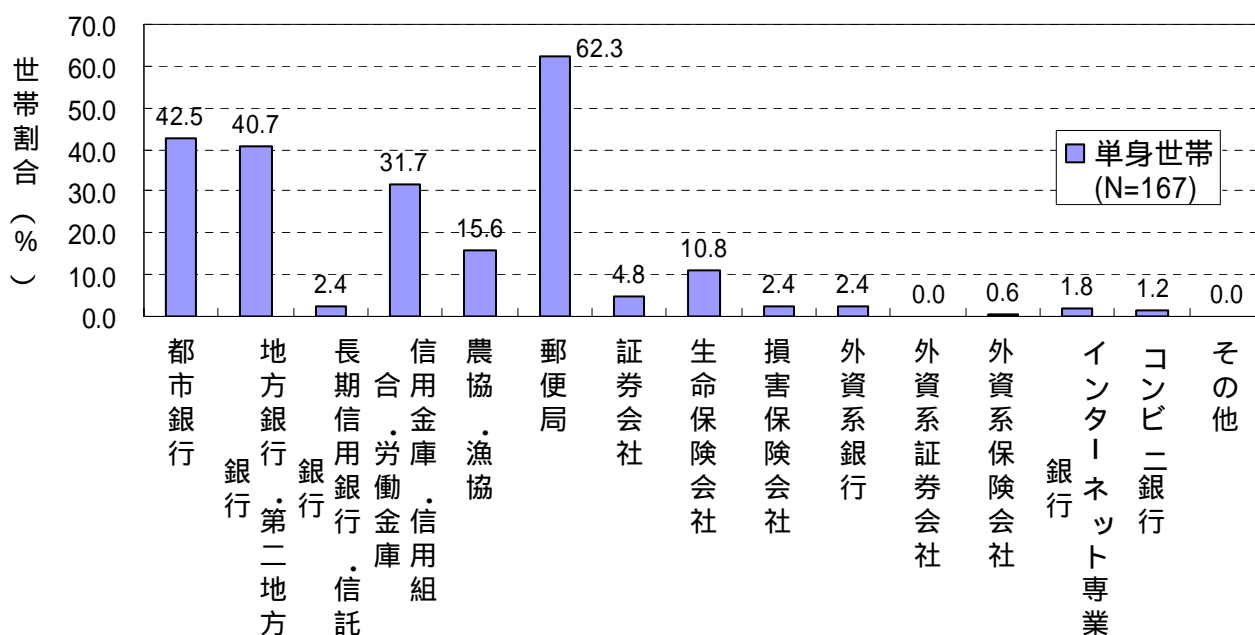


また、「別の金融機関にすべて預け替える」、「1金融機関につき1人当たり1千万円を超えないよう、預金の預入先を分散する」と回答した世帯に、この普通預金のペイオフ解禁に対して予定する預金の預け替え先・分散先をたずねたところ、全世帯、2人以上の世帯では「郵便局」、「地方銀行・第二地方銀行」、「都市銀行」の順であり、単身世帯では「郵便局」、「都市銀行」、「地方銀行・第二地方銀行」の順であった。

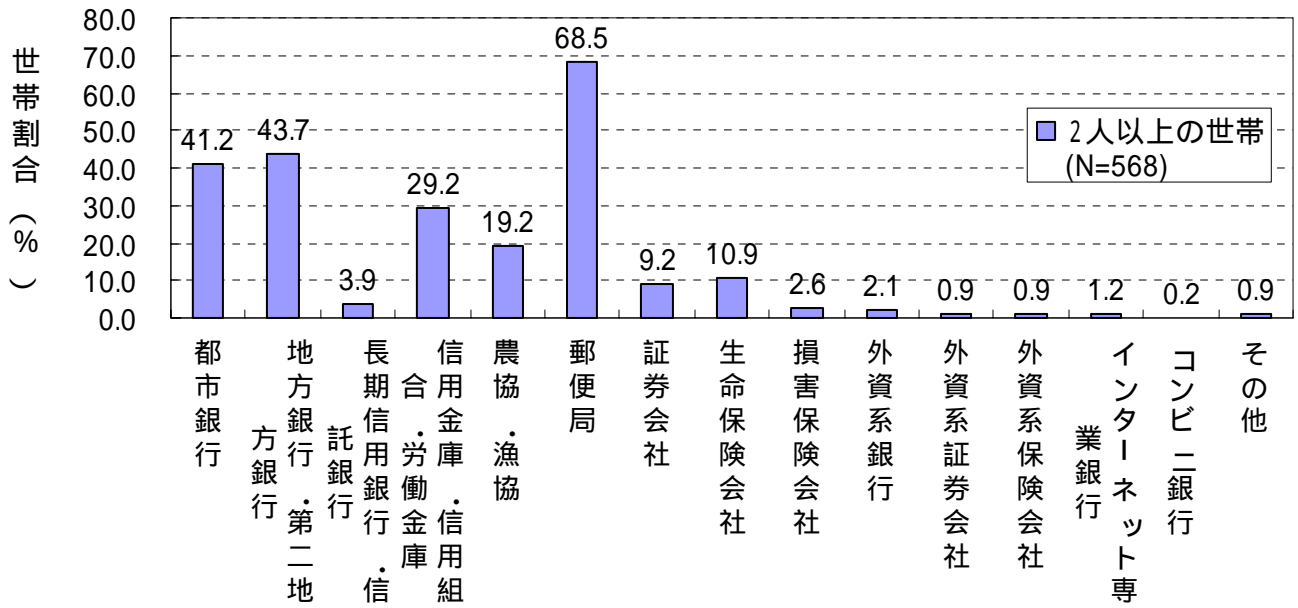
**図表14-1 普通預金のペイオフ解禁で予定する預金の預け替え先・分散先  
(複数回答)<全世帯>**



**図表14-2 普通預金のペイオフ解禁での予定する預金の預け替え先・分散先  
(複数回答)<単身世帯>**



図表14-3 普通預金のペイオフ解禁での予定する預金の預け替え先・分散先  
(複数回答) <2人以上の世帯>

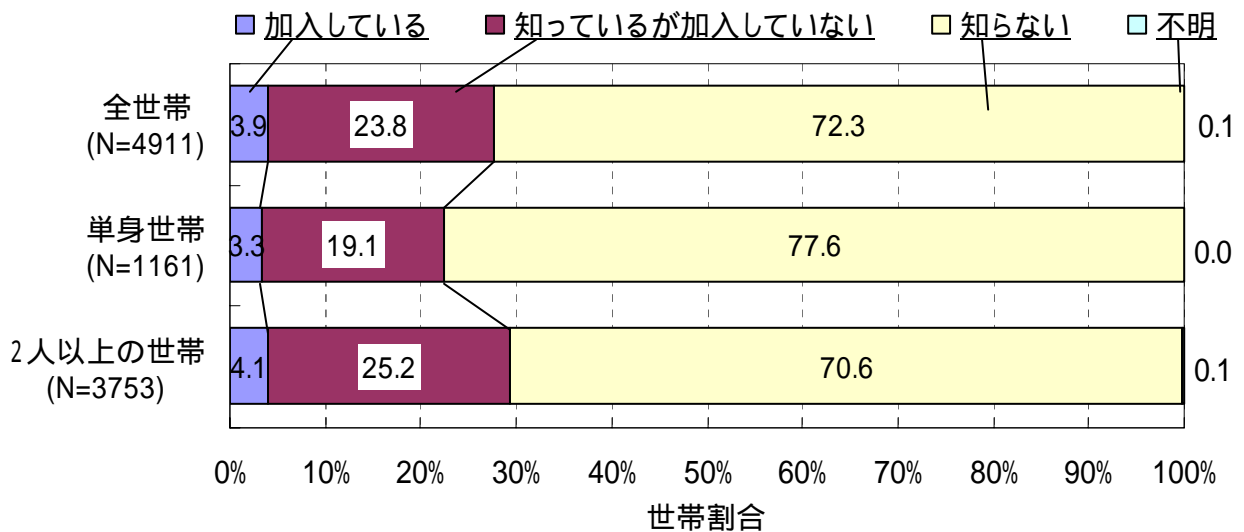


## 5 確定拠出年金の認知

### (1) 確定拠出年金の認知状況 (図表 15 ~ 12)

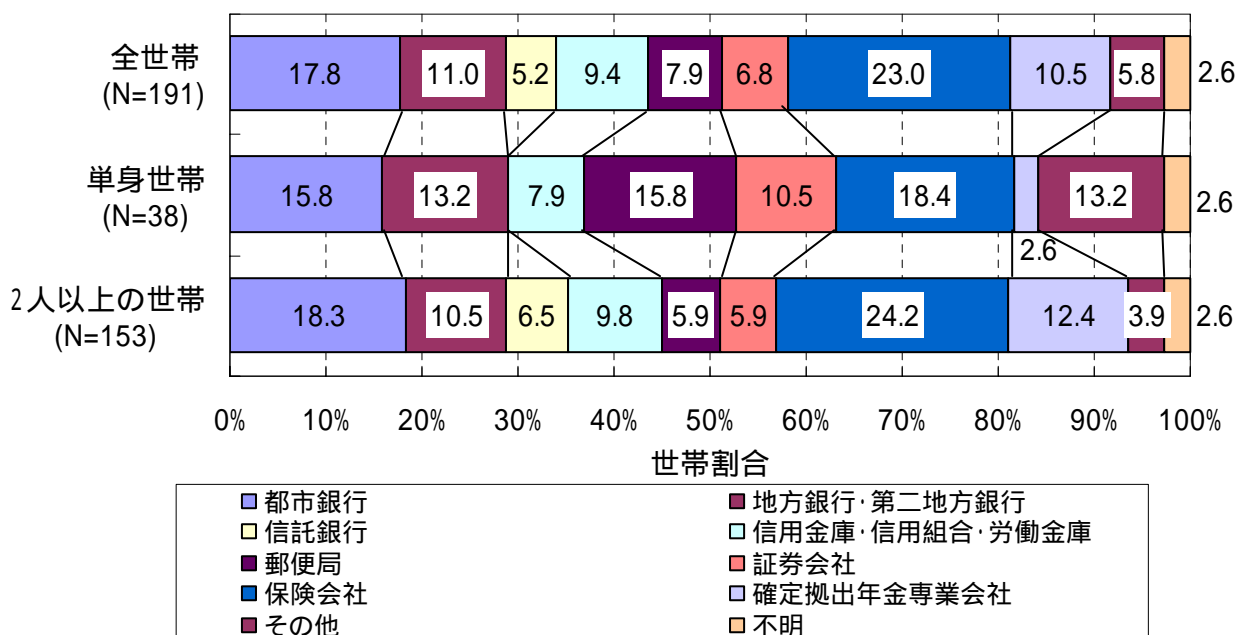
平成 13 年 10 月に始まった確定拠出年金制度について、その認知をたずねたところ、「知っている」とした世帯(「加入している」と「知っているが加入していない」をあわせた割合)は全世帯では 27.6%、単身世帯では 22.4%、2 人以上の世帯では 29.3%であった。単身世帯よりも 2 人以上の世帯の方が認知割合は高い。

図表15 確定拠出年金の認知について



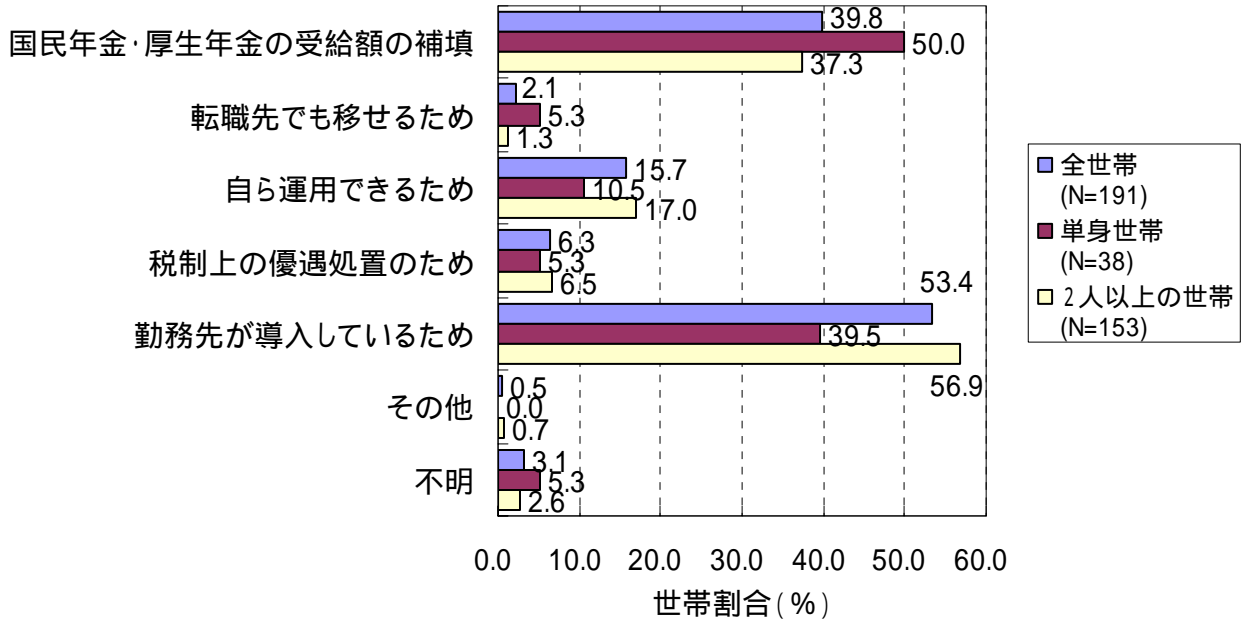
加入申し込みをした金融機関をたずねたところ、全世帯、単身世帯、2 人以上の世帯で「保険会社」の割合が高かった。2 人以上の世帯では次いで「都市銀行」の割合が高いが、単身世帯では「郵便局」の割合が高くなっている。

図表16 加入申し込みした金融機関



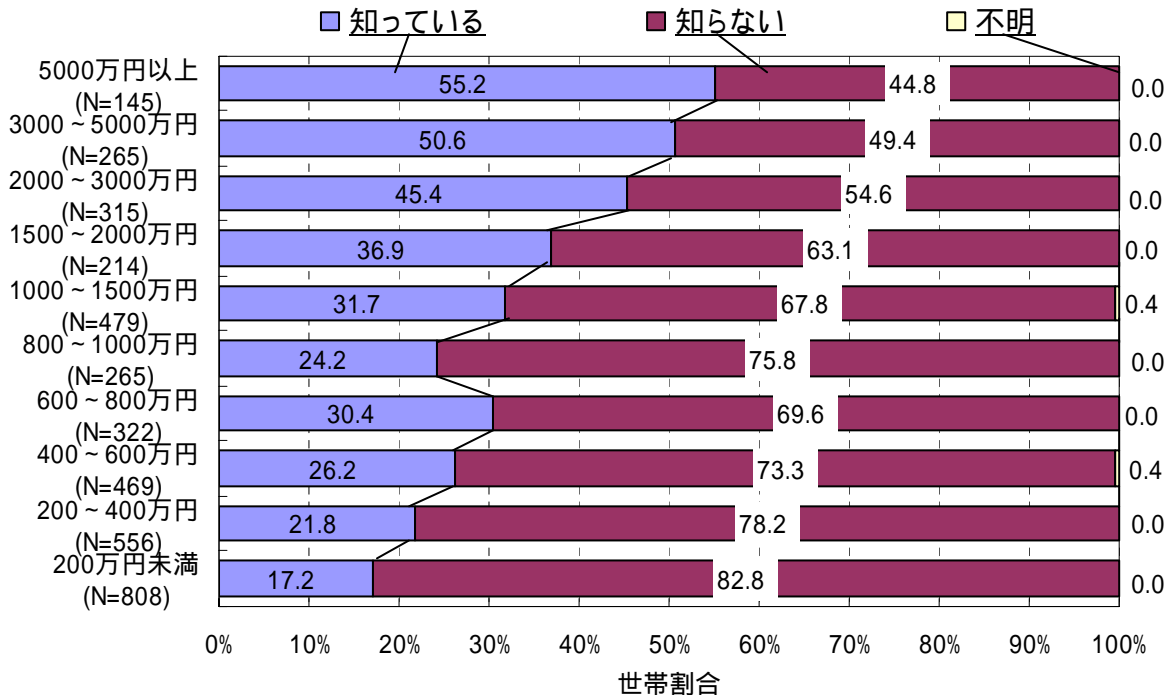
加入理由を聞いたところ、「勤務先がこの確定拠出年金の制度を導入しているから（企業型に限る）」と回答した世帯が全世帯と2人以上の世帯で最も多かった。一方、単身世帯では「国民年金・厚生年金の受給額の補填のため」と回答した世帯が最も多かった（ただし、単身世帯のサンプル数が少ないことに留意が必要）。

図表17 加入理由(複数回答)



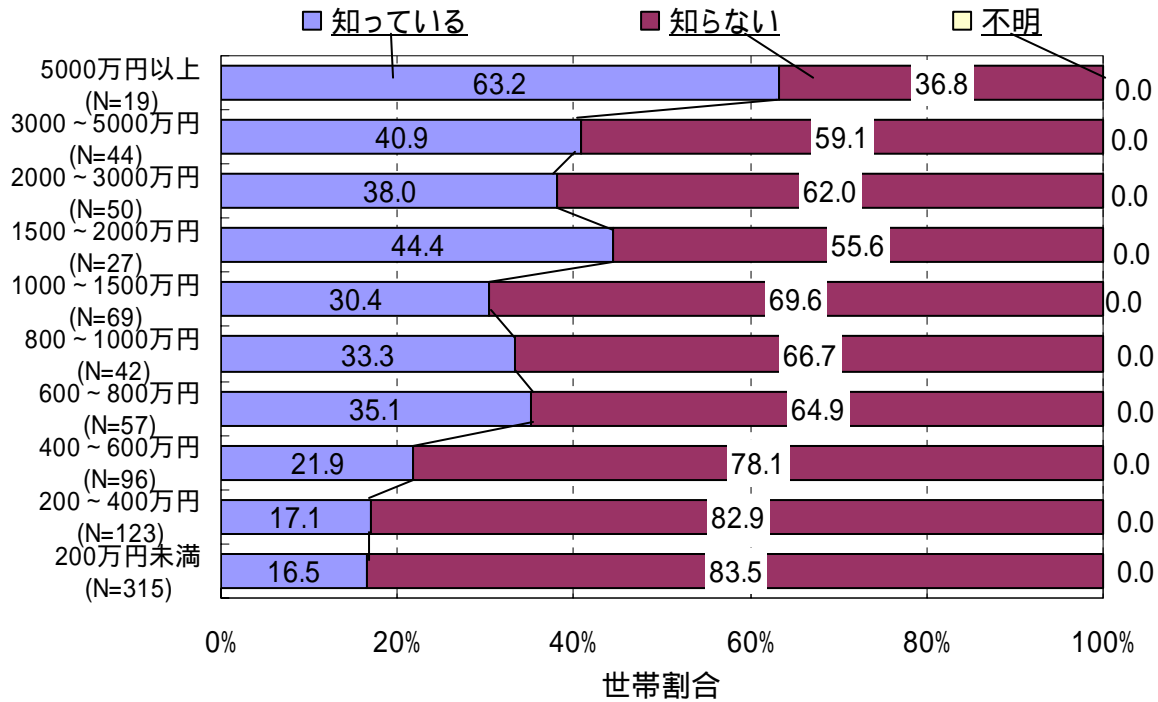
また、確定拠出年金制度の認知について、世帯の貯蓄総額別にみると、貯蓄総額 5,000 万円以上の世帯で「知っている」と回答した世帯（「加入している」と「知っているが加入していない」を合わせた割合）の割合が全世帯、単身世帯、2人以上の世帯で最も高く、単身世帯においては6割を超えていた。

図表18-1 確定拠出年金の認知(貯蓄総額別) <全世帯>

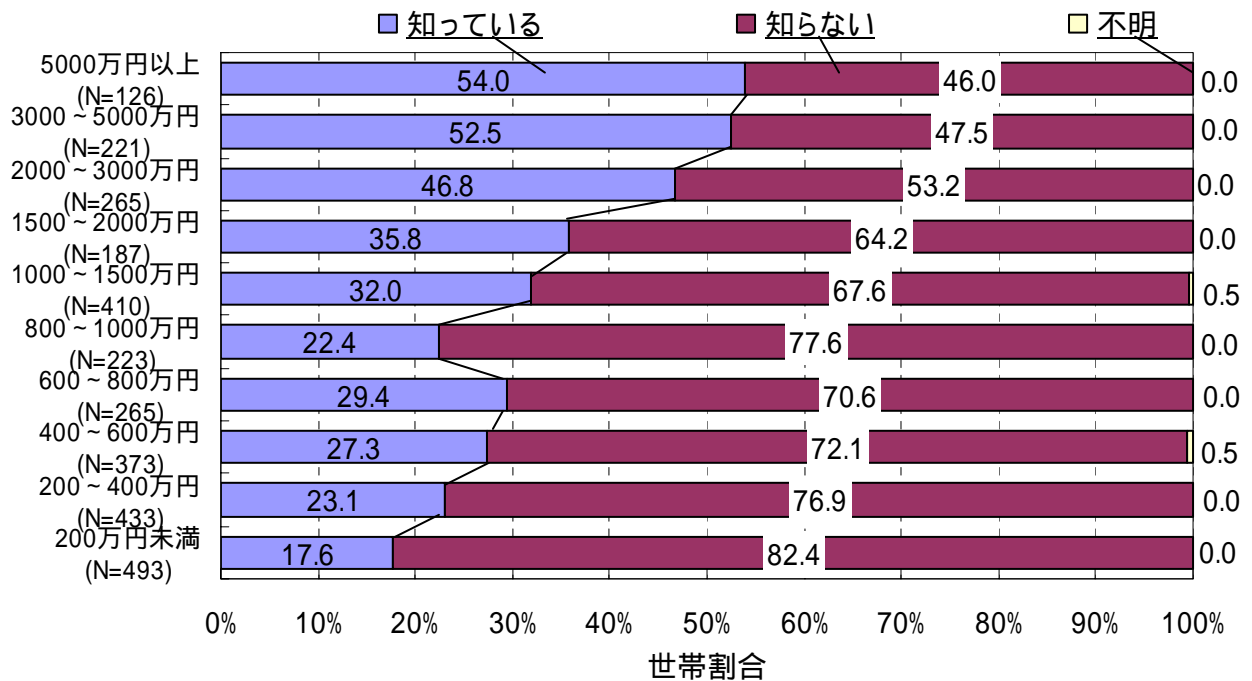




図表18-2 確定拠出年金の認知(貯蓄総額別) <単身世帯>



図表18-3 確定拠出年金の認知(貯蓄総額別) <2人以上の世帯>

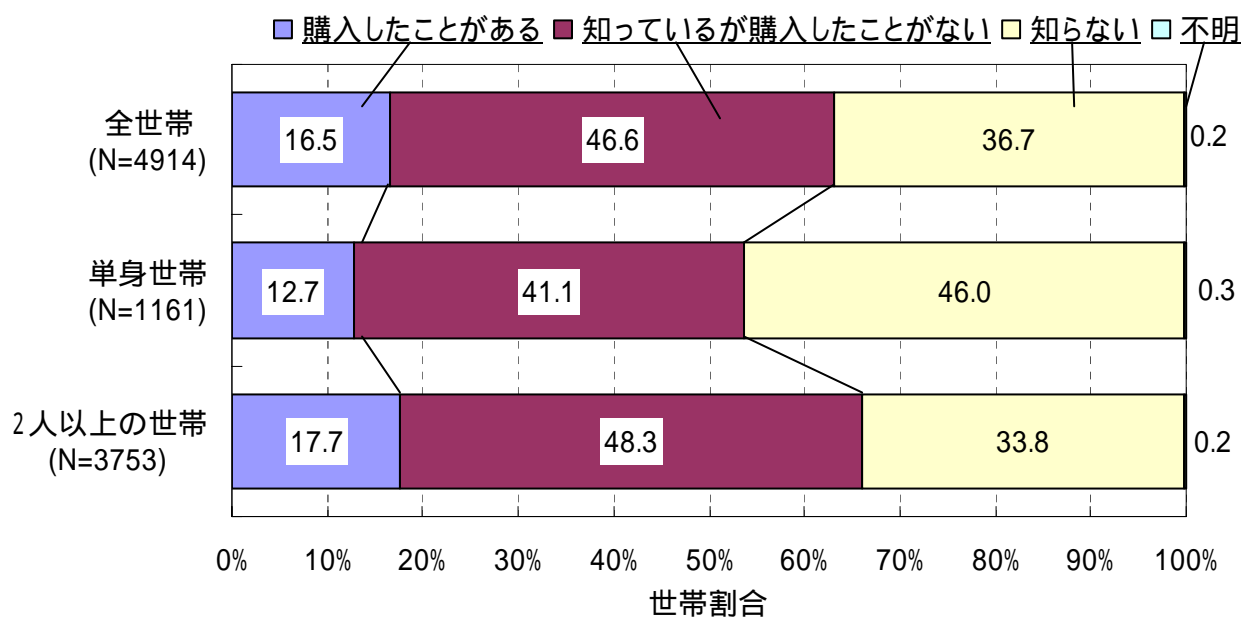


## 6 投資信託の認知

### (1) 投資信託の認知状況（図表 19、20）

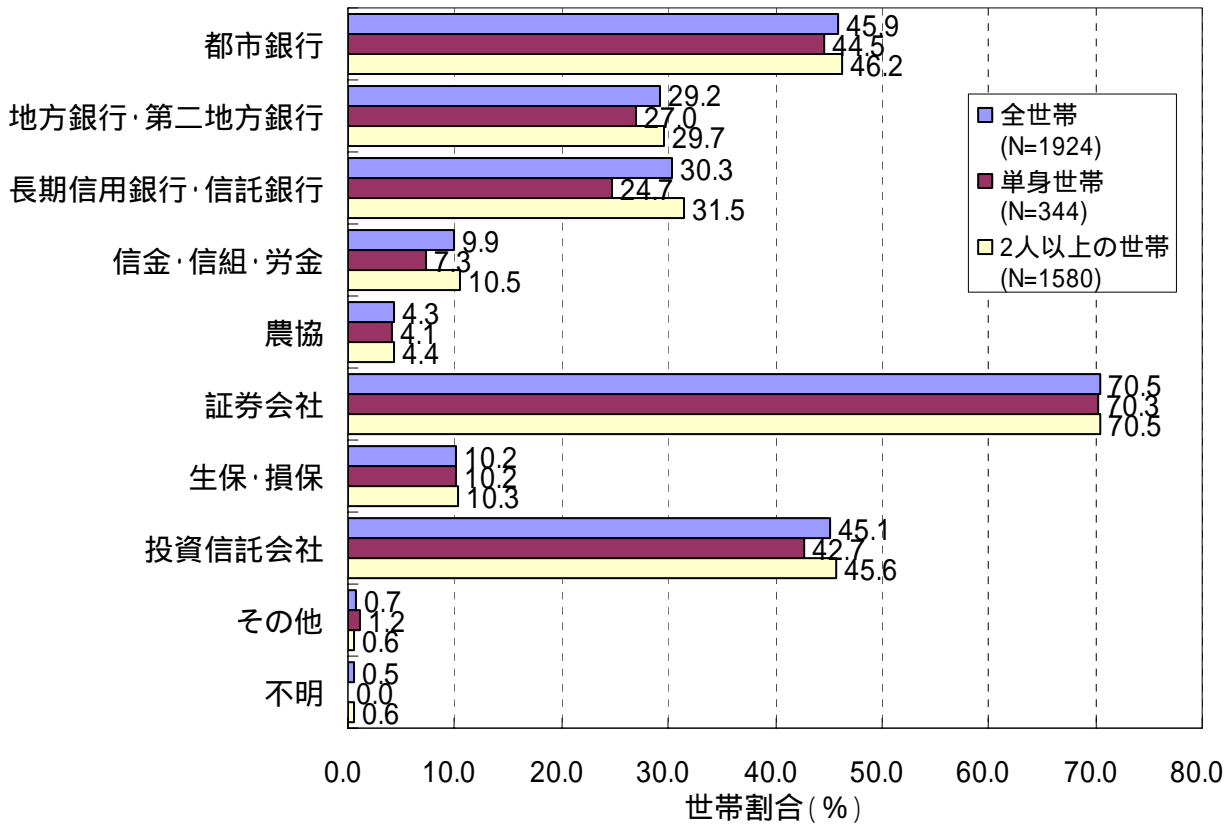
投資信託の認知及び購入の有無をたずねたところ、「知っている」と回答した世帯（「購入したことがある」と「知っているが購入したことがない」を合わせた割合）の割合が全世帯、単身世帯、2人以上の世帯で5割以上であり、「知らない」と回答した世帯を大きく上回っている。また、単身世帯に比べて2人以上の世帯の方が「購入したことがある」と回答した割合が上回っている。

図表19 投資信託の認知及び購入の有無



「知っている」と回答した世帯（「購入したことがある」と「知っているが購入したことがない」を合わせた割合）に認知している投資信託取扱金融機関をたずねたところ、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯で7割以上が「証券会社」と回答している。

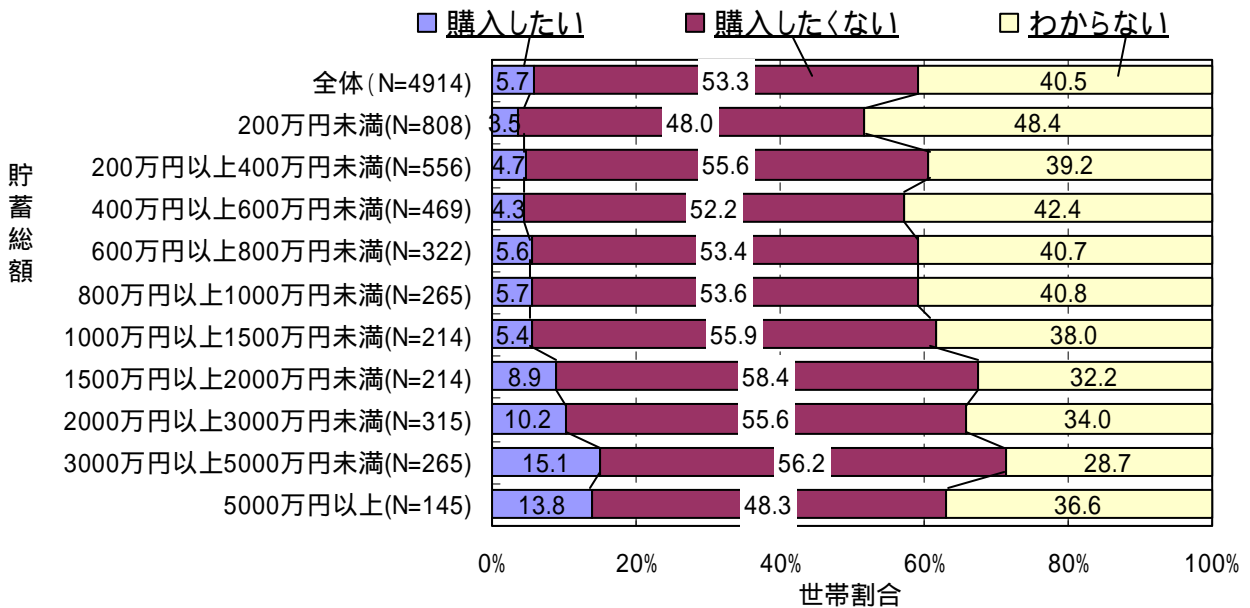
図表20 認知している投資信託取扱金融機関(複数回答)



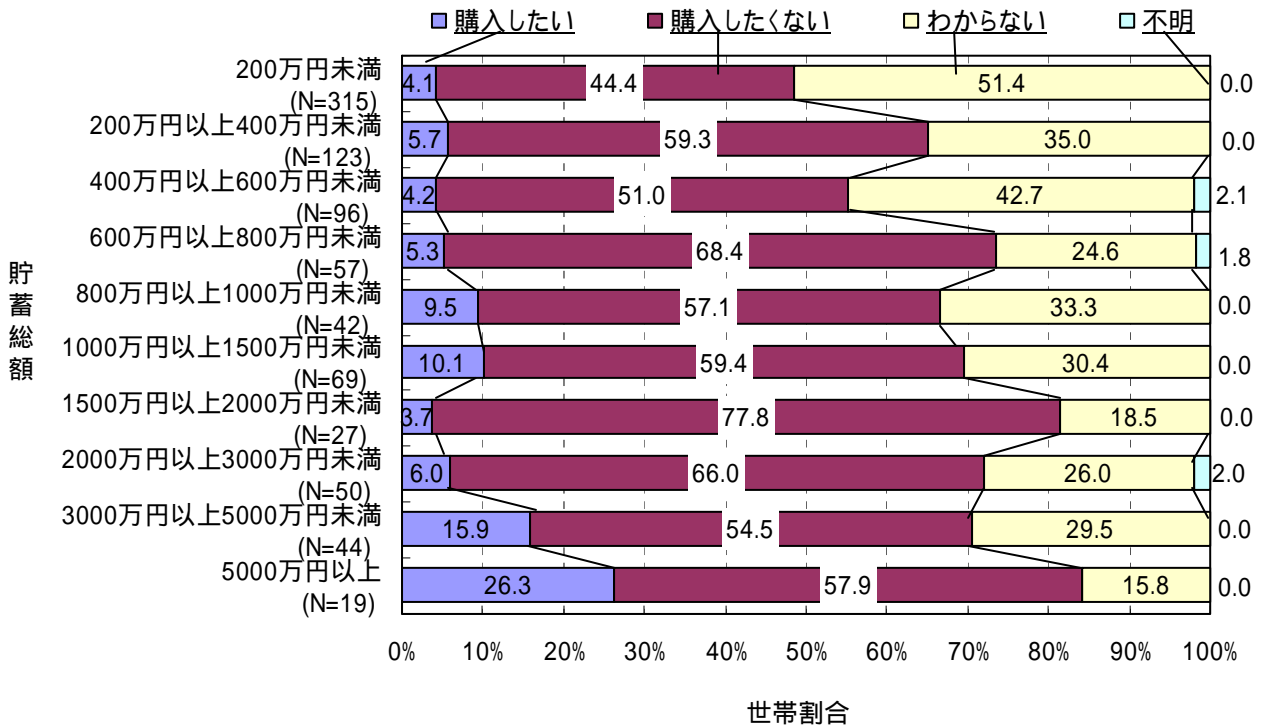
(2) 今後の購入意向(貯蓄総額別)(図表 21)

今後投資信託を購入したいかについて、世帯の貯蓄総額別にみると、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯で「購入したくない」と回答した世帯が、ほとんどの貯蓄総額別階級で5割以上となっている。一方、貯蓄総額が1,500万円以上の階級では「購入したい」と回答した世帯の割合が1,500万円未満の階級に比べ高くなっている。

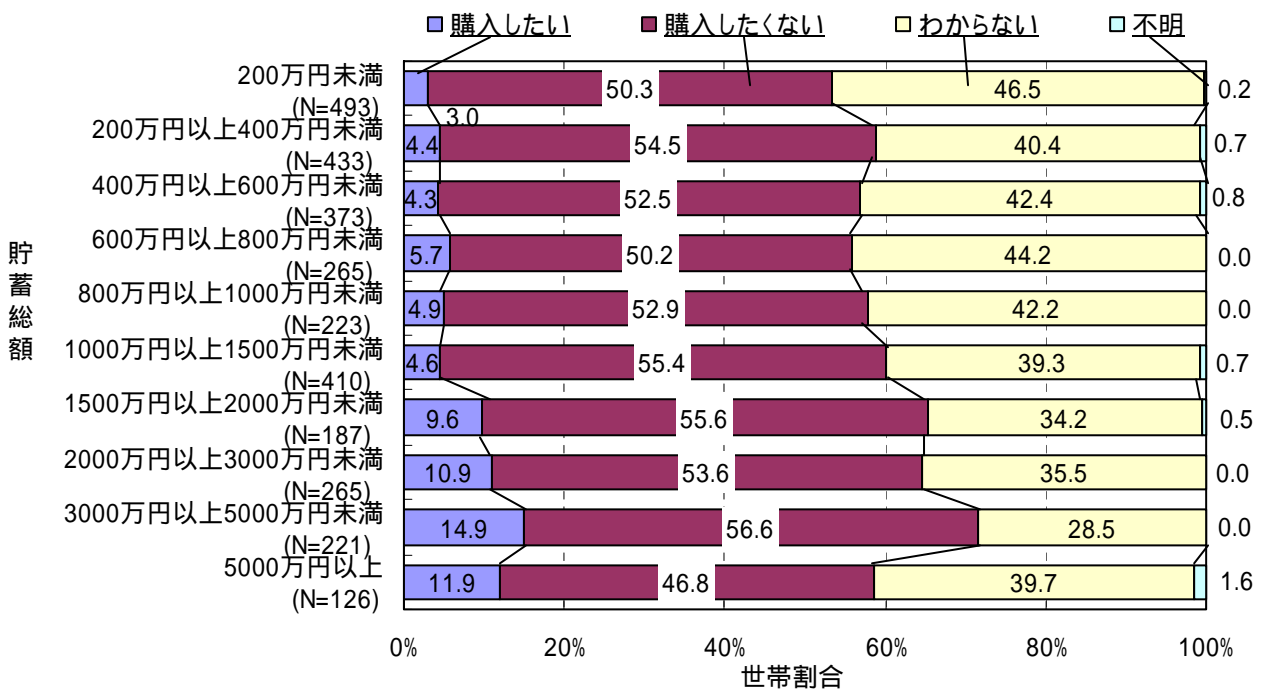
図表21-1 今後の購入意向(貯蓄総額別) <全世帯>



図表21-2 今後の購入意向 <単身世帯>



図表21-3 今後の購入意向 <2人以上の世帯>

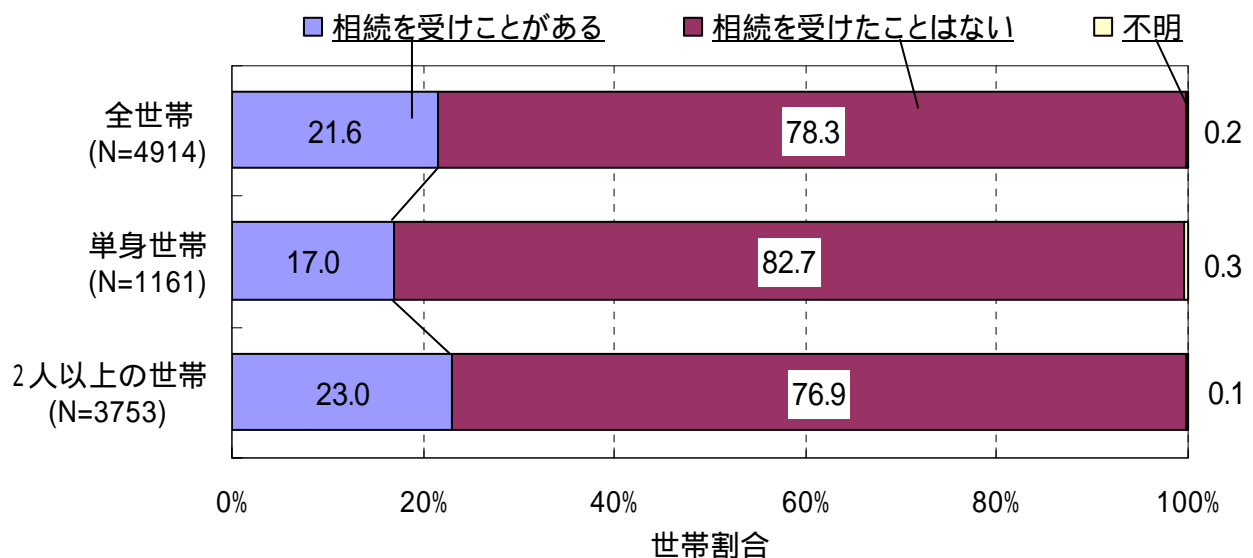


## 7 遺産相続に関する現状と意識

### (1) 遺産相続の状況 (図表 22、23)

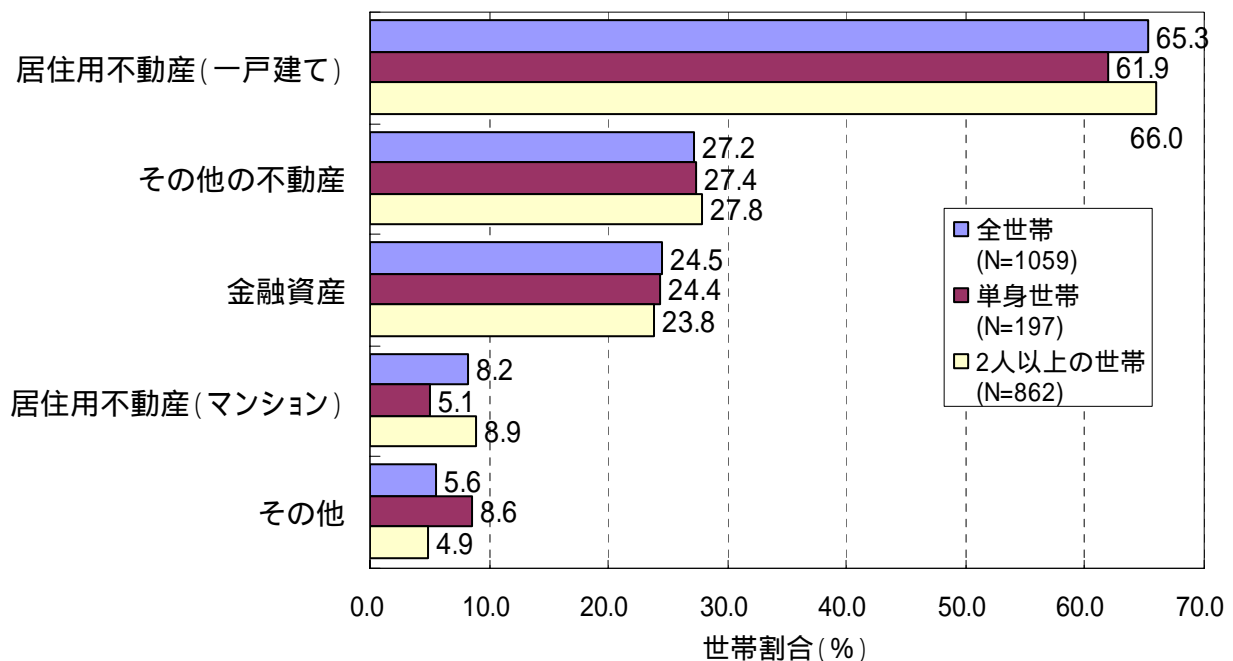
世帯主に対し両親からの遺産相続の有無についてたずねたところ、「相続を受けたことがある」と回答した世帯の割合が全世帯では2割以上、単身世帯では約2割であった。また、「相続を受けたことはない」と回答した世帯は約8割であった。

図表22 世帯主の遺産相続の有無



相続を受けたことがある世帯に対し、世帯主が遺産相続を受けた資産の種類をたずねたところ、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯で「居住用不動産（一戸建て）」と回答した世帯の割合が最も高かった。

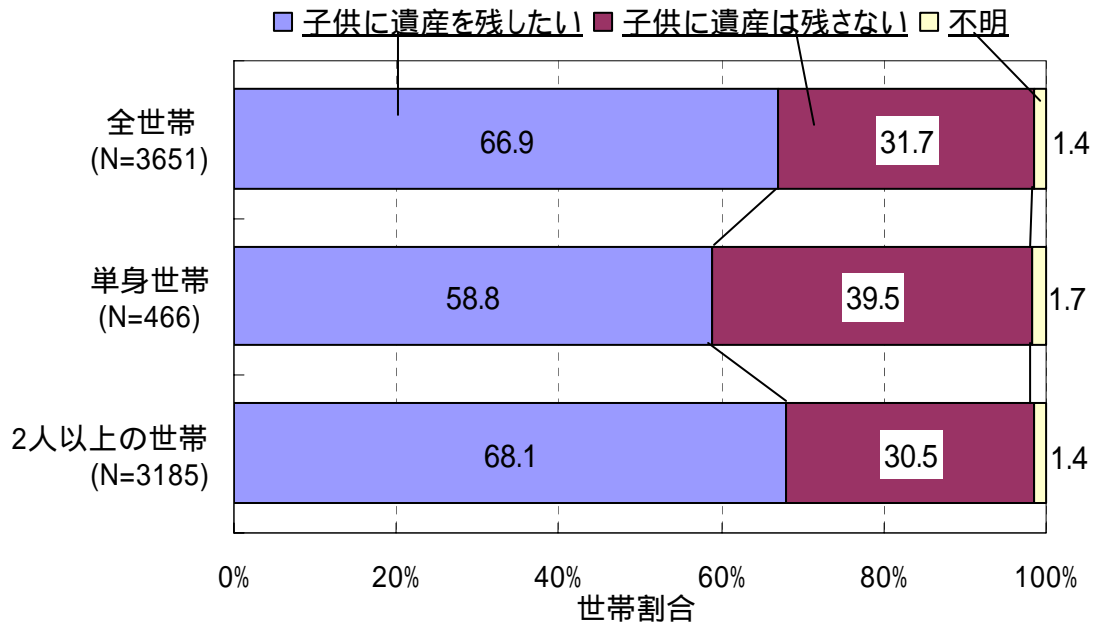
図表23 世帯主が相続を受けた資産の種類(複数回答)



(2) 子供への遺産に対する考え方 (図表 24 ~ 26)

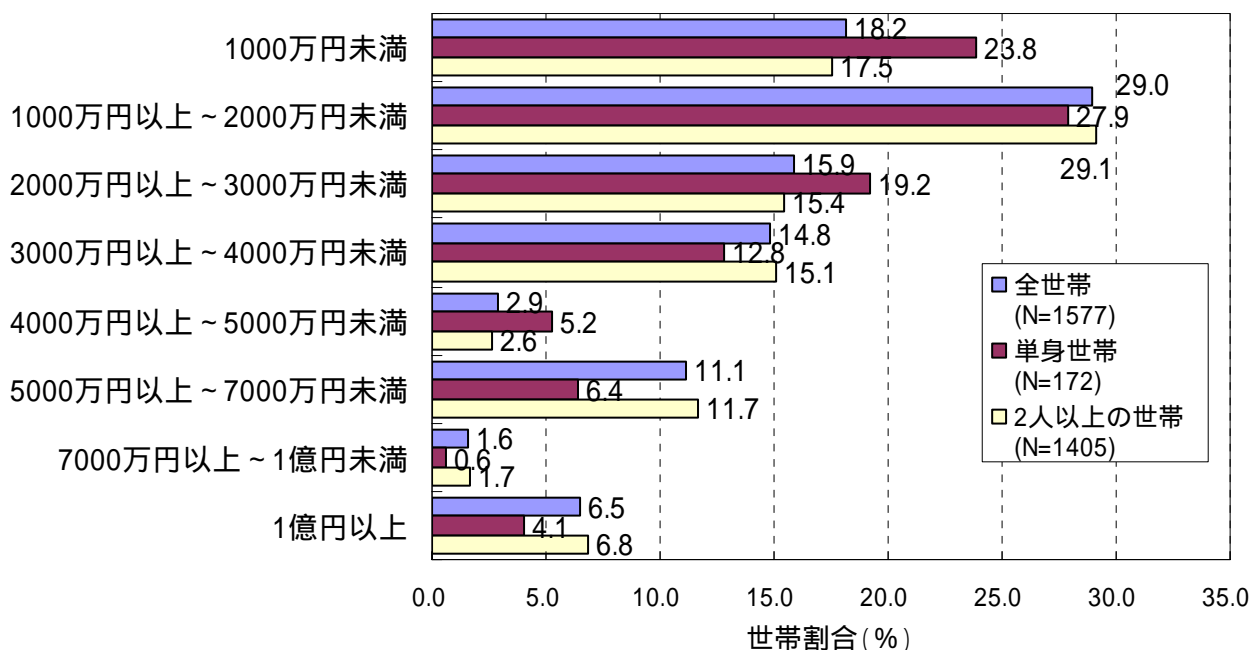
子供に遺産を残す意向をたずねたところ、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯において、「子供に遺産を残したい」と回答した世帯が、「子供に遺産を残さない」と回答した世帯を上回った。

図表24 子供に遺産を残す意向



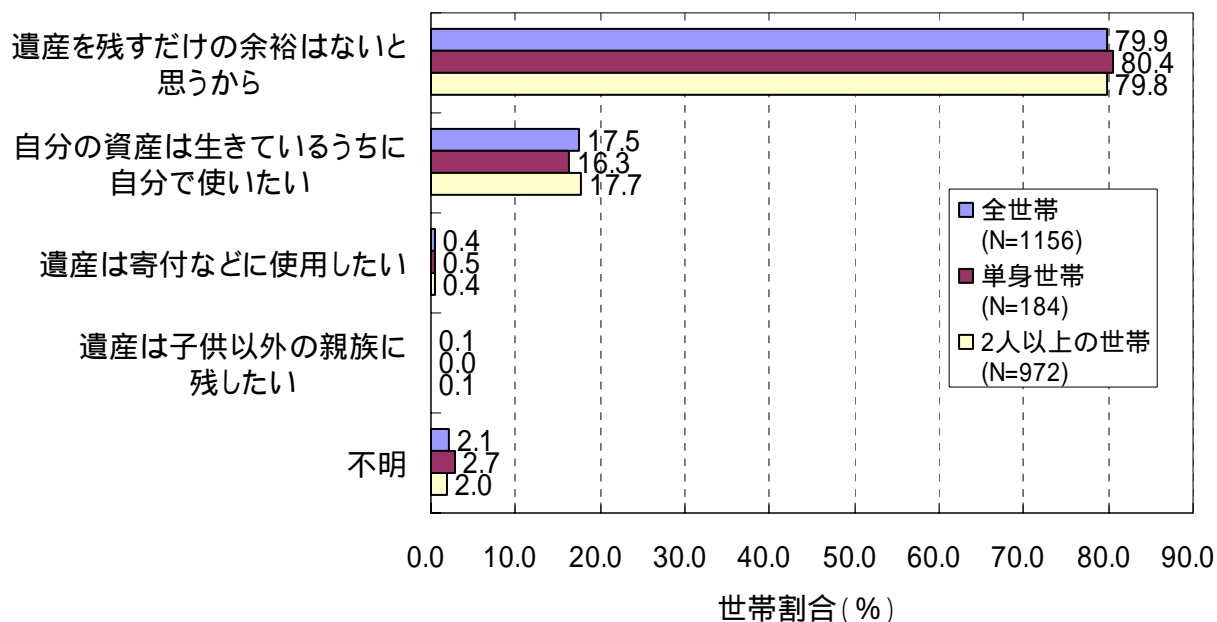
子供に遺産を残す意向がある世帯に、子供に残したい遺産の金額についてたずねたところ、金額に記入があった世帯では、「1,000万円以上 2000万円未満」と回答した世帯が全世帯、単身世帯、2人以上の世帯で約3割となり、他の回答を上回っている。

図表25 子供に残したい遺産金額



また、子供に遺産を残す意向がない世帯に、子供に遺産を残さない理由についてたずねたところ、全世帯、単身世帯、2人以上の世帯において「遺産を残すだけの余裕はないと思うから」と回答した世帯が他の回答を大きく上回っている。

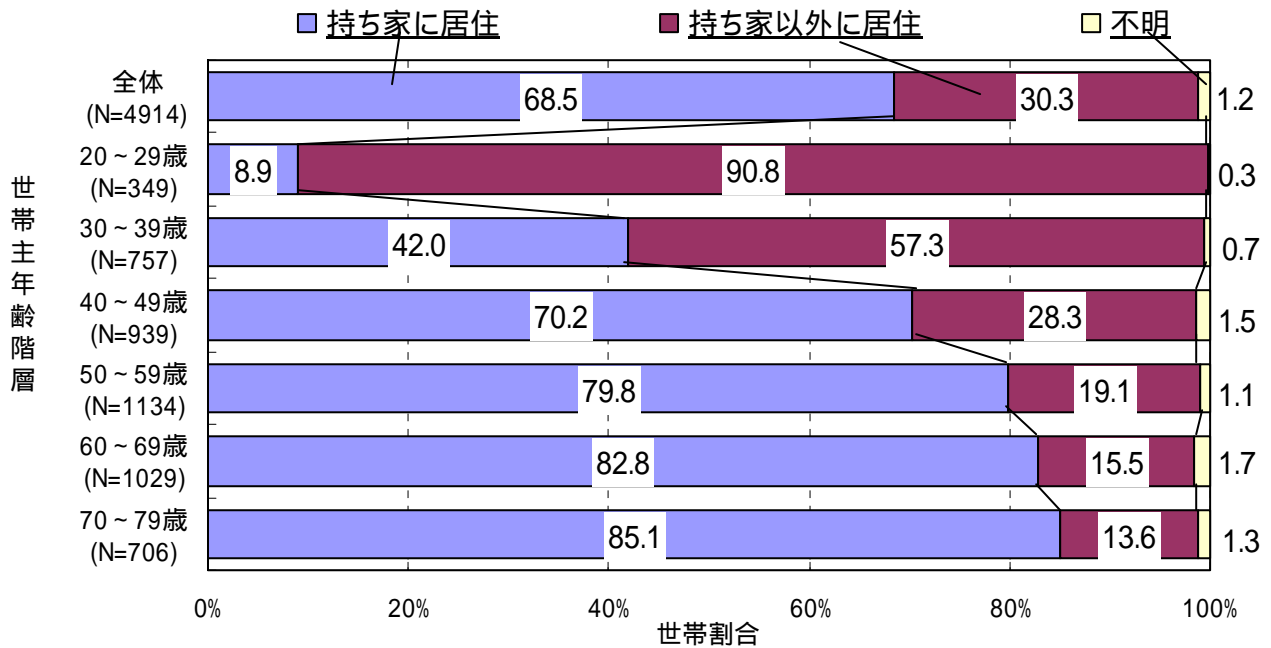
図表26 子供に遺産を残さない理由



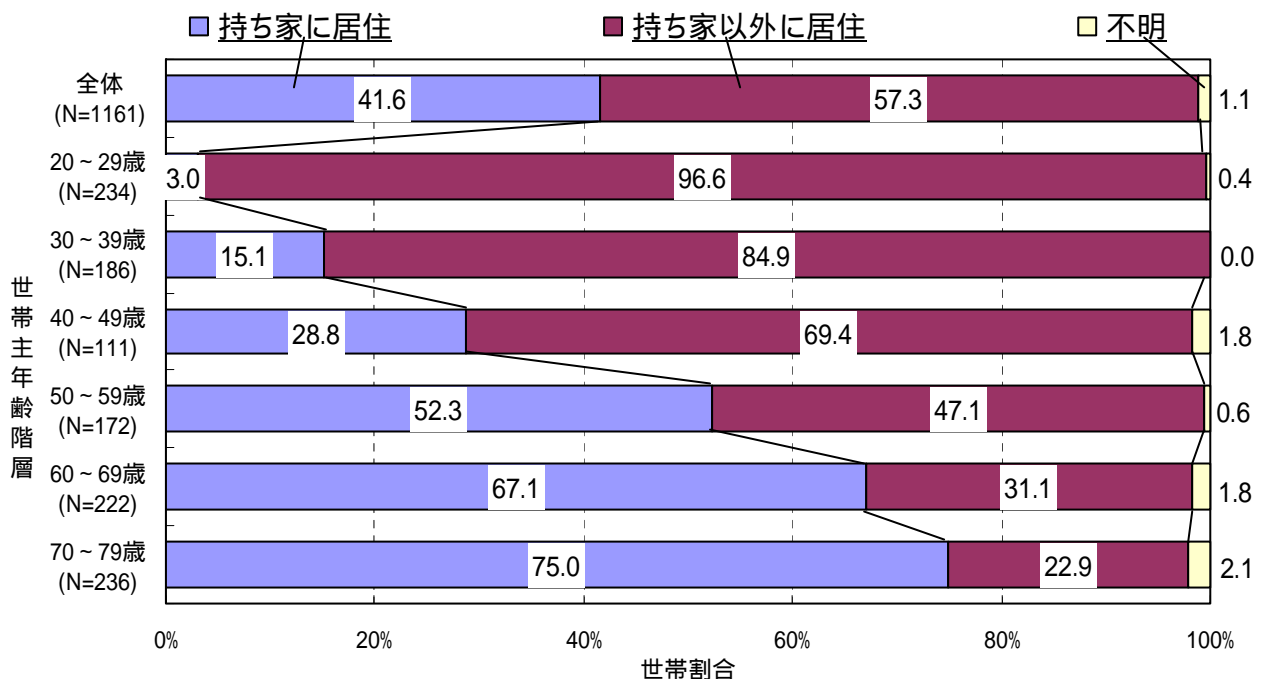
## 8 不動産の保有状況 (図表 27、28)

住居が持ち家（一戸建て、マンション）である世帯の割合は全世帯では約 7 割、単身世帯では約 4 割、2 人以上の世帯では 8 割近くであった。また、年齢が高くなるほど持ち家に居住している割合は高くなり、30 歳代から 40 歳代の世帯でその割合が大きく伸び、60 歳代及び 70 歳代の世帯では全世帯では 8 割以上、単身世帯では 6 割以上、2 人以上の世帯では 8 割以上となっている。

図表27-1 持ち家の居住状況(世帯主年齢階級別) < 全世帯 >

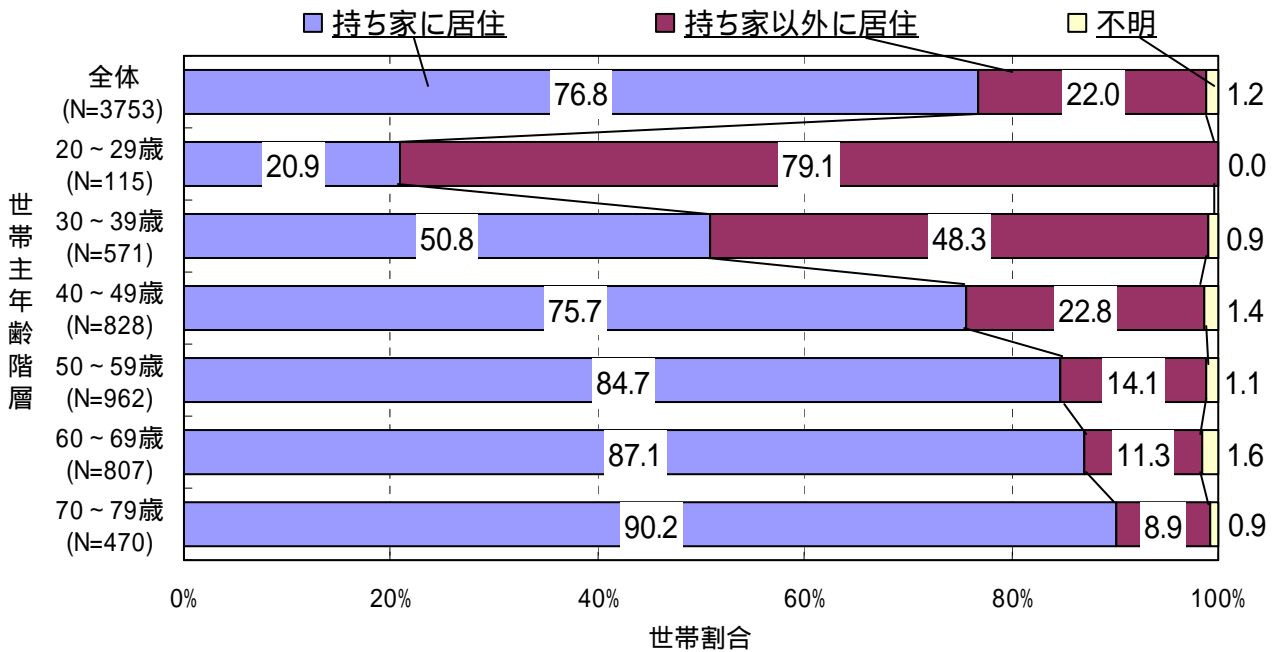


図表27-2 持ち家の居住状況(世帯主年齢階級別) < 単身世帯 >



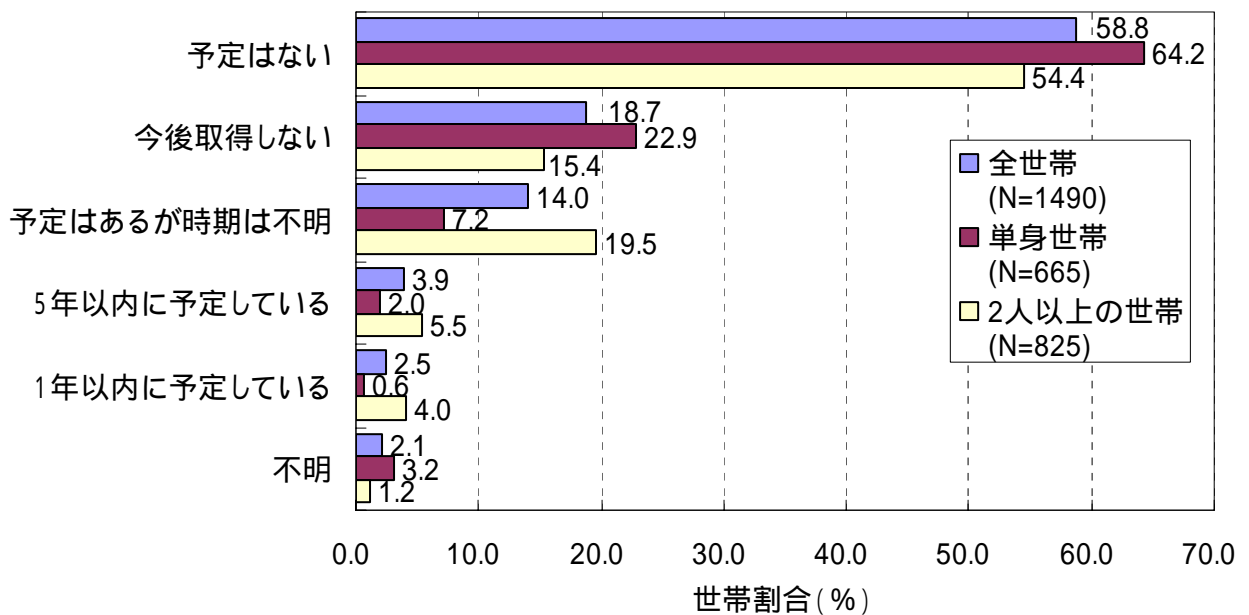


図表27-3 持ち家の居住状況(世帯主年齢階級別) < 2人以上の世帯 >



持ち家に居住していない世帯に、今後の自宅所得の予定をたずねたところ、「1年以内に予定している」とした世帯、「5年以内に予定している」とした世帯、「予定はあるが時期は不明」とした世帯を合わせると、全世帯では約2割、単身世帯では約1割、2人以上の世帯では約3割となっている。

図表28 今後の自宅取得の予定



## 集計表利用上の留意点

### 第1 分類基準

#### 1 地域別

- (1) 北海道 北海道
- (2) 東北 青森県、秋田県、岩手県、福島県、宮城県、山形県
- (3) 関東 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、栃木県
- (4) 南関東 神奈川県、山梨県
- (5) 東京 東京都
- (6) 信越 新潟県、長野県
- (7) 北陸 富山県、石川県、福井県
- (8) 東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (9) 近畿 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (10) 中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- (11) 四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (12) 九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- (13) 沖縄 沖縄県

#### 2 都市規模別

- (1) 東京都区部及び政令指定都市
- (2) 東京都区部
- (3) 政令指定都市
- (4) 人口15万人以上の市
- (5) 人口5万人以上の市
- (6) 人口5万人未満の市
- (7) 町村

#### 3 世帯主年齢別

- (1) 20～29歳
- (2) 30～39歳
- (3) 40～49歳
- (4) 50～59歳
- (5) 60～69歳
- (6) 70～79歳

#### 4 世帯主職業別

- (1) 民間企業に勤務
- (2) 官公庁に勤務
- (3) その他団体に勤務
- (4) 農林漁業に従事
- (5) 個人経営・自営業
- (6) その他

#### 5 世帯年収別

世帯構成員全体の前年 1 年間における収入金額（税込み）により 11 階層に区分

- (1) 200 万円未満
- (2) 200 万円以上 300 万円未満
- (3) 300 万円以上 400 万円未満
- (4) 400 万円以上 500 万円未満
- (5) 500 万円以上 600 万円未満
- (6) 600 万円以上 700 万円未満
- (7) 700 万円以上 800 万円未満
- (8) 800 万円以上 1000 万円未満
- (9) 1000 万円以上 1500 万円未満
- (10) 1500 万円以上 2000 万円未満
- (11) 2000 万円以上

### 第 2 統計表利用上の注意

- 1 統計表の％は、各行ごとの調査数を 100％として算出したものである。
- 2 小数点以下第 2 位を四捨五入したため、内訳を合計したものは 100％にならないことがある。
- 3 該当数がない場合は「-」で示している。
- 4 この調査の対象世帯数 4,914 は、全国の状態を把握する上で十分な精度を得られる数であるが、各項目の細部（世帯主年齢別、世帯主職業別等）をみる場合には、標本数が少なくなるため、精度が落ちることに留意されたい。

なお、信頼度を 95％としたときの標本誤差は次表のとおりであるが、この表の利用方法を例示すると次のとおりである。

(例)

問1の貯蓄の目的の有無(集計表1)をみると、総回答世帯数(全世帯)4,914のうち、「病気、災害、その他不時の出費に備えて」を目的とした貯蓄の保有をしている世帯は74.6%(3,668世帯)となっている。この結果から、母集団全体での「病気、災害、その他不時の出費に備えて」を目的とした貯蓄の保有をしている世帯の割合(A)がどのような範囲にあるのかを推定する。

標本数  $n=4,914$ 、5,000、「病気、災害、その他不時の出費に備えて」を目的とした貯蓄の保有をしている世帯の割合を  $p=74.6\%$ 、75%として次ページの標本誤差早見表を見ると、標本誤差は1.7%である。したがって、信頼度を95%とした場合、Aは概ね次の範囲にあると推定される。

$$72.9(\%) = 74.6 - 1.7 \quad A \quad 74.6 + 1.7 = 76.3(\%)$$

標本誤差早見表（信頼度 95%の場合）

| n \ p | 1%  | 5%   | 7%   | 10%  | 15%  | 20%  | 25%  | 30%  | 35%  | 40%  | 45%  | 50%  |
|-------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 10    | 8.9 | 19.5 | 22.8 | 26.0 | 32.0 | 35.8 | 38.7 | 41.0 | 42.7 | 43.8 | 44.5 | 44.7 |
| 15    | 7.2 | 16.0 | 18.7 | 21.9 | 26.0 | 29.3 | 31.7 | 33.5 | 34.8 | 35.8 | 36.3 | 36.5 |
| 20    | 6.2 | 13.7 | 16.1 | 19.0 | 22.6 | 25.3 | 27.4 | 29.0 | 30.1 | 31.0 | 31.4 | 31.7 |
| 25    | 5.7 | 12.3 | 14.4 | 17.0 | 20.2 | 22.6 | 24.5 | 25.9 | 27.0 | 27.7 | 28.1 | 28.3 |
| 30    | 5.1 | 11.3 | 13.2 | 15.6 | 18.4 | 20.6 | 22.3 | 23.6 | 24.6 | 25.3 | 25.7 | 25.9 |
| 35    | 4.8 | 10.5 | 12.2 | 14.3 | 17.1 | 19.1 | 20.0 | 21.9 | 22.8 | 23.5 | 23.8 | 23.9 |
| 40    | 4.4 | 9.8  | 11.5 | 13.4 | 16.0 | 17.8 | 19.4 | 20.5 | 21.4 | 21.9 | 22.2 | 22.3 |
| 45    | 4.2 | 9.2  | 10.7 | 12.6 | 15.0 | 16.8 | 18.2 | 19.4 | 20.1 | 20.6 | 20.9 | 21.1 |
| 50    | 4.0 | 8.8  | 10.2 | 12.0 | 14.3 | 16.0 | 17.3 | 18.4 | 19.1 | 19.7 | 19.9 | 19.9 |
| 60    | 3.7 | 7.9  | 9.3  | 10.9 | 13.0 | 14.6 | 15.8 | 16.7 | 17.4 | 17.8 | 18.1 | 18.2 |
| 70    | 3.4 | 7.5  | 8.6  | 10.2 | 12.1 | 13.5 | 15.6 | 16.1 | 6.5  | 16.5 | 16.8 | 17.0 |
| 80    | 3.1 | 6.9  | 8.1  | 9.5  | 11.3 | 12.6 | 13.7 | 14.4 | 15.1 | 15.6 | 15.7 | 15.8 |
| 90    | 3.0 | 6.4  | 7.6  | 8.9  | 10.6 | 11.9 | 12.9 | 13.7 | 14.3 | 14.6 | 14.8 | 14.8 |
| 100   | 2.8 | 6.2  | 7.2  | 8.5  | 10.1 | 11.3 | 12.3 | 13.0 | 13.4 | 13.9 | 14.1 | 14.1 |
| 130   | 2.4 | 5.4  | 6.4  | 7.5  | 8.9  | 9.9  | 10.7 | 11.3 | 11.9 | 12.2 | 12.3 | 12.4 |
| 150   | 2.3 | 5.1  | 5.9  | 6.9  | 8.2  | 9.2  | 10.0 | 10.6 | 11.0 | 11.3 | 11.5 | 11.6 |
| 170   | 2.1 | 4.7  | 5.5  | 6.5  | 7.8  | 8.6  | 9.3  | 9.9  | 10.3 | 10.6 | 10.7 | 10.9 |
| 200   | 2.0 | 4.4  | 5.1  | 5.9  | 7.2  | 8.1  | 8.6  | 9.2  | 9.5  | 9.8  | 9.9  | 10.0 |
| 250   | 1.8 | 4.0  | 4.5  | 5.4  | 6.4  | 7.2  | 7.8  | 8.2  | 8.3  | 8.8  | 8.9  | 8.9  |
| 300   | 1.6 | 3.5  | 4.1  | 4.9  | 5.8  | 6.5  | 7.1  | 7.5  | 7.8  | 8.1  | 8.1  | 8.2  |
| 350   | 1.4 | 3.3  | 3.8  | 4.5  | 5.4  | 6.1  | 6.5  | 6.9  | 7.2  | 7.5  | 7.5  | 7.6  |
| 400   | 1.4 | 3.1  | 3.7  | 4.2  | 5.1  | 5.7  | 6.1  | 6.5  | 6.8  | 6.9  | 7.1  | 7.1  |
| 450   | 1.3 | 3.0  | 3.4  | 4.0  | 4.8  | 5.4  | 5.8  | 6.1  | 6.4  | 6.5  | 6.6  | 6.6  |
| 500   | 1.3 | 2.7  | 3.3  | 3.8  | 4.5  | 5.1  | 5.8  | 5.8  | 6.1  | 6.2  | 6.4  | 6.4  |
| 550   | 1.1 | 2.7  | 3.1  | 3.7  | 4.2  | 4.8  | 5.2  | 5.5  | 5.8  | 5.9  | 5.9  | 6.1  |
| 600   | 1.1 | 2.5  | 3.0  | 3.4  | 4.1  | 4.7  | 4.9  | 5.2  | 5.5  | 5.7  | 5.8  | 5.9  |
| 650   | 1.1 | 2.4  | 2.8  | 3.4  | 4.0  | 4.2  | 4.8  | 5.1  | 5.2  | 5.4  | 5.5  | 5.5  |
| 700   | 1.1 | 2.3  | 2.7  | 3.3  | 3.8  | 4.1  | 4.7  | 4.9  | 5.1  | 5.2  | 5.4  | 5.4  |
| 750   | 1.0 | 2.3  | 2.7  | 3.1  | 3.7  | 4.0  | 4.5  | 4.7  | 5.0  | 5.1  | 5.1  | 5.2  |
| 800   | 1.0 | 2.1  | 2.5  | 3.0  | 3.5  | 4.0  | 4.4  | 4.5  | 4.8  | 4.9  | 4.9  | 5.0  |
| 850   | 1.0 | 2.1  | 2.5  | 3.0  | 3.5  | 3.8  | 4.2  | 4.4  | 4.7  | 4.8  | 4.8  | 4.8  |
| 900   | 1.0 | 2.1  | 2.4  | 2.8  | 3.4  | 3.8  | 4.1  | 4.4  | 4.5  | 4.7  | 4.7  | 4.7  |
| 950   | 0.8 | 2.0  | 2.4  | 2.7  | 3.3  | 3.7  | 4.0  | 4.2  | 4.4  | 4.5  | 4.5  | 4.5  |
| 1000  | 0.8 | 2.0  | 2.3  | 2.7  | 3.3  | 3.5  | 3.8  | 4.1  | 4.2  | 4.4  | 4.5  | 4.5  |
| 1300  | 0.7 | 1.7  | 2.0  | 2.4  | 2.8  | 3.1  | 3.4  | 3.5  | 3.8  | 3.8  | 4.0  | 4.0  |
| 1500  | 0.7 | 1.6  | 1.8  | 2.3  | 2.5  | 3.0  | 3.1  | 3.4  | 3.5  | 3.5  | 3.7  | 3.7  |
| 1700  | 0.7 | 1.4  | 1.7  | 2.1  | 2.4  | 2.7  | 3.0  | 3.1  | 3.3  | 3.4  | 3.4  | 3.4  |
| 2000  | 0.6 | 1.4  | 1.6  | 1.8  | 2.3  | 2.5  | 2.7  | 3.0  | 3.0  | 3.1  | 3.1  | 3.1  |
| 2500  | 0.6 | 1.3  | 1.4  | 1.7  | 2.0  | 2.3  | 2.4  | 2.5  | 2.7  | 2.8  | 2.8  | 2.8  |
| 3000  | 0.6 | 1.1  | 1.3  | 1.6  | 1.8  | 2.1  | 2.3  | 2.4  | 2.4  | 2.5  | 2.5  | 2.5  |
| 3500  | 0.4 | 1.0  | 1.3  | 1.4  | 1.7  | 2.0  | 2.1  | 2.3  | 2.3  | 2.4  | 2.4  | 2.4  |
| 4000  | 0.4 | 1.0  | 1.1  | 1.4  | 1.6  | 1.8  | 2.0  | 2.1  | 2.1  | 2.3  | 2.3  | 2.3  |
| 4500  | 0.4 | 1.0  | 1.1  | 1.3  | 1.6  | 1.7  | 1.8  | 2.0  | 2.0  | 2.1  | 2.1  | 2.1  |
| 5000  | 0.4 | 0.8  | 1.0  | 1.3  | 1.4  | 1.6  | 1.7  | 1.8  | 2.0  | 2.0  | 2.0  | 2.0  |
| 5500  | 0.4 | 0.8  | 1.0  | 1.1  | 1.3  | 1.6  | 1.7  | 1.7  | 1.8  | 1.8  | 1.8  | 2.0  |
| n \ p | 99% | 95%  | 93%  | 90%  | 85%  | 80%  | 75%  | 70%  | 65%  | 60%  | 55%  | 50%  |

第9回「家計と貯蓄に関する調査」における世帯類型

| 世帯類型               | 分類型                           | 概要             | 総数                   | 世帯主のみ | 世帯主の配偶者 | 世帯主の子 | 世帯主の子の配偶者 | 世帯主の孫 | 父母世帯主又は世帯主の配偶者の | 世帯主の祖父母 | 兄弟姉妹 | その他 | 不明 |  |
|--------------------|-------------------------------|----------------|----------------------|-------|---------|-------|-----------|-------|-----------------|---------|------|-----|----|--|
|                    |                               |                | 4914                 | 1161  | 3436    | 2584  | 158       | 170   | 605             | 24      | 38   | 10  | 34 |  |
| 一世代                | 世帯主のみ                         | 2086 世帯主のみ     | 1161                 | 1161  |         |       |           |       |                 |         |      |     |    |  |
|                    | 夫婦のみ                          | 世帯主夫婦のみ        | 925                  |       | 925     |       |           |       |                 |         |      |     |    |  |
| 二世代<br>(核家族)       | 夫婦と子<br>(ひとり親含む)              | 2005 世帯主夫婦と子   | 1779                 |       | 1779    | 1779  |           |       |                 |         |      |     |    |  |
|                    |                               | 世帯主ひとり親と子      | 178                  |       |         | 178   |           |       |                 |         |      |     |    |  |
|                    |                               | 父母と世帯主         | 48                   |       |         |       |           |       | 48              |         |      |     |    |  |
| 二世代<br>(核家族を除く)    | 夫婦と子供夫婦<br>(ひとり親及び子の配偶者のみを含む) | 122 世帯主夫婦と子供夫婦 | 14                   |       | 14      | 14    | 14        |       |                 |         |      |     |    |  |
|                    |                               | 世帯主ひとり親と子供夫婦   | 6                    |       |         | 6     | 6         |       |                 |         |      |     |    |  |
|                    |                               | 世帯主夫婦と子の配偶者    | 0                    |       | 0       |       | 0         |       |                 |         |      |     |    |  |
|                    |                               | 世帯主ひとり親と子の配偶者  | 0                    |       |         |       | 0         |       |                 |         |      |     |    |  |
|                    |                               | 父母と世帯主夫婦       | 102                  |       | 102     |       |           |       | 102             |         |      |     |    |  |
| 三世代以上              | 三世代                           | 0 祖父母を含む三世代    | 0                    |       | 0       |       |           |       | 0               |         |      |     |    |  |
|                    | 三世代                           | 401            | 父母と世帯主夫婦と子供夫婦        | 6     |         | 6     | 6         | 6     |                 | 6       | 0    |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主夫婦と子           | 377   |         | 377   | 377       |       |                 | 377     |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主夫婦と子の配偶者       | 0     |         | 0     |           | 0     |                 | 0       |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主と子供夫婦          | 0     |         |       | 0         | 0     |                 | 0       |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主と子             | 18    |         |       | 18        |       |                 | 18      |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主と子の配偶者         | 0     |         |       |           | 0     |                 | 0       |      |     |    |  |
|                    | 三世代                           | 136            | 世帯主夫婦と子供夫婦と孫         | 84    |         | 84    | 84        | 84    | 84              |         |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 世帯主夫婦と子と孫            | 30    |         | 30    | 30        |       | 30              |         |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 世帯主夫婦と子の配偶者と孫        | 0     |         | 0     |           | 0     | 0               |         |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 世帯主と子供夫婦と孫           | 11    |         |       | 11        | 11    | 11              |         |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 世帯主と子と孫              | 8     |         |       | 8         |       | 8               |         |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 世帯主と子の配偶者と孫          | 0     |         |       |           | 0     | 0               |         |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 世帯主夫婦と孫              | 2     |         | 2     |           |       | 2               |         |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 世帯主と孫                | 1     |         |       |           |       | 1               |         |      |     |    |  |
|                    | 四世代                           | 15             | 父母と世帯主夫婦と子供夫婦と孫      | 11    |         | 11    | 11        | 11    | 11              | 11      |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主夫婦と世帯主の子と孫     | 4     |         | 4     | 4         |       | 4               | 4       |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主夫婦と世帯主の子の配偶者と孫 | 0     |         | 0     |           | 0     | 0               | 0       |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主と子供夫婦と孫        | 0     |         |       | 0         | 0     | 0               | 0       |      |     |    |  |
|                    |                               |                | 父母と世帯主と世帯主の子と孫       | 0     |         |       | 0         |       | 0               | 0       |      |     |    |  |
| 父母と世帯主と世帯主の子の配偶者と孫 |                               |                | 0                    |       |         |       | 0         | 0     | 0               |         |      |     |    |  |
| 父母と世帯主夫婦と孫         |                               |                | 0                    |       | 0       |       |           | 0     | 0               |         |      |     |    |  |
| 四世代以上              | 10 祖父母を含む四世代以上                | 10             |                      |       | 10      | 10    | 10        | 10    | 10              |         |      |     |    |  |
| その他                | その他                           | 105 その他        | 105                  |       | 71      | 41    | 15        | 7     | 28              | 14      | 38   | 10  |    |  |
|                    | 34 不明                         |                | 34                   |       | 31      | 7     | 1         | 2     | 1               | 1       |      |     | 34 |  |

第9回「家計と貯蓄」に

Table with 100 columns (Q1-Q100) and 100 rows (Q1-Q100). The first column contains survey questions in Japanese, such as '家計に関するアンケート' and '貯蓄目的別' categories. The remaining columns contain data points, mostly 'S' for 'あり' and 'N' for 'なし', with some numerical values and '不明' for missing data. The table is structured to capture various aspects of household financial status and savings habits.





**「第9回 家計における金融資産選択等に関する調査(平成16年度)」結果概要**

日本郵政公社郵政総合研究所では、「第9回 家計における金融資産選択等に関する調査(平成16年度)」の結果概要をまとめました。

この調査は、世帯の貯蓄動向、資産選択行動等についてのアンケート調査で、金融商品の多様化や超低金利の長期化、高齢化の一層の進展など、世帯を取り巻く環境が変化する中での、金融資産の保有・選択の実態や遺産についての意識等を把握することを目的としています。

また、この調査の特徴は、遺産・相続に関する質問項目がある点であり、昭和63年以降2年ごとに実施しているものです。主な調査項目の結果は以下のとおりです。

**< 主な調査結果 >****1 「1千万円未満なので特に何もしない」が72.4%・・・ペイオフ解禁**

(平成14年4月から定期性預金のペイオフが解禁され、平成17年4月からは普通預金もペイオフの対象となる予定)

平成14年4月から始まったペイオフ解禁(定期性預金)は、「知っている」と回答した世帯は70.6%で前回調査(2002.11.14~2002.12.23)の79.9%より9.3ポイント減、「知らない」と回答した世帯は29.4%で前回調査の19.6%より9.8ポイント増であった。

**添付資料P.6 図表9**

17年4月からの普通預金のペイオフ解禁で預け替え等を行う予定は、「預金総額が1人あたり1千万円未満なので特に何もしない」が最も高く72.4%であった。 **添付資料P.8 図表12**

**2 「知っている」と回答した世帯は63.1%・・・投資信託**

投資信託を「知っている」と回答した世帯は63.1%であり、「知らない」と回答した世帯の36.7%を大きく上回った。 **添付資料P.11 図表18**

認知している投資信託の取扱金融機関は「証券会社(70.5%)」、次いで「都市銀行(45.9%)」であった。 **添付資料P.11 図表19**

**3 子供に遺産を残したい世帯は66.9%・・・遺産相続**

子供に遺産を残す意向は、「残したい(66.9%)」が前回調査(56.6%)に比べ10.3ポイント大幅に増加しており、「残さない(31.7%)」は前回調査(42.6%)に比べ10.9ポイント減であった。「残したい」は「残さない」を大きく上回った。 **添付資料P.13 図表21**

残したい遺産金額階級別にみると「1,000万円以上2,000万円未満」が最も高く29.0%であり、前回調査の27.1%に比べ1.9ポイント増であった。一方、5,000万円以上の階級では軒並み前回より減少した。 **添付資料P.13 図表22**

子供に遺産を残さない理由は「遺産を残すだけの余裕はないと思うから」が最も高く79.9%であり、前回調査の83.7%を3.8ポイント減であった。一方、「自分の資産は生きているうちに自分で使いたい」と回答した世帯は17.5%で前回調査の14.0%より3.5ポイント増加していた。

**添付資料P.14 図表23**

#### 4 勤務先が導入しているから53.4%…確定拠出年金

確定拠出年金を「知っている」と回答した世帯は27.6%で前回調査の18.8%を8.8ポイント上回っていた。 **添付資料P.9 図表14**

確定拠出年金の加入理由は「勤務先がこの確定拠出年金の制度を導入しているから(企業型に限る)」が最も高く53.4%であった。 **添付資料P.10 図表16**

### < 定例調査項目 >

#### 5 金融資産の保有状況等について

貯蓄保有世帯(全世帯)の平均貯蓄総額は1,228万円であり、前回調査の1,181万円より47万円増であった。 **添付資料P.1 図表1、1-1**

貯蓄の目的は「病気や災害等の不時の出費」が74.6%で前回調査の66.6%より8.0ポイント増であった。また「老後の生活に備えるため」の割合が62.0%で前回調査の49.4%より12.6ポイント大幅に増加していた。将来に対する不安が高まっているのではないかと思われる。 **添付資料P.2、3 図表3、4、4-1**

#### 6 借入保有状況について

借り入れをしている世帯の割合は約4割(36.2%)で前回調査の35.3%より0.9ポイント増であった。 **添付資料P.4 図表5**

借入の目的は「マイホームまたは土地の取得、増改築などのため」と回答した世帯が78.0%であり、前回調査の66.5%より11.5ポイント増であった。これは住宅取得促進税制や住宅ローン減税制度等措置の政策的影響がみられたのではないかと思われる。

**添付資料P.4 図表6**

#### 7 老後の生活について

老後の生活費を賄う最も重要な収入源を「公的年金」と回答した世帯は、公的年金未受給者世帯で52.7%であり、前回調査の51.0%より1.7ポイント増であった。また、既受給者世帯は66.8%であり前回調査の70.8%より4.0ポイント減であった。

一方、既受給者世帯では「給与収入」と回答した世帯が14.4%で前回調査の9.9%より4.5ポイント上昇した。 **添付資料P.5 図表7**

公的年金を受給している世帯は、平均で生活費の8.4割を公的年金で賄っている。これは前回調査と同じ割合であった。 **添付資料P.6 図表8**

## 8 不動産保有状況について

住居が持ち家(一戸建て、マンション)である世帯の割合は約7割(68.5%)で前回調査の61.8%より6.7ポイント増であった。 **添付資料P.15 図表24**

今後自宅取得を予定している世帯は約2割(20.4%)で前回調査の19.3%より1.1ポイント増であった。 **添付資料P.15 図表25**

## < 調査の概要 >

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 調査対象、調査地域及び標本数 | (1)世帯人員2人以上の普通世帯 全国 6,000世帯<br>(2)単身の普通世帯 全国 2,000世帯  |
| 2 標本抽出方法         | 層化二段無作為抽出法  |
| 3 調査方法           | 訪問留置法(*一部地域は郵送法)  |
| 4 調査時期           | 平成16(2004)年10月13日～平成16(2004)年11月22日   |
| 5 調査項目           | (1)貯蓄の目的<br>(2)ペイオフ解禁について<br>(3)投資信託について<br>(4)確定拠出年金について<br>(5)金融資産の保有状況について<br>(6)借入保有状況について<br>(7)老後の生活について<br>(8)遺産相続について<br>(9)不動産保有状況について |
| 6 回収数(回収率)       | 4,914(61.4%)<br>〔世帯人員2人以上の普通世帯 3,753(62.6%)〕<br>〔単身の普通世帯 1,161(58.1%)〕  |
| 7 調査実施機関         | 株式会社 日本リサーチセンター   |

(報道機関の方のお問合せ先)

広報部問広報部(報道担当)

電話:(代表)03(3504)4411 (直通)03(3504)4162  
(FAX)03(3504)0265

(お客さまからのお問合せ先)

郵政総合研究所 プロジェクト研究部(担当:梶村部長、加藤)

電話:(直通)03(3504)9711 FAX:03(3504)9594

## 第9回「家計における金融資産選択等に関する調査」結果概要

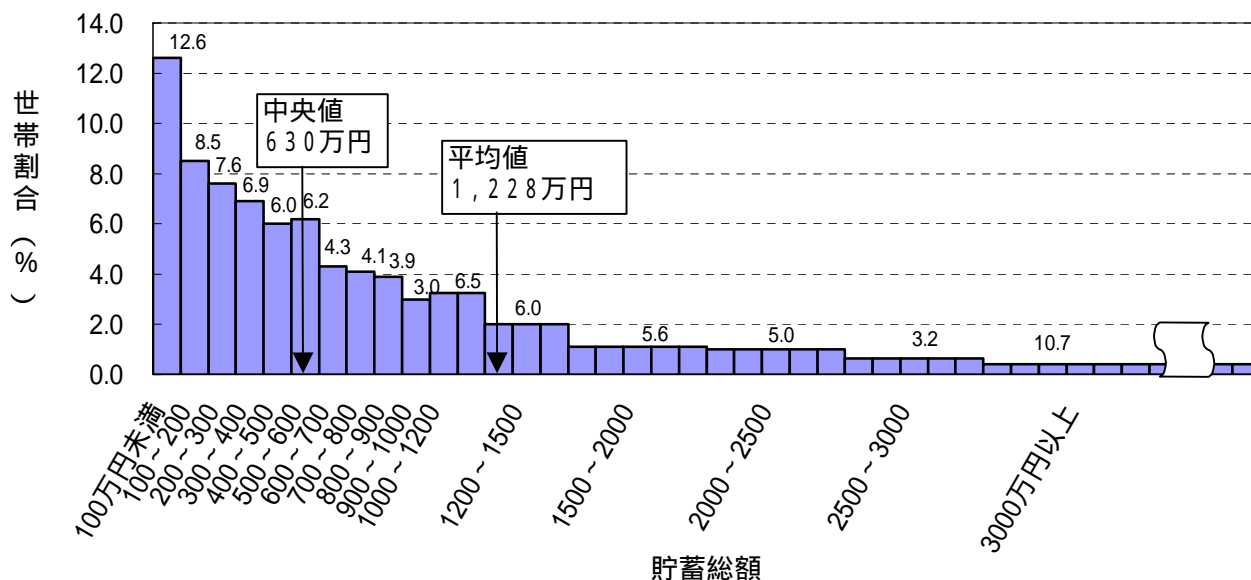
平成16年(2004年)10月に実施した第9回「家計における金融資産選択等に関する調査」の結果概要は以下のとおりです。

## 1 貯蓄総額

貯蓄保有世帯(全世帯)の平均貯蓄総額(預貯金・金融商品の保有額)は1,228万円(中央値は630万円)となっている。これは前回調査(平均貯蓄総額:1,181万円、中央値:580万円)に比べそれぞれ47万円、50万円増加している。

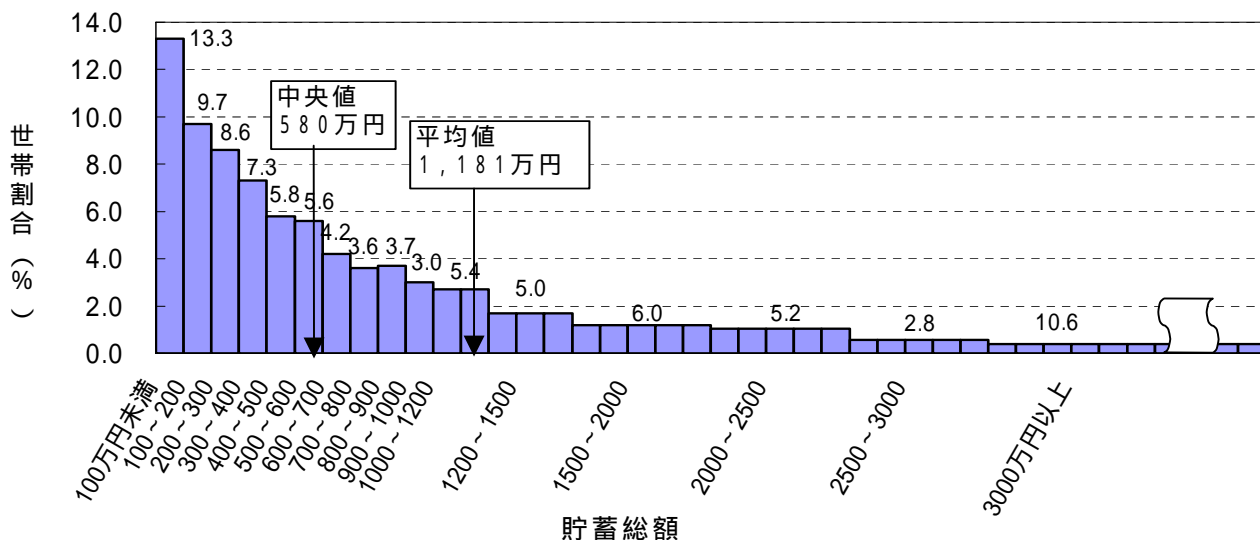
図表1 貯蓄総額の分布

(N=3838)



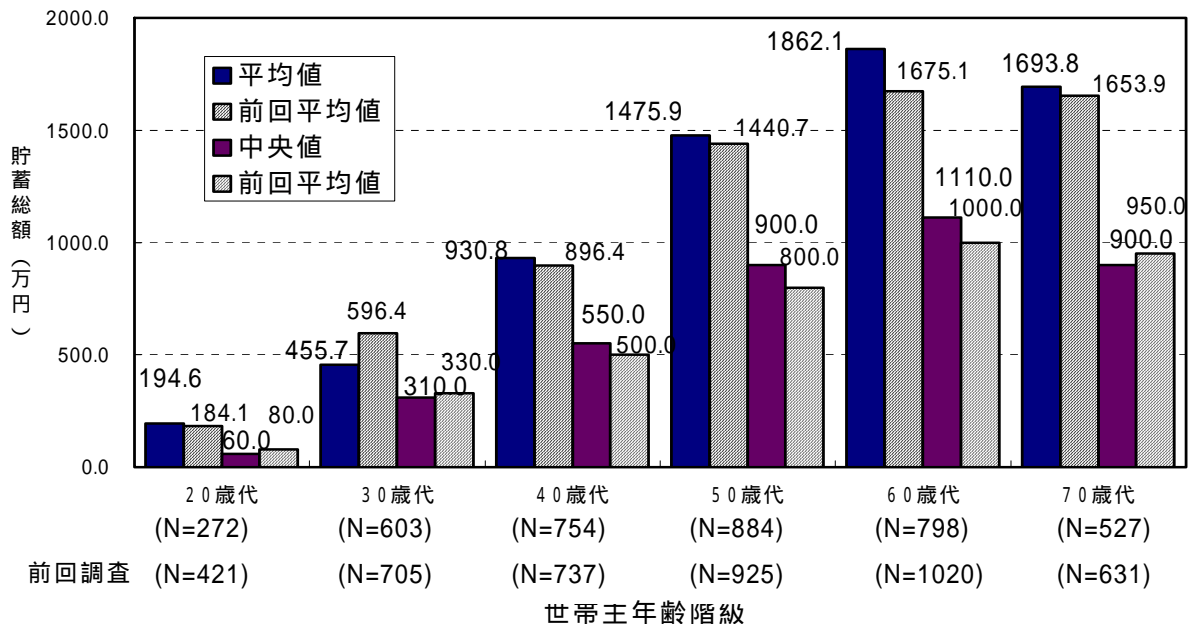
図表1-1 貯蓄総額の分布(前回調査)

(N=4441)



また、世帯主の年齢階級別では60歳代の平均貯蓄総額が最も多く1,862万円となっており、前回調査(1,675万円)に比べ187万円増加している。また、70歳代では中央値が前回調査(950万円)に比べ50万円減少している。

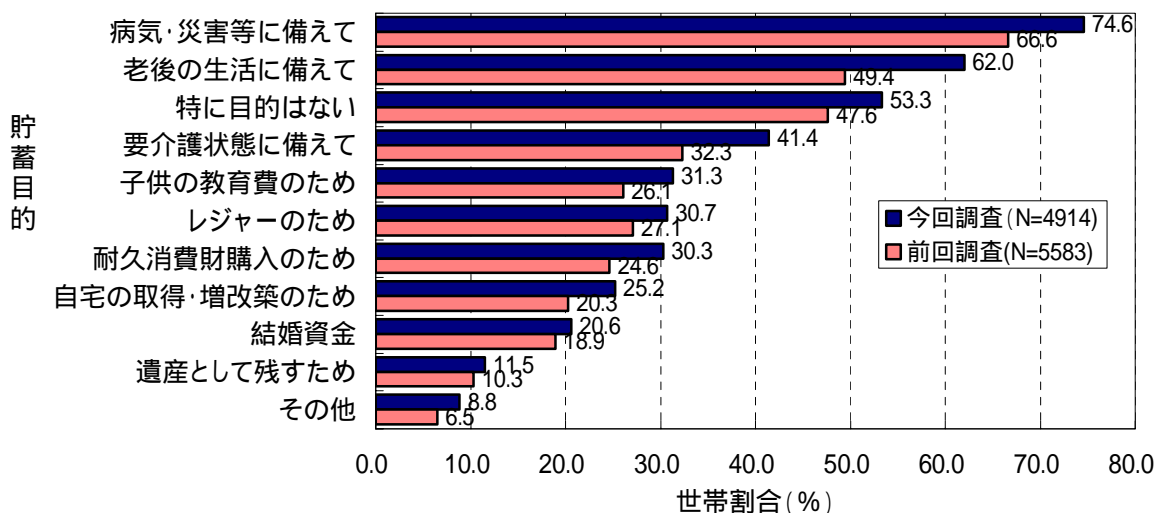
**図表2 貯蓄総額の平均値と中央値(世帯主年齢階級別)**



## 2 目的別貯蓄保有状況

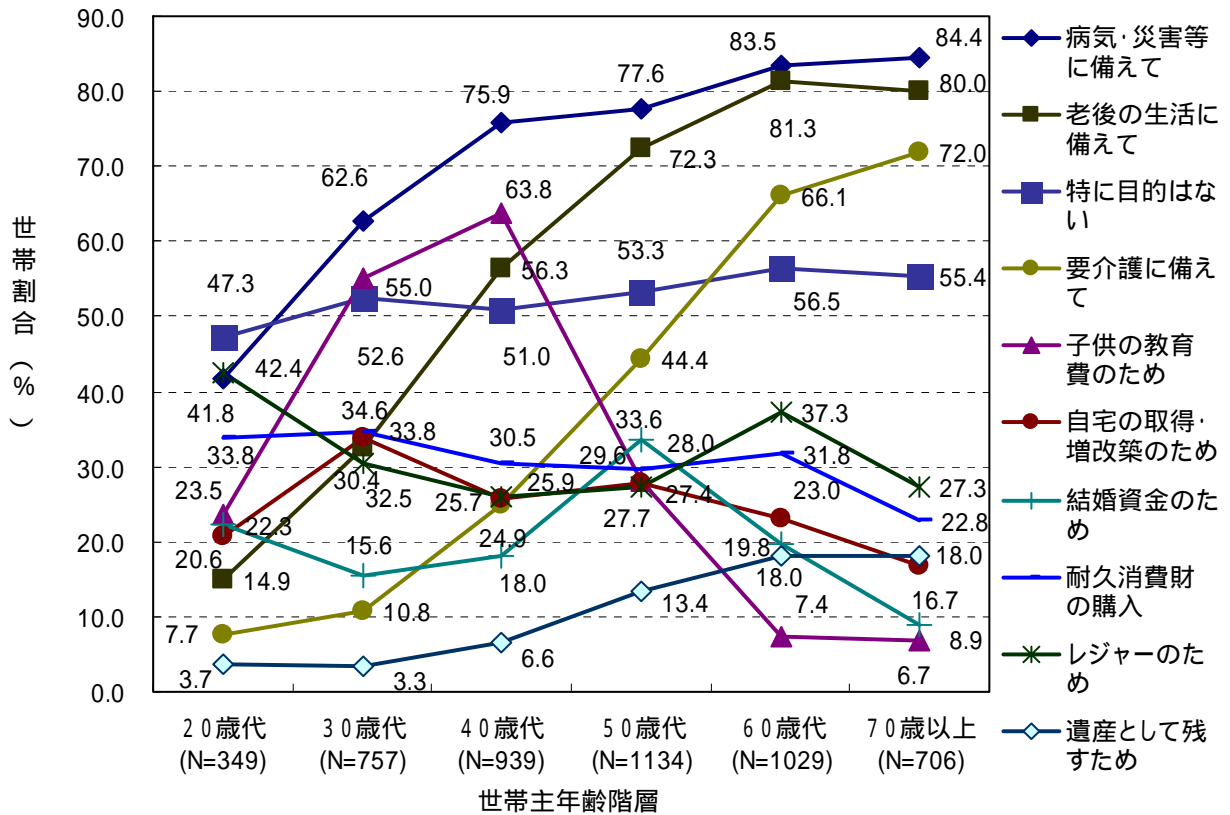
貯蓄の目的についてたずねたところ、「病気・災害、その他不時の出費に備えるため」と回答した世帯の割合が74.6%で最も多く、前回調査(66.6%)に比べ8.0ポイント増加している。次いで、「老後の生活に備えるため」が62.0%であり、前回調査(49.4%)に比べ12.6ポイント増加している。また、「特に目的はないが貯蓄をしていれば安心だから」が53.3%(前回調査:47.6%)となっている。

**図表3 目的別貯蓄保有状況(複数回答)**

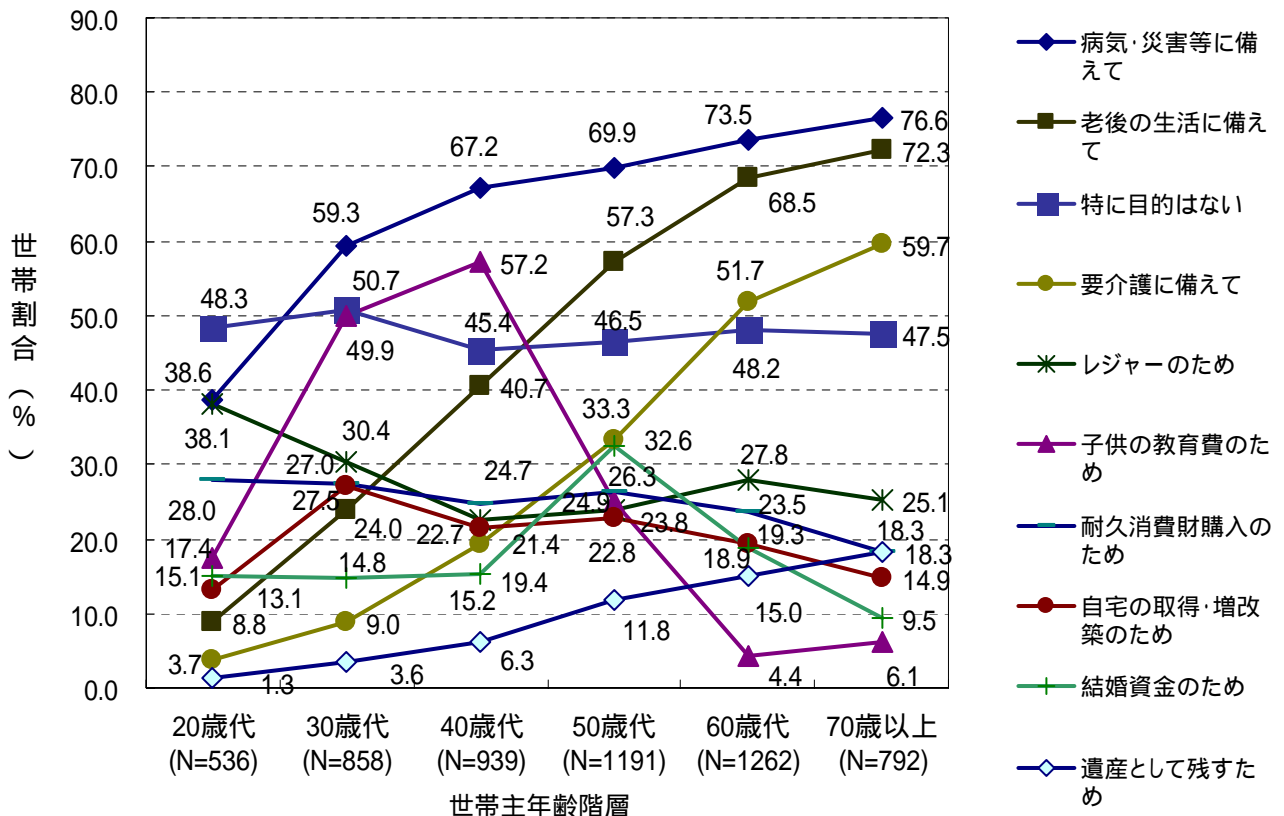


これを世帯主年齢階級別にみると、30歳代以上では「病気、災害、その他不時の出費に備えるため」の割合が最も高くなっている。

図表4 目的別貯蓄保有状況(世帯年齢階級別)(複数回答)



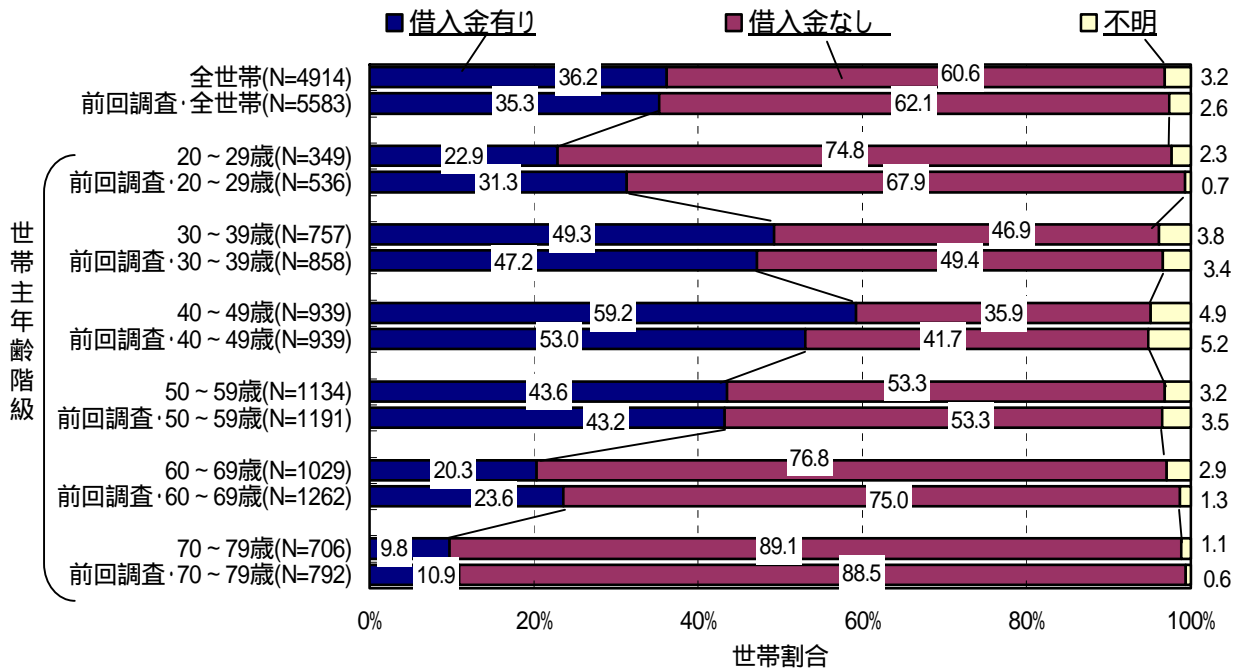
図表4-1 目的別貯蓄保有状況(世帯主年齢階級別)(複数回答)



### 3 負債の状況

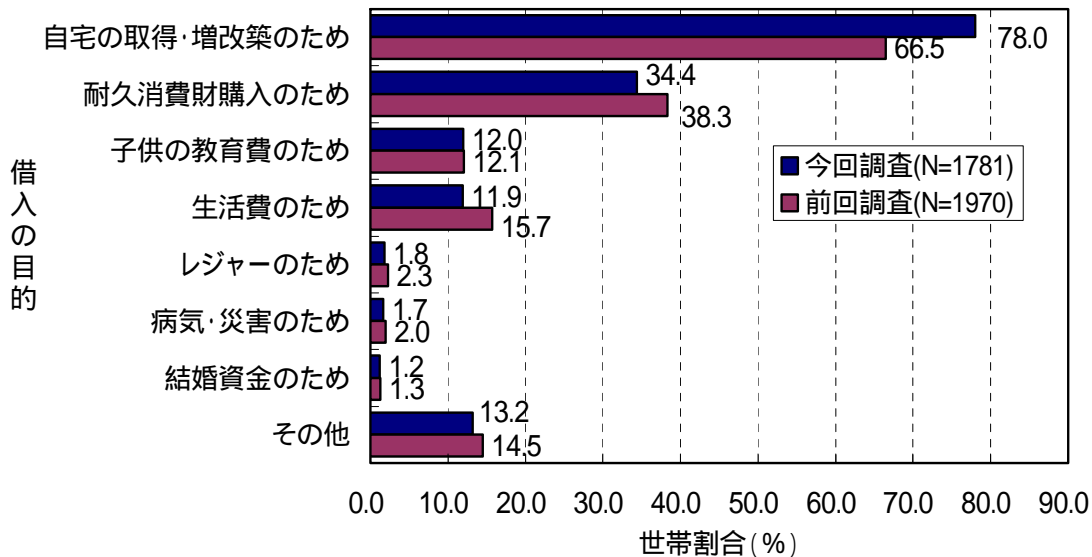
借入金がある世帯（全世帯）の割合は36.2%（前回調査：35.3%）であった。世帯主の年齢別にみると、30歳代から50歳代の世帯の4割以上、特に40歳代は約6割が借入れをしており、他の年齢階級に比べて高い割合となっている。

**図表5 借入金保有状況(世帯主年齢階級別)**



借入の目的は「マイホームの取得・増改築のため」の割合が最も高く、借入金がある世帯のうちの78.0%（前回調査：66.5%）であった。

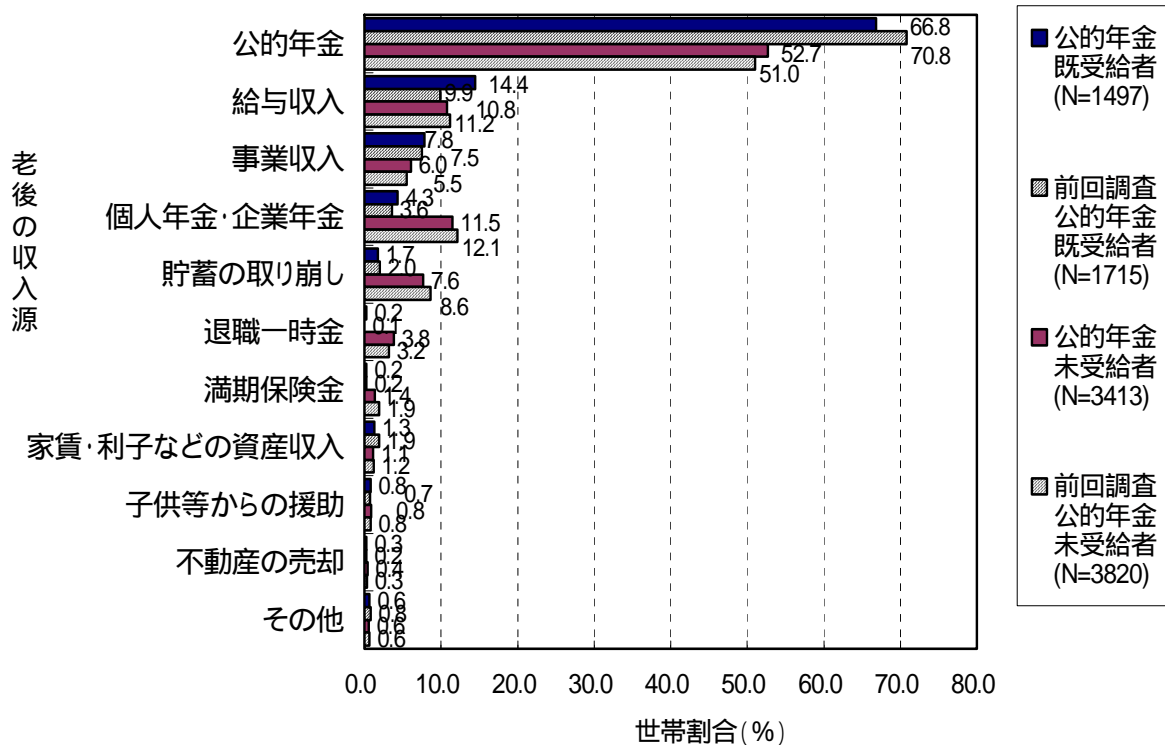
**図表6 目的別借入金保有状況(複数回答)**



#### 4 老後の収入源

老後の生活費を賄う最も重要な収入源としては、世帯主がまだ公的年金を受給していない世帯（以下「未受給世帯」という）世帯主が既に公的年金を受給している世帯（以下「既受給世帯」という）とともに「公的年金」をあげる割合が際立って高かった。その割合は、未受給世帯では52.7%（前回調査：51.0%）であるのに対して、既受給世帯では66.8%（前回調査：70.8%）となっている。また、既受給者世帯が収入源としている「給与収入」が14.4%であり、前回調査（9.9%）と比べ4.5ポイント上昇している。

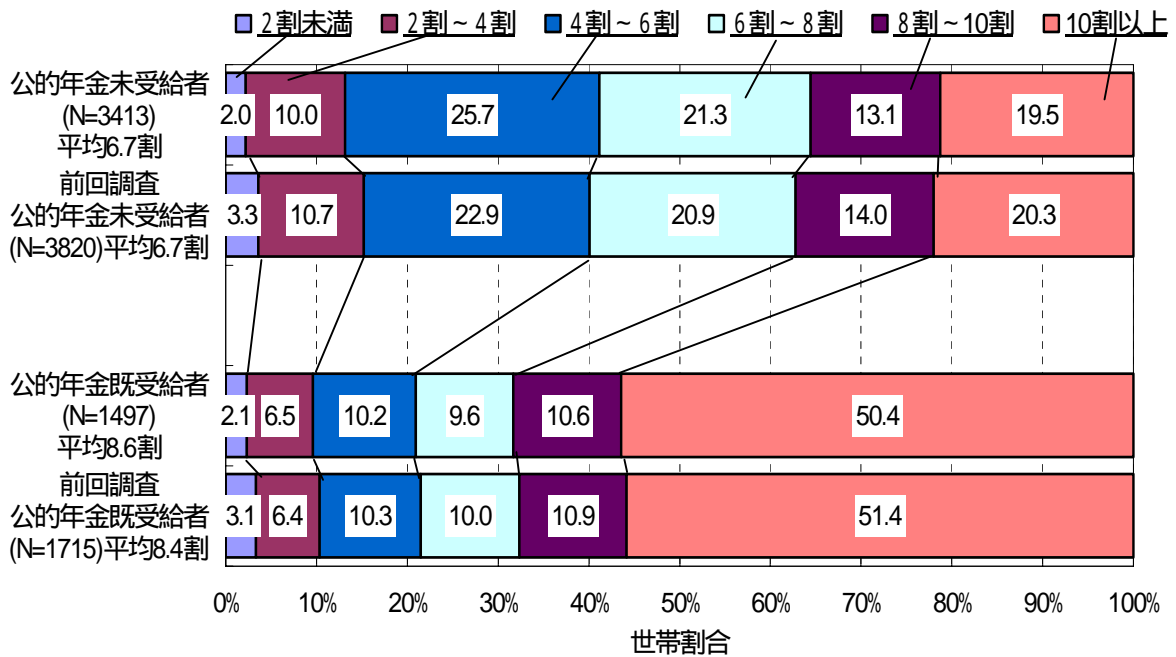
図表7 老後の収入源(公的年金受給状況別)



また、公的年金で老後の生活費を何割程度賄えると考えているか（賄っているか）をたずねたところ、未受給者世帯の回答の平均は6.7割（前回調査：6.7割）であったのに対して、既受給者世帯の回答の平均は8.4割（前回調査：8.4割）となった。特に、既受給世帯のおよそ半数が公的年金で生活費を十分賄えていると回答している。



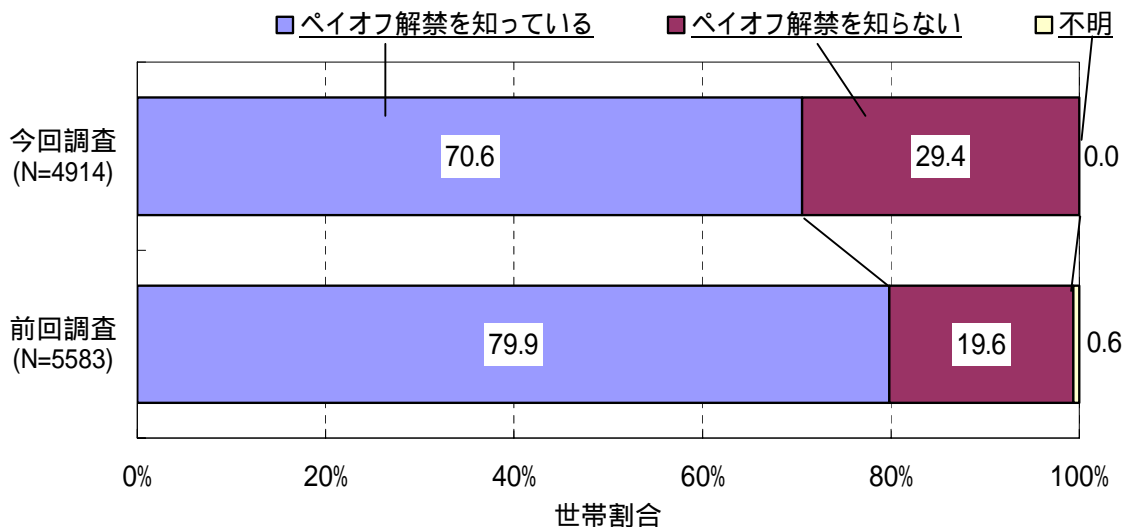
**図表8 公的年金で生活費を賄える割合(公的年金受給状況別)**



## 5 ペイオフ解禁の認知状況

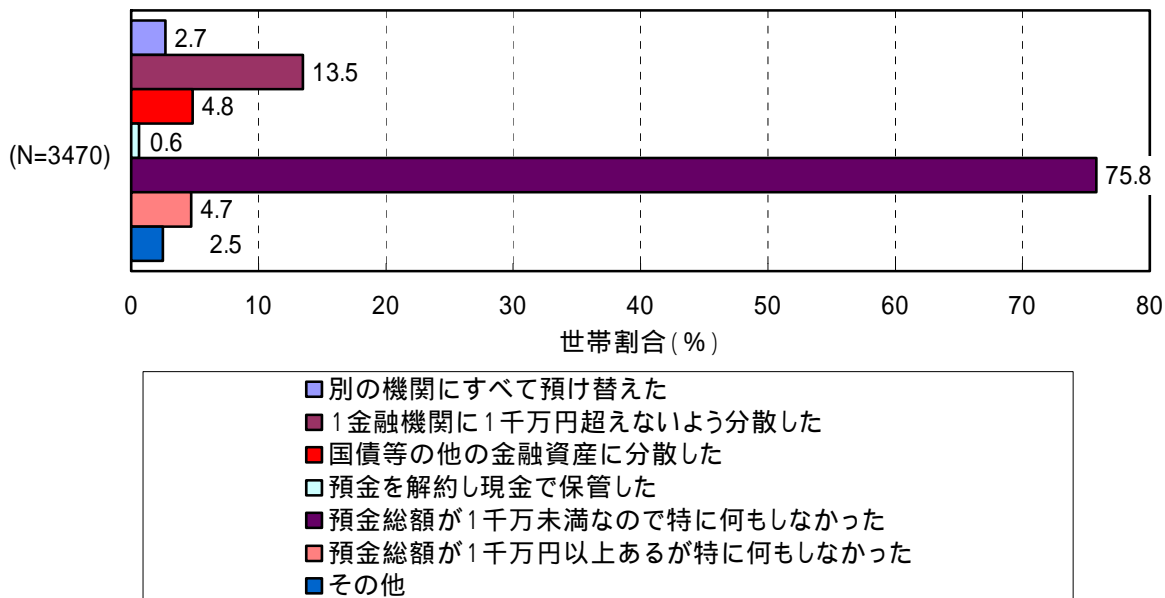
平成14年4月に始まった定期性預金のペイオフ解禁について、その認知をたずねたところ、「知っている」とした世帯が70.6%（前回調査：79.9%）で「知らない」とした世帯が29.4%（前回調査：19.6%）を大きく上回っている。

**図表9 定期性預金のペイオフ解禁認知状況**



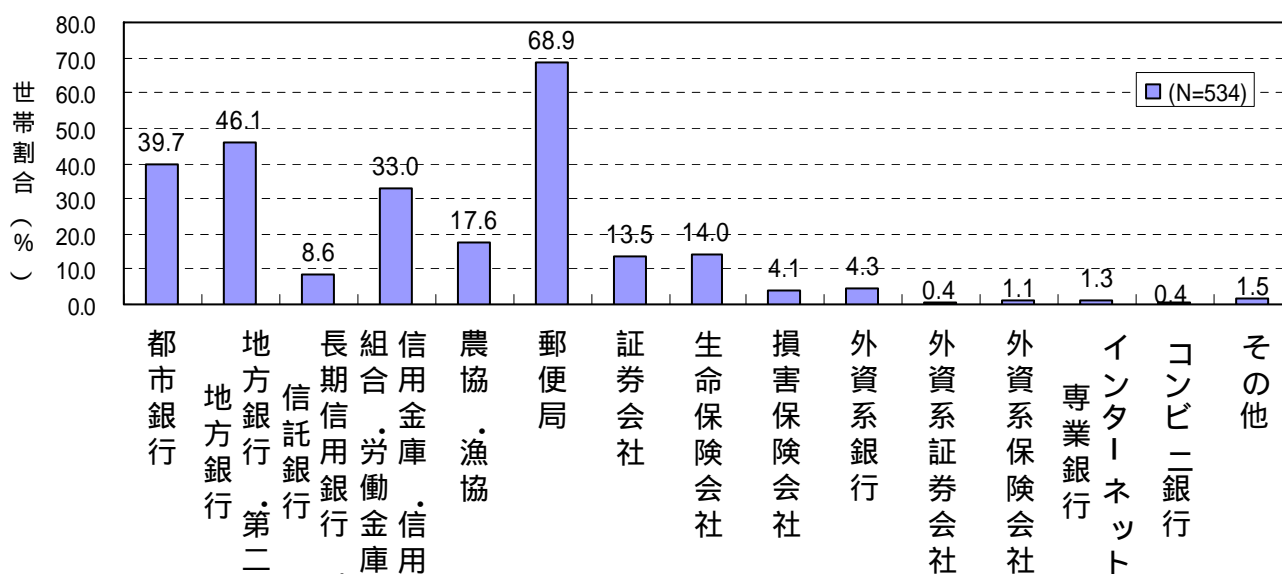
定期性預金のペイオフ解禁を「知っている」と回答した世帯にペイオフ解禁で行ったことをたずねたところ、「預金総額が1千万円未満なので特になにもしなかった」と答えた世帯が75.8%であった。

**図表10 定期性預金のペイオフ解禁で行ったこと(複数回答)**



また、「別の金融機関にすべて預け替えた」、「1金融機関につき1人あたり1千万円を超えないよう、預金の預入先を分散した」と回答した世帯に、この定期性預金のペイオフ解禁での預金の預け替え先・分散先をたずねたところ、「郵便局」と回答した世帯が68.9%、次に「地方銀行・第二地方銀行」と回答した世帯が46.1%、「都市銀行」と回答した世帯が33.0%であった。

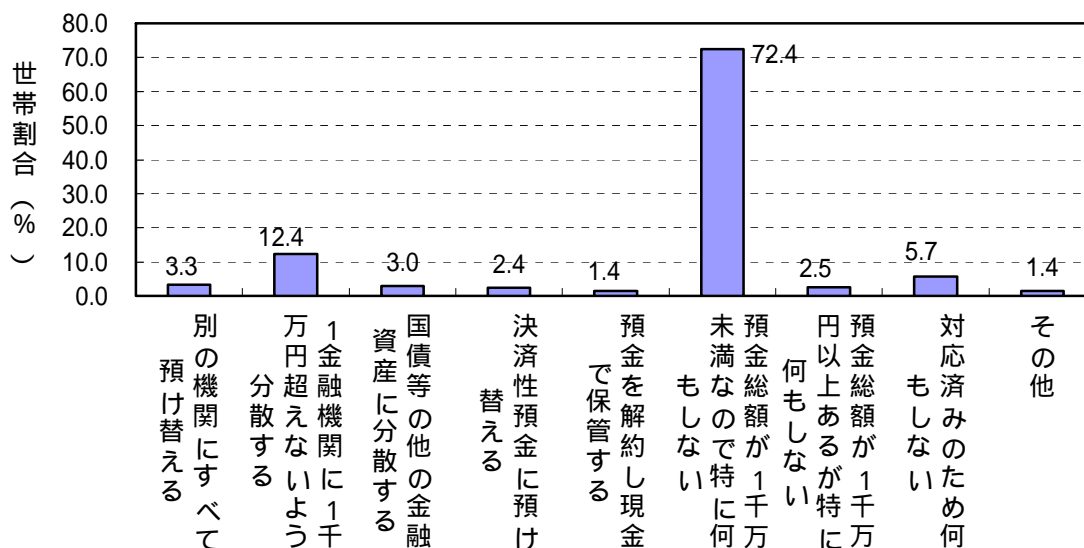
**図表11 定期性預金のペイオフ解禁での預金の預け替え先・分散先(複数回答)**



平成 17 年 4 月から予定されている普通預金のペイオフ解禁に対してどのようなことを行いたい  
かたずねたところ、「預金総額が 1 人あたり 1 千万円未満なので特に何もしない」と回答した世帯  
が 72.4%と大半を占めていた。

**図表 12 普通預金のペイオフ解禁で行う予定項目(複数回答)**

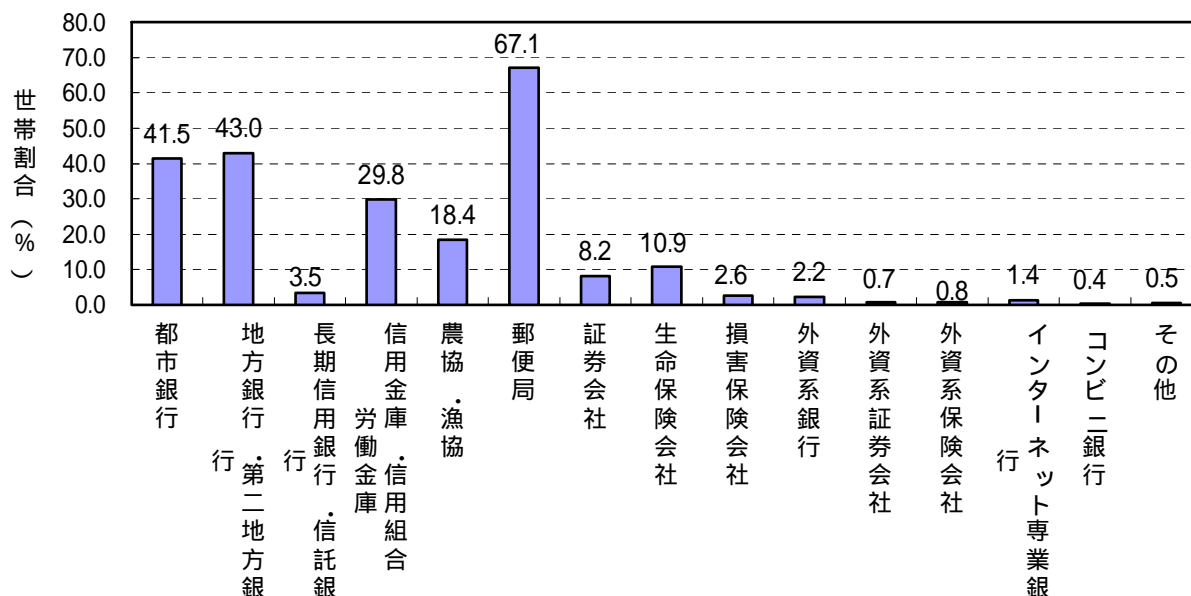
(N=4914)



また、「別の金融機関にすべて預け替える」、「1 金融機関につき 1 人あたり 1 千万円を超えないよう、預金の預入先を分散する」と回答した世帯に、この普通預金のペイオフ解禁に対して予定する預金の預け替え先・分散先をたずねたところ、「郵便局」と回答した世帯が 67.1%、「地方銀行・第二地方銀行」と回答した世帯が 43.0%、「都市銀行」と回答した世帯が 41.5%であった。

**図表 13 普通預金のペイオフ解禁での予定する預金の預け替え先・分散先(複数回答)**

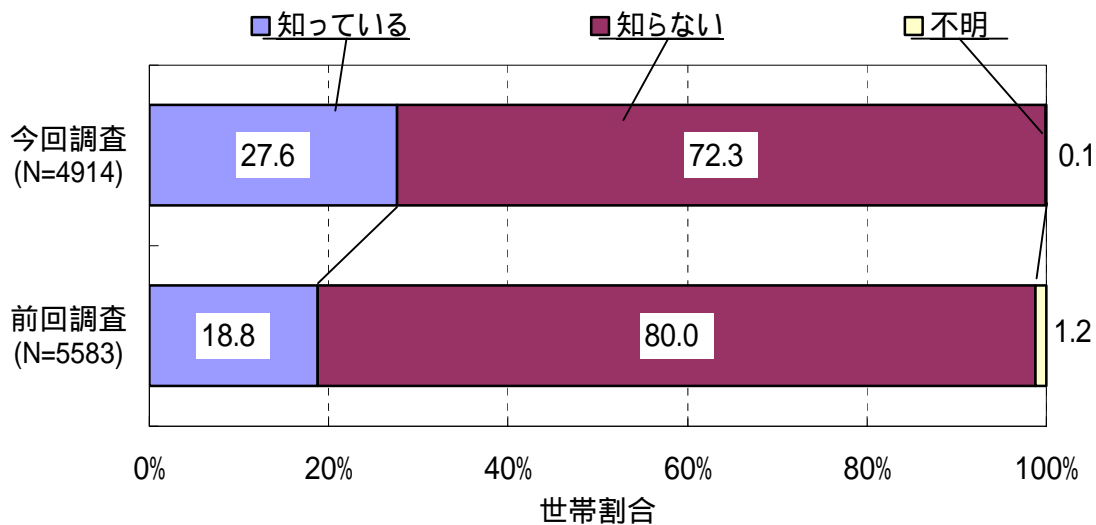
(N=735)



## 6 確定拠出年金の認知状況

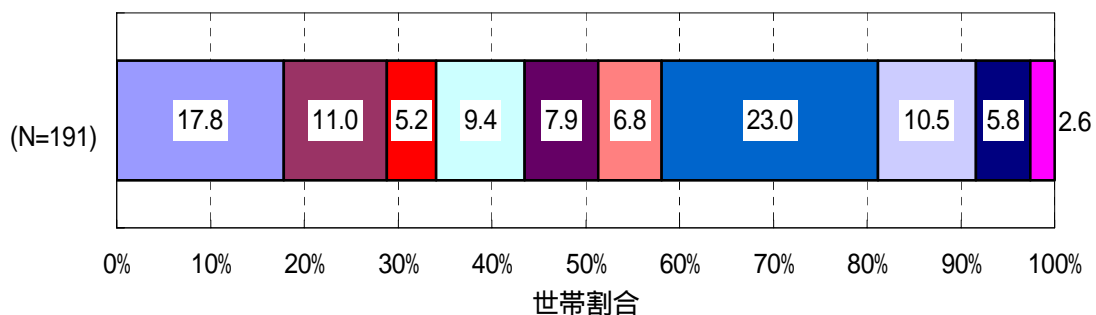
平成13年10月に始まった確定拠出年金制度について、その認知をたずねたところ、「知っている」とした世帯（「加入している」と「知っているが加入していない」を合わせた割合）は27.6%（前回調査：18.8%）、「知らない」とした世帯の72.3%（前回調査：80.0%）であり、認知度は上がっているがその割合は低い。（なお、今回調査の「知っている」と回答した割合は「加入している」と「知っているが加入していない」と回答した世帯を合わせたものである）

図表14 確定拠出年金の認知について



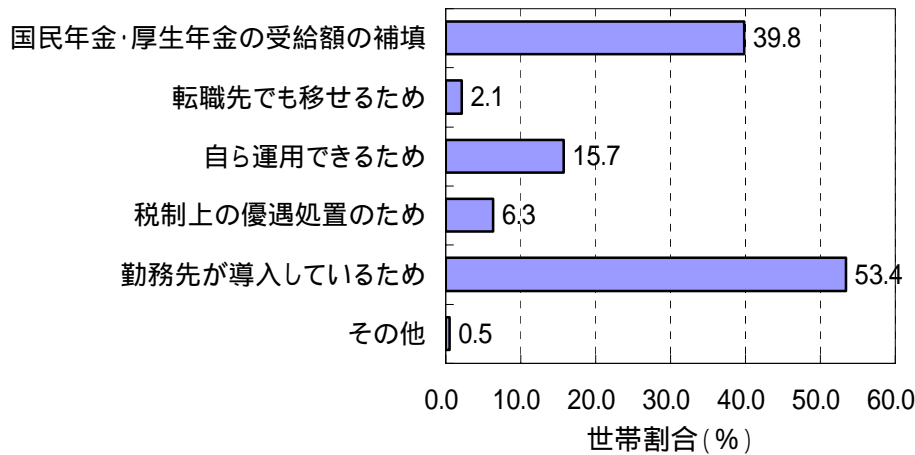
加入申し込みした金融機関をたずねたところ、保険会社（23.0%）、都市銀行（17.8%）、地方銀行・第二地方銀行（11.0%）、確定拠出年金専業会社（10.5%）などとなっている。

図表15 加入申し込みした金融機関



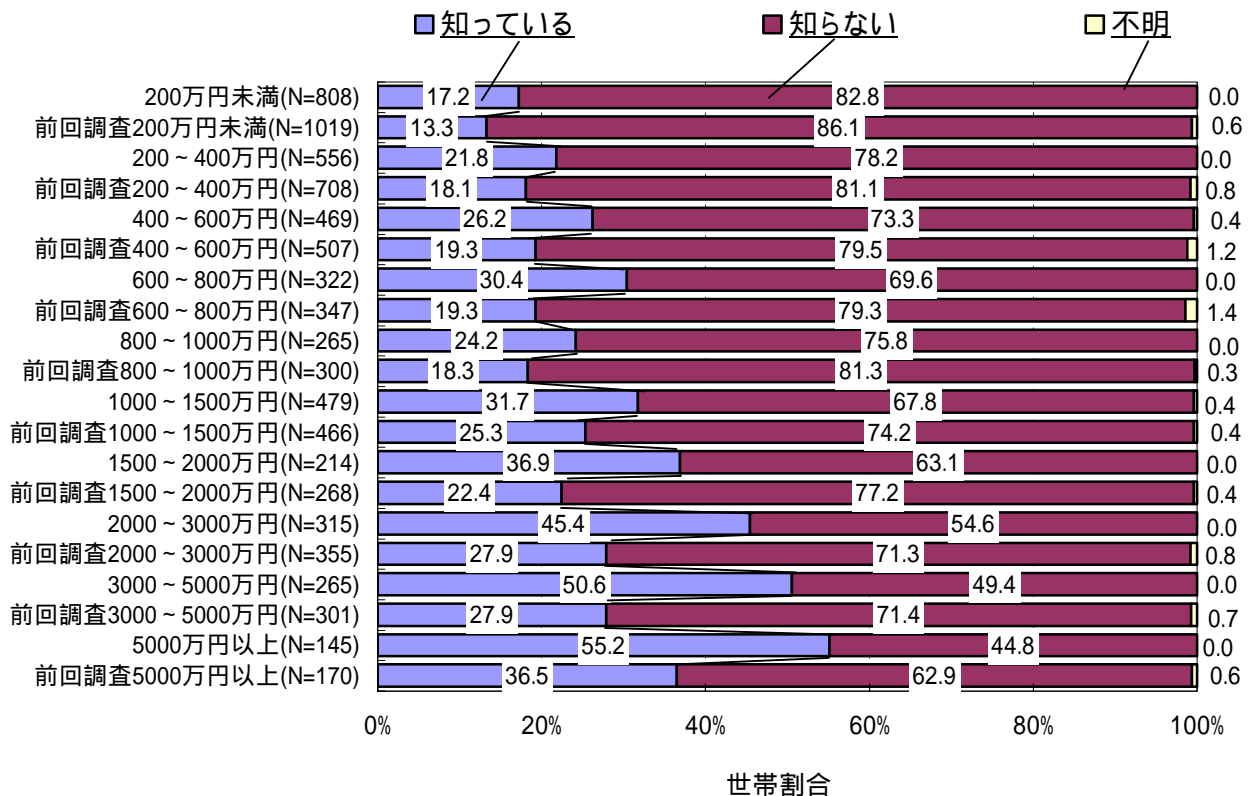
加入理由を聞いたところ、「勤務先がこの確定拠出年金の制度を導入しているから（企業型に限る）」と答えた世帯が53.4%、「国民年金や厚生年金の受給額の補填のため」と答えた世帯が39.8%であり、他の理由を大きく上回っている。

図表16 加入理由(複数回答) (N=191)



また、確定拠出年金制度の認知について、世帯の貯蓄総額別にみると、貯蓄総額5,000万円以上の世帯で「知っている」と回答した世帯（「加入している」と「知っているが加入していない」を合わせた割合）の割合が最も高く55.2%に達し、前回調査（36.1%）に比べ大幅に認知度が上昇している。また、前回調査と同様、貯蓄総額が多くなるにつれて「知っている」とする割合が高くなっている。

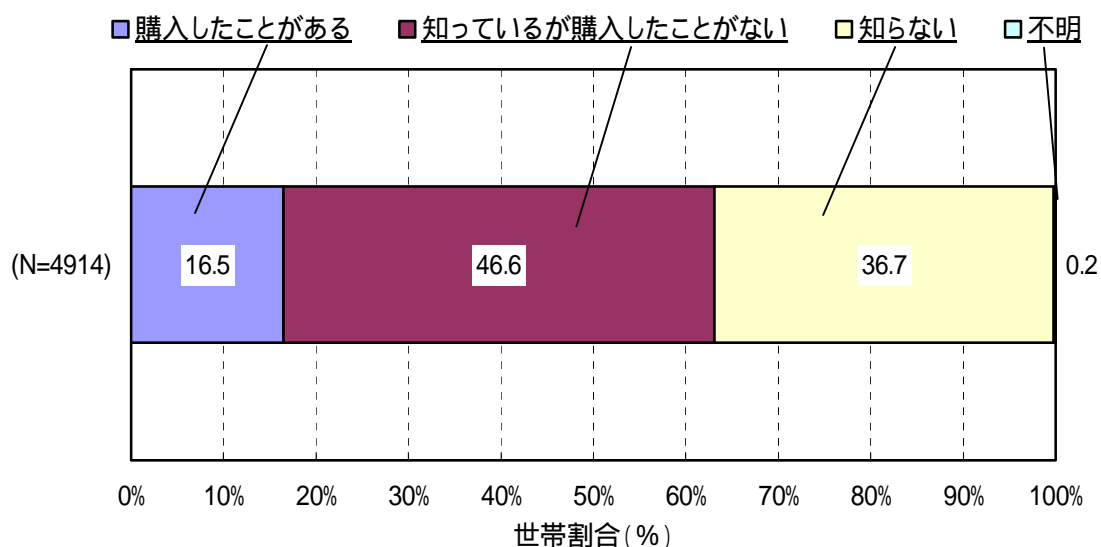
図表17 確定拠出年金の認知(貯蓄総額別)



## 7 投資信託の認知状況

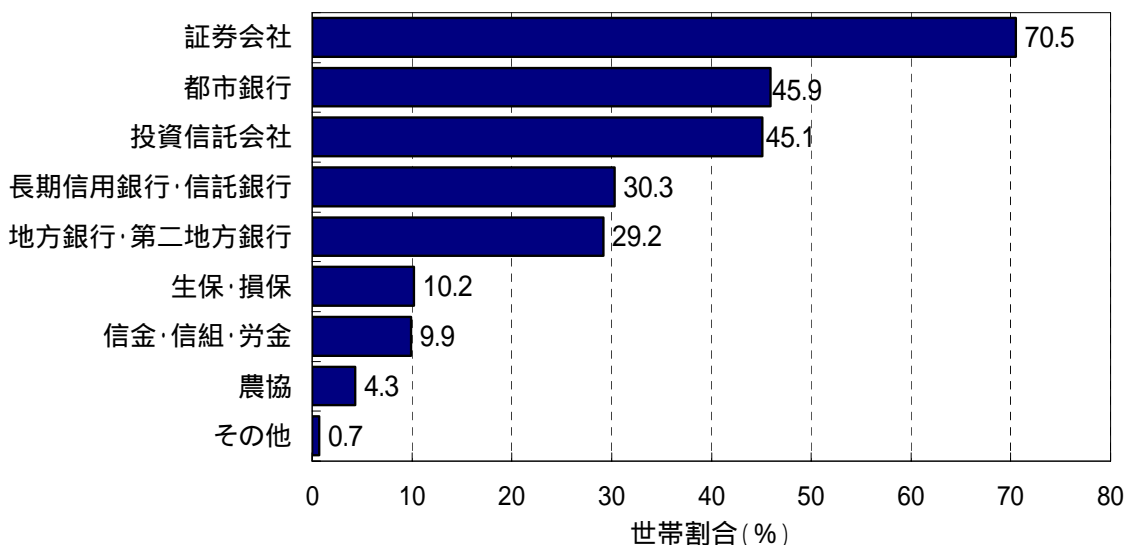
投資信託の認知及び購入の有無をたずねたところ、「知っている」と回答した世帯（「購入したことがある」と「知っているが購入したことがない」を合わせた割合）の割合が約6割（63.1%）であり、「知らない」と回答した世帯（36.7%）を大きく上回っている。

**図表18 投資信託の認知及び購入の有無**



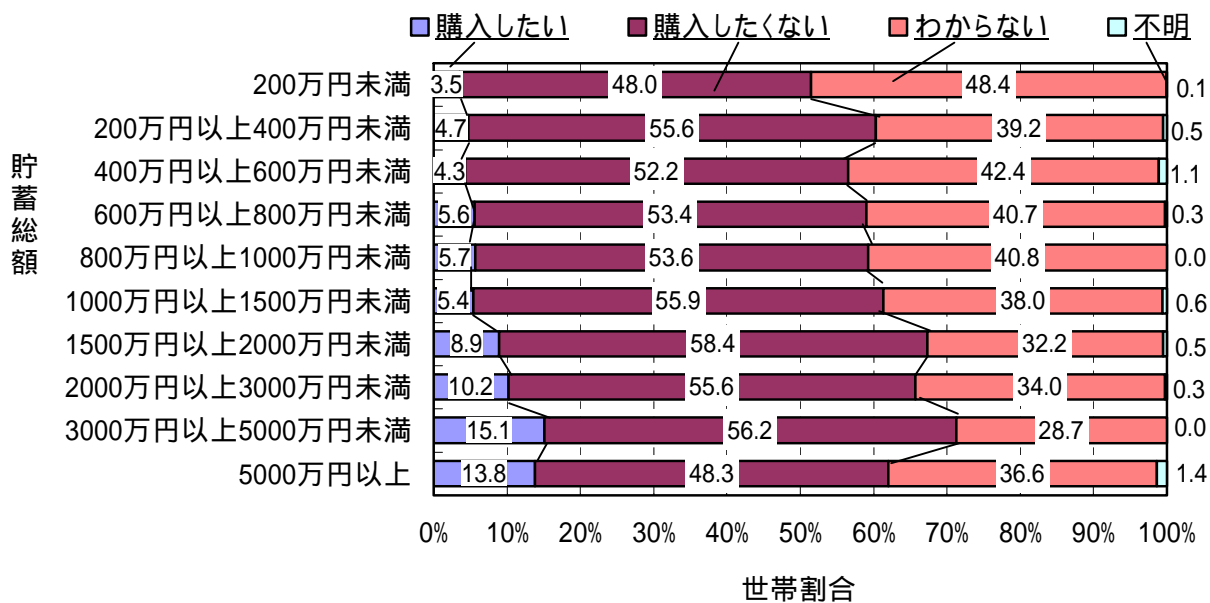
また、「知っている」と回答した世帯（「購入したことがある」と「知っているが購入したことがない」を合わせた割合）に認知している投資信託の取扱金融機関をたずねたところ、7割以上の世帯（70.5%）が「証券会社」と回答しており、次いで「都市銀行」（45.9%）、「投資信託会社」（45.1%）と回答している。

**図表19 認知している投資信託取扱金融機関（複数回答）** (N=1924)



今後投資信託を購入したいかについて世帯の貯蓄総額別にみると、「購入したくない」と回答した世帯は、貯蓄総額が200万円未満、5000万円以上の階級を除く全ての階級で5割以上を占めている。一方、貯蓄総額が1,500万円以上の世帯は1,500万円未満の世帯に比べ「購入したい」とする割合が高い。

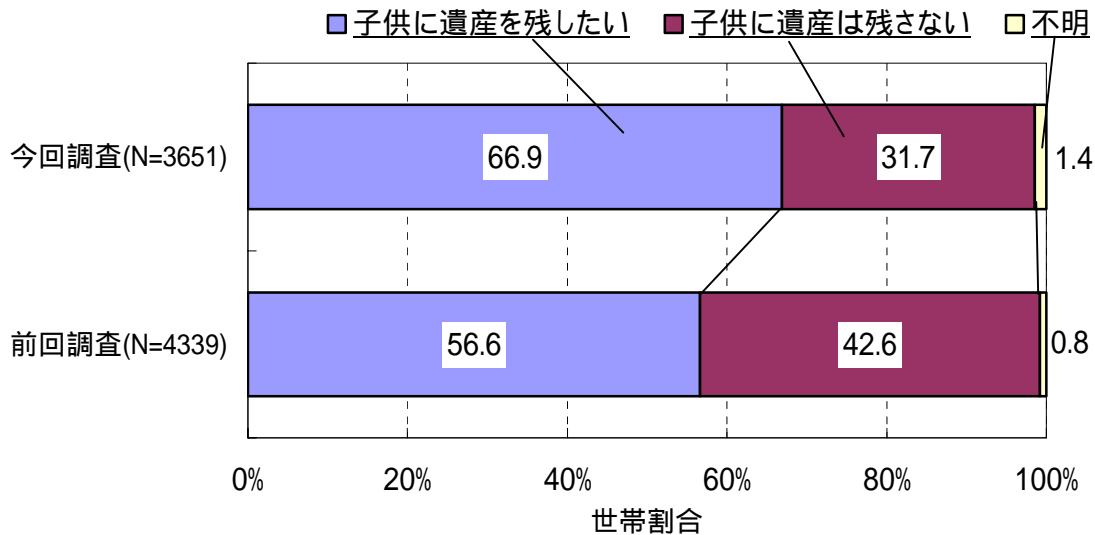
図表2.0 今後の購入意向(貯蓄総額別)



## 8 遺産に対する考え方

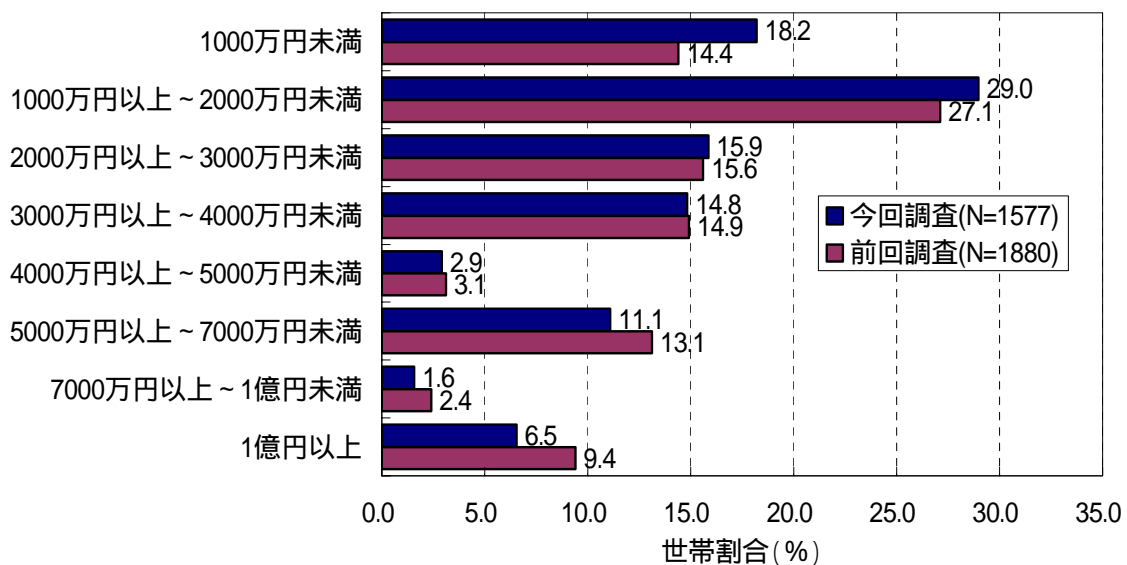
子供に遺産を残す意向をたずねたところ、「子供に遺産を残したい」(66.9%)と回答した世帯は前回調査(56.6%)に比べ10.3ポイント上昇しており、子供に資産を残したい、と考えている世帯が増加している。

図表21 子供に遺産を残す意向



子供に遺産を残す意向がある世帯に子供に残したい遺産の金額についてたずねたところ、金額に記入があった世帯では「1,000万円以上2,000万円未満」と回答した世帯が29.0%であり、他の回答を上回っており、その割合は前回調査(27.1%)と比べても増加している。

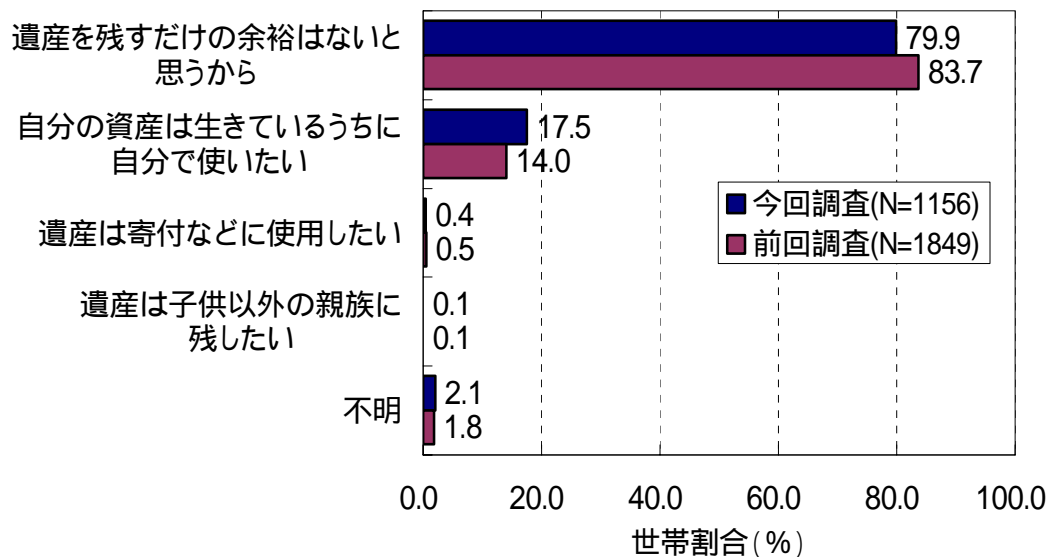
図表22 子供に残したい遺産金額





また、子供に遺産を残す意向がない世帯に、子供に遺産を残さない理由についてたずねたところ、「遺産を残すだけの余裕はないと思うから」と回答した世帯が約8割(79.9%)となり、他の回答を大きく上回った。しかし、「自分の資産は生きているうちに自分で使いたい」と回答した世帯は17.5%であり、前回調査(14.0%)に比べ増加している。

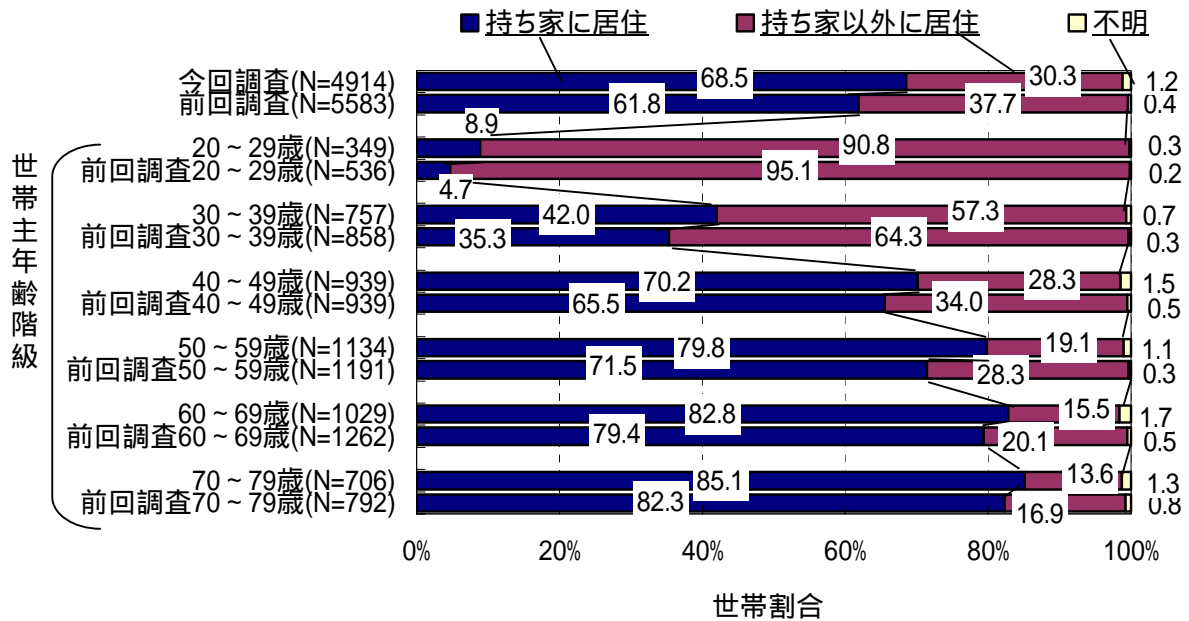
図表23 子供に遺産を残さない理由



## 9 不動産の保有状況

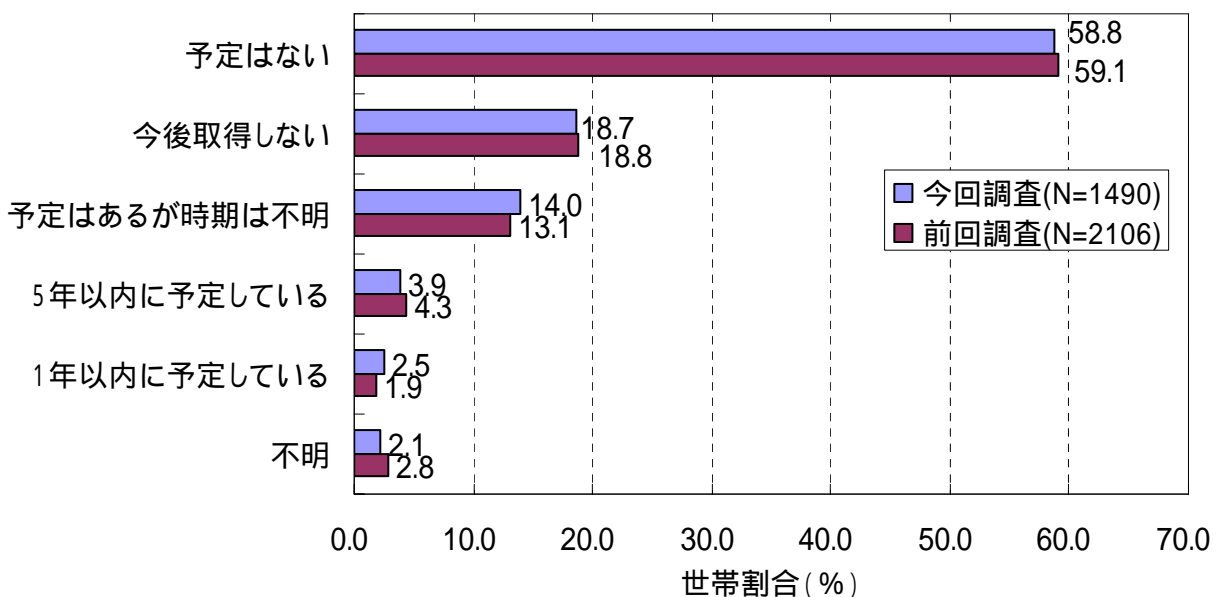
住居が持ち家（一戸建て、マンション）である世帯の割合は約7割（68.5%）であり、前回調査（61.8%）を上回っている。また、世帯の年齢が高くなるほど持ち家に居住している割合は高くなり、30歳代（42.0%）から40歳代（70.2%）の世帯でその割合が大きく伸び、60歳代及び70歳代の世帯では80%を超えている。

図表24 持ち家の居住状況(世帯主年齢階級別)



持ち家に居住していない世帯に、今後の自宅取得の予定をたずねたところ、「1年以内に予定している」とした世帯（2.5%）、「5年以内に予定している」とした世帯（3.9%）、「時期ははっきりしないが予定している」とした世帯（14.0%）を合わせて約2割（20.4%）となり、前回調査（19.3%）をわずかに上回っている。

図表25 今後の自宅取得予定





|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

## 家計に関するアンケート

平成16年10月

### ご記入にあたってのご説明とお願い

- ・ この調査は、世帯の家計と貯蓄の動向を調べることを目的に、日本全国で無作為に選んだ世帯を対象に行っております。
- ・ 世帯主の方（家計費に充てる収入が最も多い方）または実際に家計をきりもりする方（配偶者の方など）がご回答ください。
- ・ 家計の調査が目的ですので、事業のための預貯金、負債などは除外してご回答ください。
- ・ 質問項目が多く、記入時間も長くなりますが、全部の質問項目にお答え頂きますようご協力をお願い致します。
- ・ 調査結果は数値化し、コンピューターで集計を行いますので、世帯や個人のプライバシーが他に漏れることはありません。例えば、税金などの関係に使用されることは絶対にありませんので、ありのままご記入ください。
- ・ ご不明の点がありましたら、お伺いした調査員、または下記までご連絡頂きますようお願い致します。



郵政総合研究所

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2



< 調査委託先 - 本調査に関する問い合わせ先 >

(株)日本リサーチセンター（調査部）

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀 SFビル

フリーダイヤル 0120-911-552

10時～17時(土日祝日を除く)

「たいせつにしますプライバシー」は、個人情報について十分な保護策を講じている企業・団体に対して経済産業省所管の(財)日本情報処理開発協会より付与されている**プライバシーマーク**です。

|        |   |   |  |  |  |
|--------|---|---|--|--|--|
| 担当調査員名 |   |   |  |  |  |
| 調査票回収日 | 月 | 日 |  |  |  |

**まず、貯蓄の目的についておたずねします。**

問1 あなたの世帯では、現在表に示したそれぞれの目的ごとの貯蓄がありますか。また、今後はそれぞれの目的ごとの貯蓄を増やしますか、減らしますか。  
 (現在、各目的の貯蓄がある場合には「有」に を、無い場合には「無」に をつけてください。また、今後の意向では、「有・無」にかかわらず、1～3のいずれか1つに をつけてください。)

なお、本調査でいう「世帯」とは、住居及び生計を共にしている者の集まりをいいます。単身赴任など3か月以上別居している方は世帯員から除きます。

|   | 貯蓄の目的 (n=4,914)            | 有・無              | 今後の意向                             |
|---|----------------------------|------------------|-----------------------------------|
| a | 病気、災害、その他不時の出費に備えて         | 有 74.6<br>無 25.1 | 61.3 増やしたい 0.7 減らしたい 35.4 今のままでよい |
| b | 子供の教育費として                  | 有 31.3<br>無 67.0 | 29.1 増やしたい 2.5 減らしたい 58.9 今のままでよい |
| c | 結婚資金(子供の結婚資金を含む)として        | 有 20.6<br>無 77.9 | 30.4 増やしたい 1.2 減らしたい 59.4 今のままでよい |
| d | マイホームまたは土地の取得、増改築などに備えて    | 有 25.2<br>無 73.6 | 36.5 増やしたい 0.8 減らしたい 55.0 今のままでよい |
| e | 老後の生活に備えて                  | 有 62.0<br>無 37.5 | 67.1 増やしたい 0.4 減らしたい 28.7 今のままでよい |
| f | 要介護状態(寝たきりなど)になったときの出費に備えて | 有 41.4<br>無 57.9 | 58.5 増やしたい 0.3 減らしたい 35.8 今のままでよい |
| g | 耐久消費財(自動車、家具、家電など)の購入に向けて  | 有 30.3<br>無 68.3 | 39.7 増やしたい 1.6 減らしたい 52.2 今のままでよい |
| h | 旅行やスポーツなどのレジャーに向けて         | 有 30.7<br>無 68.2 | 39.6 増やしたい 1.0 減らしたい 53.2 今のままでよい |
| i | 遺産として残すため                  | 有 11.5<br>無 86.9 | 19.0 増やしたい 1.5 減らしたい 70.9 今のままでよい |
| j | 特に目的はないが貯蓄をしていれば安心だから      | 有 53.3<br>無 45.0 | 52.2 増やしたい 0.4 減らしたい 42.0 今のままでよい |
| k | その他                        | 有 8.8<br>無 75.9  | 18.9 増やしたい 0.3 減らしたい 58.7 今のままでよい |

**問1でひとつでも「有」に つけた世帯におたずねします。**

問2 問1で「有」としたもののなかから、あなたの世帯で特に重要とお考えの貯蓄目的の上位3つを選んでお答えください。( は3つまで) (n=4,914)

|                              |                                 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 66.7 病気、災害、その他不時の出費に備えて      | 29.3 要介護状態(寝たきりなど)になったときの出費に備えて |
| 24.1 子供の教育費として               | 9.4 耐久消費財(自動車、家具、家電など)の購入に向けて   |
| 7.9 結婚資金(子供の結婚資金を含む)として      | 10.2 旅行やスポーツなどのレジャーに向けて         |
| 12.9 マイホームまたは土地の取得、増改築などに備えて | 1.2 遺産として残すため                   |
| 52.8 老後の生活に備えて               | 22.5 特に目的はないが貯蓄をしていれば安心だから      |
|                              | 1.2 その他                         |
|                              | 12.0 不明                         |

**次に、ペイオフの解禁について、すべての世帯におたずねします。**

問3 平成14年4月から民間金融機関における定期性預金のペイオフ解禁が始まりました。あなたの世帯ではこのペイオフ解禁をご存知ですか。( は1つ)

**ペイオフ解禁とは**  
 平成14年4月にペイオフ(万が一金融機関が破たんした場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のこと)が一部解禁され、預金保険制度で保護される定期性預金等の限度額は、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1千万円までとその利息の合計額となりました。また、平成17年4月からは普通預金もペイオフの対象となる予定です。ただし、平成17年4月以降も、決済用預金(「無利息」、「要求払い」、「決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金)については全額保護の対象となります。

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| (n=4,914) | 29.4 | 知らない  |
| 70.6      | 0.0  | 不明    |
|           |      | 知っている |

問 次  
6 頁  
へ

問4 この定期性預金のペイオフ解禁に際して、あなたの世帯ではこれまでにどのようなことを行いましたか。( はいくつでも)(n=3,470)

- 2.7 別の金融機関にすべて預け替えた
- 13.5 金融機関につき1人当たり1千万円を超えないよう、預金の預入先を分散した
- 4.8 国債、投資信託、保険・年金など他の金融資産に分散した
- 0.6 預金を解約して現金で保管するようにした
- 75.8 預金総額が1人当たり1千万円未満なので特に何もしなかった
- 4.7 預金総額が1人当たり1千万円以上あるが特に何もしなかった
- 2.5 その他(具体例: \_\_\_\_\_)
- 0.8 不明

問 5  
へ

問 次  
6 頁  
へ

問4で、「1 別の金融機関にすべて預け替えた」、「2 1金融機関につき1人当たり1千万円を超えないよう、預金の預入先を分散した」と答えた世帯におたずねします。

問5 あなたの世帯では、どちらの金融機関に預金を預け替え、または分散されましたか。( はいくつでも)(n=534)

|                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 39.7 都市銀行(注1)         | 4.1 損害保険会社(積立型のみ)       |
| 46.1 地方銀行・第二地方銀行      | 4.3 外資系銀行               |
| 8.6 長期信用銀行・信託銀行(注2)   | 0.4 外資系証券会社             |
| 33.0 信用金庫・信用組合・労働金庫   | 1.1 外資系保険会社(解約払戻金があるもの) |
| 17.6 農協・漁協(農林中央金庫を含む) | 1.3 インターネット専門銀行(注3)     |
| 68.9 郵便局              | 0.4 コンビニ銀行(注4)          |
| 13.5 証券会社             | 1.5 その他(具体的に)(注5)       |
| 14.0 生命保険会社(貯蓄性のもの)   | - 不明                    |

注1 「都市銀行」とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、東京三菱銀行、UFJ銀行、りそな銀行の6行を指します。

注2 「長期信用銀行」とは「あおぞら銀行」を指します。

注3 「インターネット専門銀行」とは、ジャパンネット銀行、ソニー銀行、イーバンク銀行を指します。

注4 「コンビニ銀行」とはアイワイバンク銀行を指します。コンビニ内に設置された一般の銀行のATMは含みません。

注5 「その他」の例としては、新生銀行、日本振興銀行等があります。

次頁問6へ

問6 平成17年4月から普通預金のペイオフ解禁が実施される予定ですが、あなたの世帯ではどのようなことを行いたいと思いますか。(はいくつでも)

(n=4,914)

|  |        |
|--|--------|
| 3.3 別の金融機関にすべて預け替える                                  | 問7へ    |
| 12.4 金融機関につき1人当たり1千万円を超えないよう、預金の預入先を分散する             |        |
| 3.0 国債、投資信託、保険・年金など他の金融資産に分散する                       | 次頁の問8へ |
| 2.4 1人当たり1千万円を超える預金については、無利息ではあるが、全額保護される決済用預金に預け替える |        |
| 1.4 預金を解約して現金で保管するようにする                              |        |
| 72.4 預金総額が1人当たり1千万円未満なので特に何もしない                      |        |
| 2.5 預金総額が1人当たり1千万円以上あるが特に何もしない                       |        |
| 5.7 既に対応済みなので、特に何もしない                                |        |
| 1.4 その他(具体例: _____)                                  |        |
| 1.4 不明   |        |

問6で、「1 別の金融機関にすべて預け替える」、「2 1金融機関につき1人当たり1千万円を超えないよう、預金の預入先を分散する」と答えた世帯におたずねします。

問7 あなたの世帯ではどちらの金融機関に預金を預け替えようと、または分散しようとお考えですか。(はいくつでも)(n=735)

|                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 41.5 都市銀行(注1)         | 2.6 損害保険会社(積立型のみ)        |
| 43.0 地方銀行・第二地方銀行      | 2.2 外資系銀行                |
| 3.5 長期信用銀行・信託銀行(注2)   | 0.7 外資系証券会社              |
| 29.8 信用金庫・信用組合・労働金庫   | 0.8 外資系保険会社(解約払戻金があるもの)  |
| 18.4 農協・漁協(農林中央金庫を含む) | 1.4 インターネット専門銀行(注3)      |
| 67.1 郵便局              | 0.4 コンビニ銀行(注4)           |
| 8.2 証券会社              | 0.5 その他(具体的に)(注5)<br>( ) |
| 10.9 生命保険会社(貯蓄性のもの)   | 0.7 不明                   |

注1「都市銀行」とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、東京三菱銀行、UFJ銀行、りそな銀行の6行を指します。

注2「長期信用銀行」とは「あおぞら銀行」を指します。

注3「インターネット専門銀行」とは、ジャパンネット銀行、ソニー銀行、イーバンク銀行を指します。

注4「コンビニ銀行」とはアイワイバンク銀行を指します。コンビニ内に設置された一般の銀行のATMは含みません。

注5「その他」の例としては、新生銀行、日本振興銀行等があります。

次頁の問8へ

**ここでは、投資信託について、すべての世帯におたずねします。**

問 8 あなたの世帯では投資信託をご存じですか。また、購入したことがありますか。( は1つ)

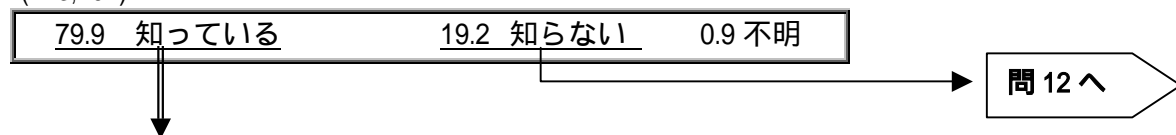
**投資信託とは**  
 広く投資家から資金を集め、その資金を投資家に代わって各種・国内外の株式や債券などの有価証券に投資して、実績に応じてその運用益を投資家に還元する仕組みの金融商品です。株式投資信託、公社債投資信託、MMF、中期国債ファンドなどがあります。

(n=4,914)



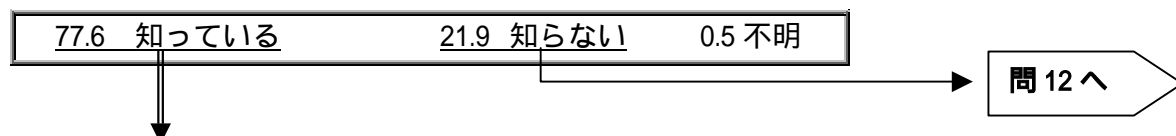
問 9 この投資信託では、元本割れの可能性(リスク)がありますが、このような特色について、あなたの世帯ではご存じですか。( は1つ)

(n=3,102)



問 10 あなたの世帯では、この投資信託を取り扱っている機関についてご存じですか。( は1つ)

(n=2,479)



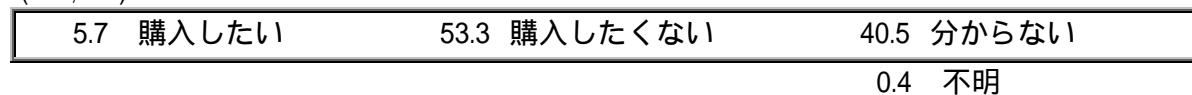
問 11 投資信託を取り扱っている金融機関として、あなたがご存じの取り扱い機関は次のどれですか。( はいくつでも)

(n=1,924)

|      |                |      |                               |
|------|----------------|------|-------------------------------|
| 45.9 | 都市銀行           | 70.5 | 証券会社(外資系証券会社含む)               |
| 29.2 | 地方銀行、第二地方銀行    | 10.2 | 生命保険会社、損害保険会社<br>(外資系保険会社も含む) |
| 30.3 | 長期信用銀行、信託銀行    | 45.1 | 投資信託会社                        |
| 9.9  | 信用金庫、信用組合、労働金庫 | 0.7  | その他(具体的に)                     |
| 4.3  | 農協             | 0.5  | 不明                            |

問 12 あなたの世帯では、今後投資信託を購入したいと思いますか。( は1つ)

(n=4,914)



問 13 へ

**ここでは、確定拠出年金について、すべての世帯におたずねします。**

問 13 平成 13 年 10 月から、確定拠出年金制度（いわゆる「日本版 401k」）が始まりました。あなたの世帯ではこの確定拠出年金をご存じですか。また、加入されていますか。（は1つ）

**確定拠出年金制度とは**  
 自分の年金資産が明確で、自己責任で運用商品を選び運用していく年金制度です。  
 確定拠出年金には、企業が従業員のために掛け金を拠出する「企業型」と、自営業者等の個人が掛け金を払う「個人型」の2種類があり、平成 13 年 10 月から「企業型」が、平成 14 年 1 月から「個人型」が、それぞれスタートしました。

(n=4,914)

|            |                    |           |
|------------|--------------------|-----------|
| 3.9 加入している | 23.7 知っているが加入していない | 72.3 知らない |
|------------|--------------------|-----------|

0.1 不明

下記の問 16 へ

問 14 どちらの取り扱い機関に加入申し込みをされましたか。（は1つ）

(n=191)

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 17.8 都市銀行          | 6.8 証券会社        |
| 11.0 地方銀行・第二地方銀行   | 23.0 保険会社       |
| 5.2 信託銀行           | 10.5 確定拠出年金専業会社 |
| 9.4 信用金庫・信用組合・労働金庫 | 5.8 その他（具体的に）   |
| 7.9 郵便局            | （ ）             |

2.6 不明

問 15 この確定拠出年金に加入された理由をお答えください。（はいくつでも）

(n=191)

|   |
|---|
| 39.8 国民年金や厚生年金の受給額の補填のため                    |
| 2.1 転職等した場合でも、自分の年金資産を転職先の個人型年金や企業型年金に移せるから |
| 15.7 自分の年金資産を自ら選んで運用ができるから                  |
| 6.3 税制上の優遇措置があるから                           |
| 53.4 勤務先がこの確定拠出年金の制度を導入しているから（企業型に限る）       |
| 0.5 その他（具体的に）                               |
| （ ）   |

3.1 不明

問 16 この確定拠出年金制度では、現在支払う掛け金の金額は確定していますが、将来受け取る年金の金額は運用次第で変化するという特色があります。このような特色について、あなたの世帯ではご存じですか。（は1つ）

(n=4,914)

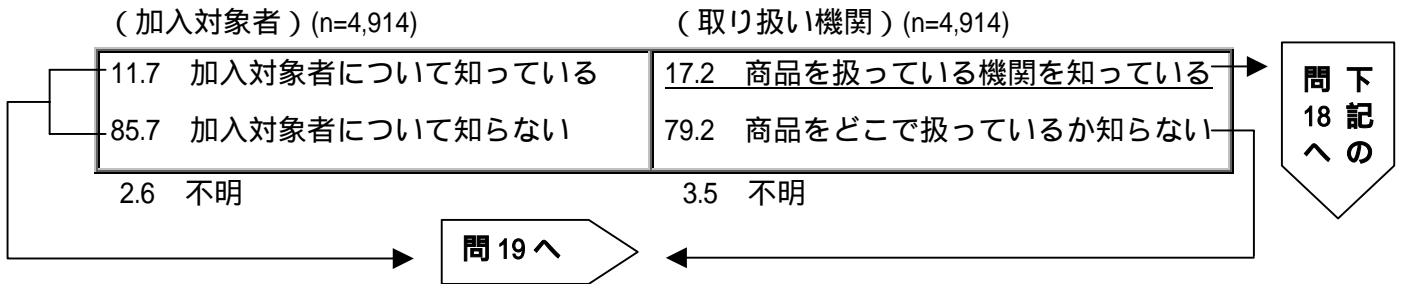
|            |           |
|------------|-----------|
| 23.5 知っている | 75.8 知らない |
|------------|-----------|

0.7 不明



問 17 あなたは、この確定拠出年金の加入対象者や取り扱い機関についてご存じですか。

( はそれぞれ1つ)



問 17 で、「(取り扱い機関) 1 商品を扱っている機関を知っている」と答えた世帯におたずねします。

問 18 あなたは郵便局で確定拠出年金(個人型)が取り扱われていることをご存じですか。

( は1つ)

(n=847)

|            |           |
|------------|-----------|
| 28.5 知っている | 70.7 知らない |
|            | 0.8 不明    |

問 19 あなたの世帯では、運用次第で受け取る年金額が変化する確定拠出年金について、加入することが可能であれば、今後加入する意向はありますか。( は1つ)

(n=4,914)

|              |               |            |
|--------------|---------------|------------|
| 7.1 加入の意向はある | 39.1 加入の意向はない | 53.2 分からない |
|              |               | 0.5 不明     |

**ここでは、金融資産の保有状況について、すべての世帯におたずねします。**

問 20 あなたの世帯では、どのような種類の預貯金・金融商品（外貨建金融商品を含む）によって貯蓄をか。今後は、それらを増やしたいですか、減らしたいですか。預貯金・金融商品の種類ごとにお答え記入ください。お持ちでない場合は「無」に をつけてください。また、最近1年間の増減、今後の

|    | 預貯金・金融商品                        | 説明及び記入上のご注意  | 保有<br>(n=4,914)   | 保有している現在高                  |
|----|---------------------------------|--|---|----------------------------|
| a1 | 預貯金<普通預金><br>(郵便局を除く)           | 銀行、信用金庫・信用組合、農協などへの預貯金の額を「普通預金」、「定期性預金・定期積立」に分けてそれぞれお答えください。郵便局の商品は除きます。 | 有 76.1<br>無 20.4<br>不明 3.5                                | (n=3,738)<br>平均 255.5 万円   |
| a2 | 預貯金<br><定期性預金・定期積立><br>(郵便局を除く) |  | 有 51.4<br>無 43.6<br>不明 5.0                                | (n=2,526)<br>平均 541.7 万円   |
| b1 | 郵便貯金<通常貯金>                      | 郵便局への貯金の額を「通常貯金」、「定期貯金・定額貯金」に分けてそれぞれお答えください。                             | 有 52.6<br>無 42.1<br>不明 5.3                                | (n=2,584)<br>平均 124.1 万円   |
| b2 | 郵便貯金<br><定期貯金・定額貯金>             |  | 有 40.1<br>無 54.2<br>不明 5.7                                | (n=1,970)<br>平均 397.8 万円   |
| c  | 生命保険<br>(貯蓄性のもの)                | 生命保険会社、郵便局、農協などの生命保険に払い込んだ保険料の総額をお答えください。定期性保険・医療保険などの掛け捨て型の保険は除きます。     | 有 66.7<br>無 29.8<br>不明 3.4                                | (n=3,280)<br>平均 385.9 万円   |
| d  | 個人年金<br>(公的年金を除く)               | 生命保険会社、郵便局、農協などの年金商品に、払い込んだ掛け金の総額をお答えください。公的年金保険の保険料は含みません。              | 有 26.7<br>無 68.1<br>不明 5.2                                | (n=1,313)<br>平均 272.8 万円   |
| e  | 債券                              | 国債、金融債(ワイドを含む)、社債などの債券の保有額をお答えください。                                      | 有 4.9<br>無 89.1<br>不明 6.0                                 | (n= 242)<br>平均 585.7 万円    |
| f  | 株式                              | 株式の保有額を時価でお答えください。時価が不明の場合は取得時の価額で結構です。従業員持株制度による株式を含みます。                | 有 14.6<br>無 79.7<br>不明 5.7                                | (n= 719)<br>平均 528.8 万円    |
| g  | 投資信託                            | 株式投信、公社債投信、MMF、MRF、中国ファンド等の投資信託商品の保有額を時価でお答えください。時価が不明の場合は取得額で結構です。      | 有 7.2<br>無 87.0<br>不明 5.8                                 | (n= 356)<br>平均 395.8 万円    |
| h  | 財形貯蓄・社内預金                       | 財形貯蓄、社内預金などの貯蓄額をお答えください。   | 有 13.6<br>無 80.4<br>不明 6.0                                | (n= 668)<br>平均 245.2 万円    |
| i  | その他                             | 貸付信託、積立型損害保険、金貯蓄口座など上記 a~j 以外の金融商品について合算してお答えください。                       | 有 2.5<br>無 88.3<br>不明 9.3                                 | (n= 121)<br>平均 390.5 万円    |
|    | 合計                              | <u>a~iまでの合計金額を記入ください。</u>  | 有 93.2<br>無 6.0<br>不明 0.8                                 | (n=4,579)<br>平均 1,228.0 万円 |
|    |                                 |  | a~iの預貯金・金融商品について、「有」に をつけた方で外貨建金融商品をお持ちの方は、その保有額をお答えください。 |                            |

行っていますか。また、それぞれの預貯金・金融商品は、1年前と比べて増加しましたか、減少しましたか。各預貯金・金融商品をお持ちの場合は「有」に をつけ、おおよその保有額を に数字でご意向については1～3の該当する番号に をつけてください。）

|    | 預貯金・金融商品                             | 最近1年間の増減 (n=4,914)                                | 今後の意向 (n=4,914)  |
|----|--------------------------------------|---|--|
| a1 | 預貯金<普通預金><br>(郵便局を除く)                | 10.3 増えた<br>35.8 減った<br>44.3 変わらない 9.6 不明         | 59.8 増やしたい<br>1.0 減らしたい<br>29.9 今のままでよい 9.4 不明         |
| a2 | 預貯金<br><定期性預金・定期積立><br>(郵便局を除く)      | 8.3 増えた<br>17.2 減った<br>56.9 変わらない 17.6 不明         | 49.1 増やしたい<br>0.6 減らしたい<br>34.1 今のままでよい 16.2 不明        |
| b1 | 郵便貯金<通常貯金>                           | 6.1 増えた<br>19.9 減った<br>55.4 変わらない 18.6 不明         | 41.1 増やしたい<br>0.5 減らしたい<br>41.4 今のままでよい 17.0 不明        |
| b2 | 郵便貯金<br><定期貯金・定額貯金>                  | 5.5 増えた<br>10.6 減った<br>62.0 変わらない 21.8 不明         | 36.4 増やしたい<br>0.3 減らしたい<br>43.6 今のままでよい 19.6 不明        |
| c  | 生命保険<br>(貯蓄性のもの)                     | 11.2 増えた<br>4.7 減った<br>65.6 変わらない 18.5 不明         | 17.9 増やしたい<br>4.0 減らしたい<br>61.3 今のままでよい 16.9 不明        |
| d  | 個人年金<br>(公的年金を除く)                    | 5.5 増えた<br>1.9 減った<br>66.9 変わらない 25.7 不明          | 13.8 増やしたい<br>0.5 減らしたい<br>62.8 今のままでよい 23.0 不明        |
| e  | 債券                                   | 1.2 増えた<br>0.8 減った<br>67.6 変わらない 30.5 不明          | 3.8 増やしたい<br>0.3 減らしたい<br>69.0 今のままでよい 26.9 不明         |
| f  | 株式                                   | 3.0 増えた<br>4.9 減った<br>65.0 変わらない 27.1 不明          | 8.2 増やしたい<br>0.8 減らしたい<br>66.7 今のままでよい 24.3 不明         |
| g  | 投資信託                                 | 1.7 増えた<br>2.2 減った<br>66.8 変わらない 29.3 不明          | 5.1 増やしたい<br>0.6 減らしたい<br>68.2 今のままでよい 26.2 不明         |
| h  | 財形貯蓄・社内預金                            | 6.8 増えた<br>2.7 減った<br>62.4 変わらない 28.0 不明          | 12.3 増やしたい<br>0.1 減らしたい<br>62.6 今のままでよい 24.9 不明        |
| i  | その他                                  | 0.7 増えた<br>0.5 減った<br>66.6 変わらない 32.2 不明          | 3.4 増やしたい<br>0.2 減らしたい<br>67.4 今のままでよい 29.0 不明         |
|    | 合計                                   |   |  |
|    | (外貨建金融商品)<br>(n=4,579)<br>平均 427.6万円 | 37.7 増えた (n=146)<br>23.3 減った<br>36.3 変わらない 2.7 不明 | 56.8 増やしたい (n=146)<br>4.8 減らしたい<br>34.2 今のままでよい 4.1 不明 |

**ここでは、生命保険、個人年金をお持ちの世帯におたずねします。両方ともお持ちでない場合には、問 22 へお進みください。**

問 21 あなたの世帯で加入されている生命保険と個人年金について、死亡保障金額と年金の年間受取（予定）金額をお答えください。世帯員全員分、世帯主分に分けてお答えください。

個人年金とは、民間の生命保険会社や郵便局などで取り扱（に金額を数字でご記入ください）  
う任意加入の年金のことです。公的年金は含みません。

|                        | 全員の合計                      | うち世帯主の分                    |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 生命保険の死亡保障金額            | (n=3,280)<br>平均 3,286.0 万円 | (n=3,280)<br>平均 2,135.9 万円 |
| 個人年金の年間受取金額<br>(予定を含む) | (n=1,313)<br>平均 228.6 万円   | (n=1,313)<br>平均 149.9 万円   |

**ここでは、あなたの世帯の借り入れの状況について、すべての世帯におたずねします。**

問22 あなたの世帯では、現在表に示したそれぞれの目的または理由の借入金がありますか。また、それぞれの目的または理由で、今後3年間に借り入れの予定があるかどうかお答えください。借入金には、親戚など金融機関以外からの借り入れも含めて考えてください。

**(各目的別の現在の借入金の有無、および、今後3年間の予定について、それぞれ1、2のいずれか一つに をつけてください。)**

|   | 目的または理由                    | 現在の借り入れの有無<br>(n=4,914)                    | 今後3年間の予定<br>(n=4,914)                  |
|---|----------------------------|--|--|
| a | マイホームまたは土地の取得、増改築などのため     | 28.3 現在借り入れがある<br>70.6 現在借り入れがない<br>1.2 不明 | 7.5 借り入れをする<br>88.5 借り入れをしない<br>4.0 不明 |
| b | 耐久消費財(自動車、家具、家電など)の購入資金のため | 12.5 現在借り入れがある<br>85.9 現在借り入れがない<br>1.7 不明 | 6.1 借り入れをする<br>89.4 借り入れをしない<br>4.7 不明 |
| c | 子供の教育費のため                  | 4.3 現在借り入れがある<br>93.7 現在借り入れがない<br>2.0 不明  | 3.3 借り入れをする<br>92.1 借り入れをしない<br>4.5 不明 |
| d | 結婚資金(子供の結婚資金を含む)として        | 0.4 現在借り入れがある<br>97.5 現在借り入れがない<br>2.0 不明  | 1.4 借り入れをする<br>93.7 借り入れをしない<br>4.9 不明 |
| e | 旅行やスポーツなどのレジャーのため          | 0.7 現在借り入れがある<br>97.6 現在借り入れがない<br>1.8 不明  | 0.5 借り入れをする<br>94.9 借り入れをしない<br>4.6 不明 |
| f | 病気、災害などのため                 | 0.6 現在借り入れがある<br>97.6 現在借り入れがない<br>1.8 不明  | 1.1 借り入れをする<br>94.1 借り入れをしない<br>4.8 不明 |
| g | 生活費のため                     | 4.3 現在借り入れがある<br>94.0 現在借り入れがない<br>1.7 不明  | 1.8 借り入れをする<br>93.6 借り入れをしない<br>4.6 不明 |
| h | その他                        | 4.8 現在借り入れがある<br>89.3 現在借り入れがない<br>5.9 不明  | 1.7 借り入れをする<br>90.0 借り入れをしない<br>8.3 不明 |

**問22で、「1 現在借り入れがある」が1つ以上あった世帯におたずねします。**

問23 問22で「現在借り入れがある」とした借入金の合計残高はいくらかお答えください。  
( に金額を数字でご記入ください) (n=1,938)

現在の残高は 

|            |
|------------|
| 平均 1,297.8 |
|------------|

 万円

ここでは、老後の生活に対する考え方などについて、すべての世帯におたずねします。

問 24 あなたの世帯では、世帯主の方は公的年金をすでに受け取っていらっしゃいますか。

( は1つ)

なお、本調査でいう「世帯主」とは、世帯員のうち、家計費に充てるための収入を最も多く得ている方をいいます。住民票等への登録と必ずしも合致しません。例えば、夫が単身赴任で妻が専業主婦の場合は、妻が「世帯主」で収入は夫からの仕送りであるとみなします。

(n=4,914)

69.5 まだ公的年金を受け取っていない      30.5 すでに公的年金を受け取っている

0.1 不明

次頁の問 28 へ

問 25 あなたの世帯では、老後の生活費として、1か月にどのくらいの金額が必要だとお考えになりますか。(n=3,413)

月額  万円

生活費には次のものを含みます。

食費、光熱費、住居費（住宅購入費や住宅改修費を除く）、被服費、耐久消費財購入費、交通・通信費、保健・医療費、教養娯楽・交際費

問 26 あなたの世帯では、老後の生活費を何によってまかなうおつもりですか。あなたがお考えのものすべてに をおつけください。また、その中から最も重要とお考えの収入はどれですか。

(該当するすべてに をつけ、その中で最も重要なものの番号を に数字でご記入ください。)

(n=3,413) ( )内は最も重要なもの

|            |              |            |                   |            |                 |
|------------|--------------|------------|-------------------|------------|-----------------|
| 33.9(10.8) | 給与収入         | 40.3(11.5) | 個人年金・企業年金         | 21.4( 1.4) | 満期保険金           |
| 10.5( 6.0) | 事業収入         | 4.0( 0.8)  | 子供、親戚などからの援助(仕送り) | 2.7( 0.4)  | 土地・家屋などの不動産売却収入 |
| 4.7(1.1)   | 家賃・利子など資産の収入 | 43.7( 7.6) | 貯蓄の取り崩し           | 1.3( 1.3)  | その他( )          |
| 78.0(52.7) | 公的年金         | 31.8( 3.8) | 退職一時金             | 0.8( 3.2)  | 不明              |

をつけたものの中で最も重要と考えるのは、 番。

問 27 あなたは、公的年金で老後の生活費の何割程度をまかなえとお考えでしょうか。全部まかなえると思う方は「10」割とお答えください。なお、公的年金が生活費を上回るとお考えの場合は「10」以上の数字をご記入ください。(例えば、1か月の公的年金額が24万円で生活費が20万円の場合は、24/20となるので、「12」割程度と に数字をご記入ください。)

(n=3,413)

公的年金で生活費の  割程度をまかなえると思う。

次頁の問 30 へ

**世帯主の方がすでに公的年金を受け取っている世帯におたずねします。**

問28 あなたの世帯では生活費をどのような収入でまかっていますか。また、その中で最も重要な収入は何ですか。(該当するすべてに **をつけ、その中で最も重要なものの番号を に数字でご記入ください。**) (n=1,081) ( )内は最も重要なもの

|                       |                            |                           |
|-----------------------|----------------------------|---------------------------|
| 25.7(14.4) 給与収入       | 20.2( 4.3)個人年金・企業年金        | 5.3( 0.2) 満期保険金           |
| 11.8( 6.5) 事業収入       | 4.2( 0.8)子供、親戚などからの援助(仕送り) | 1.3( 0.3) 土地・家屋などの不動産売却収入 |
| 6.5(1.3) 家賃・利子など資産の収入 | 20.3( 1.7) 貯蓄の取り崩し         | 2.1( 0.6) その他( )          |
| 100.0(66.8) 公的年金      | 3.3( 0.2) 退職一時金            | -( 1.6) 不明                |

→ をつけたものの中で最も重要なものは、  番。

問29 あなたは、公的年金で現在の生活費のどの程度の割合をまかっていますか。全部まかなえている場合は「10」割とお答えください。また、公的年金が生活費を上回っている場合は「10」以上の数字をご記入ください。(例えば、1か月の公的年金の受領額が24万円で生活費が20万円の場合は、24/20となるので、「12」割程度と に数字をご記入ください。)

(n=1,497)  
公的年金で生活費の  平均 8.6 割程度をまかっている。

**すべての世帯におたずねします。**

問30 世帯主の方と配偶者の方が加入されている公的年金の種類をそれぞれ1つお知らせください。現在、すでに公的年金を受給している方で複数の年金を受給している場合は、主なものを1つ選んでください。( **はそれぞれ1つ** )

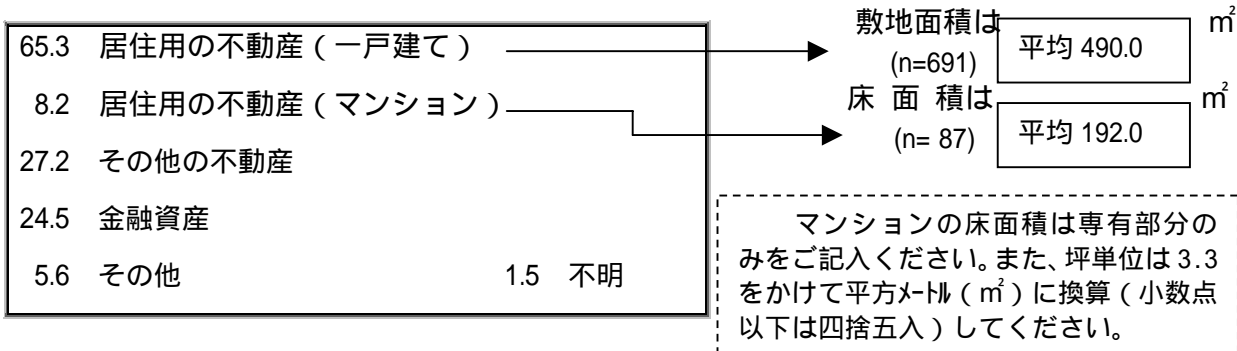
| 世帯主の方 (n=4,914) | 配偶者の方 (n=3,405) |
|-----------------|-----------------|
| 62.2 厚生年金       | 37.5 厚生年金       |
| 9.8 共済年金        | 5.0 共済年金        |
| 22.0 国民年金       | 47.1 国民年金       |
| 0.1 恩給          | 0.1 恩給          |
| 4.8 加入していない     | 7.7 加入していない     |
| 1.0 不明          | 2.6 不明          |

ここでは、世帯主および配偶者の方（単身の方はあなたご自身）の遺産に対する考え方などについて、すべての世帯におたずねします。なお、「遺産の相続」には「生前贈与」を含めてお答えください。

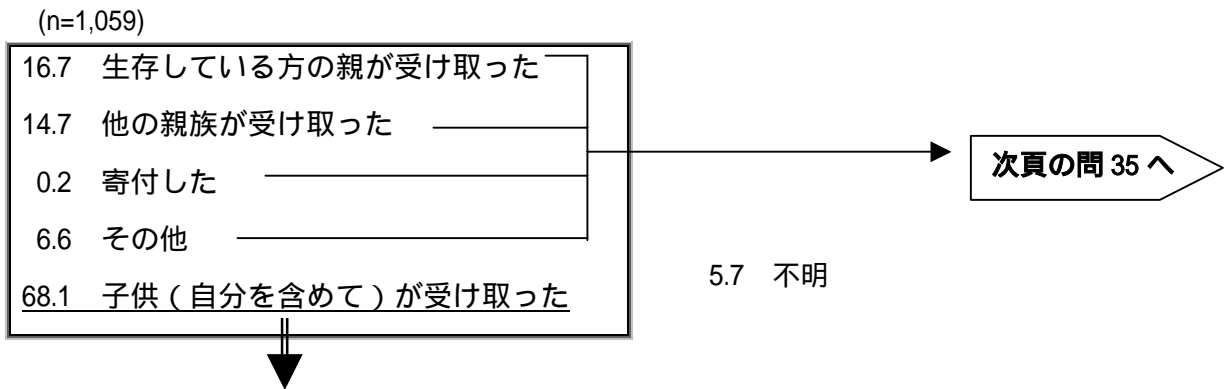
問31 あなたの世帯では、世帯主の方はご両親からの遺産の相続を受けましたことがありますか。相続を受けたことがある場合、それは今から何年前のことですか。（は1つ、には数字をご記入ください。）(n=4,914)



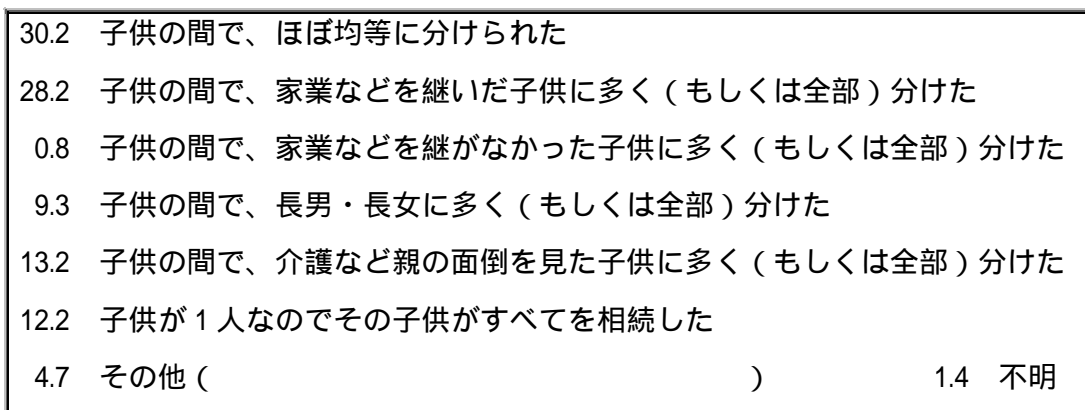
問32 それはどのような種類の資産ですか。居住用の不動産（土地・建物）が該当する場合には、おおよその面積をお答えください。（はいくつでも、に面積を数字でご記入ください。）(n=1,059)



問33 あなたの世帯では、その遺産は、世帯主の方のほかに、どなたが受け取りましたか。（はいくつでも）



問34 あなたの世帯では、子供が受け取ったご両親の遺産は、どのように分けられましたか。（は1つ）(n=721)





問35 あなたの世帯では、将来、世帯主や配偶者のご両親などから不動産や金融資産などの遺産相続を受けることがありますか。(〇はいくつでも)

(n=4,914)

|      |               |      |       |
|------|---------------|------|-------|
| 10.5 | 自分(世帯主)の親からある | 46.1 | ないと思う |
| 4.4  | 配偶者の親からある     | 21.5 | わからない |
| 0.4  | その他の親族などからある  | 19.3 | 不明    |

問下  
37 記  
への

問36 相続を受けるとされる遺産はどのような種類ですか。(はいくつでも)

| 世帯主の方 (n=645) |                | 配偶者の方 (n=645) |                |
|---------------|----------------|---------------|----------------|
| 55.7          | 居住用の不動産(土地・建物) | 15.3          | 居住用の不動産(土地・建物) |
| 20.9          | その他の不動産(土地・建物) | 6.8           | その他の不動産(土地・建物) |
| 33.8          | 金融資産           | 19.5          | 金融資産           |
| 2.5           | その他            | 2.5           | その他            |
| 20.2          | 不明             | 65.9          | 不明             |

問37 あなたの世帯には、別世帯のお子さんがいらっしゃいますか。ここで、別世帯の子供とは、別居していて生計が別の子供、または、同居であっても生計が別の子供を意味します。

(はい1つ)

(n=4,914)

|      |                      |
|------|----------------------|
| 40.6 | 別世帯の子供がいる            |
| 33.7 | 子供はいるが、別世帯の子供は1人もいない |
| 25.5 | 子供はいない               |
| 0.2  | 不明                   |

次頁の問40へ

問下  
39 記  
への

問38 別世帯のお子さんの同居・別居の状況についてお答えください。2人以上のお子さんがある場合には最も近くに住んでいるお子さんについてお答えください。(はい1つ) (n=1,993)

|     |                   |      |                   |
|-----|-------------------|------|-------------------|
| 7.2 | 一緒に住んでいる(生計は別)    | 27.9 | 片道1時間未満のところに住んでいる |
| 2.8 | 同じ敷地内に住んでいる       | 28.2 | 片道1時間以上のところに住んでいる |
| 7.6 | 近くに住んでいる(徒歩で5分程度) | 26.2 | 不明                |

次頁の問40へ

問39 あなたの世帯では資産をどのようにしたいとお考えですか。(はい1つ) (n=1,252)

|     |         |      |          |      |         |
|-----|---------|------|----------|------|---------|
| 1.2 | 資産は寄付する | 51.2 | 資産は親族に残す | 46.2 | 資産は使い切る |
|     |         |      |          | 1.4  | 不明      |

18 頁の問45へ

**お子さんのいらっしゃる方におたずねします。**

問40 あなたの世帯では、世帯主及び配偶者の方は自分たちの子供に遺産を残したいとお考えですか。( は1つ) (n=3,651)

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 66.9 子供に遺産を残したい | 31.7 子供に遺産は残さない |
|                 | 1.4 不明          |

問下  
44記  
への

問41 子供に遺産を残す場合の考え方についてお答えください。( は1つ) (n=2,443)

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 42.8 均等に分ける                          |        |
| 14.6 同居して介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す  |        |
| 14.4 別居でも介護など面倒をみてくれた子供に多く、もしくは全部残す  |        |
| 2.9 事業などを継いだ子供に多く、もしくは全部残す           |        |
| 0.1 事業などを継がなかった子供に多く、もしくは全部残す        |        |
| 1.1 所得の低い子供に多く、もしくは全部残す              |        |
| 3.9 自分の面倒を見てくれなくても、長男・長女に多く、もしくは全部残す |        |
| 15.2 子供が1人なのでその子供に全部残す               |        |
| 4.1 その他                              | 1.0 不明 |

問42 あなたの世帯では、どのような資産を子供に残したいとお考えですか。( はいいくつでも) (n=2,443)

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 35.5 相続・贈与を受けた不動産 | 49.5 みずから取得した金融資産   |
| 48.3 みずから取得した不動産  | 5.2 相続・贈与を受けたその他の資産 |
| 6.6 相続・贈与を受けた金融資産 | 16.2 みずから取得したその他の資産 |
|                   | 2.5 不明              |

問43 子供に残したいとお考えの資産は、合計でどのくらいの金額ですか。(n=2,443) ( 内に数字をご記入ください)

平均 2,908.1

万円

18頁の問45へ

問44 子供に遺産は残さないとお考えになる理由をお教えてください。( は1つ) (n=1,156)

|                             |
|-----------------------------|
| 17.5 自分の資産は生きていうちに自分で使いたいから |
| 0.1 遺産は子供以外の親族に残したいから       |
| 0.4 遺産は寄付などに使用したいから         |
| 79.9 遺産を残すだけの余裕はないと思うから     |

2.1 不明

以降も質問が続きますので、  
次頁にお進みください。

最後にあなたの世帯の構成などについて、すべての世帯におたずねします。

問 45 記入例

あなたの世帯の構成（一緒に住んでいる方）についてお答えください。

（この記入例のように、世帯員の構成、総数について次頁の各欄に数字、を記入してください。世帯員の人数が6人を超える場合には、年齢の高い方から順に最大6人まで記入してください）

| (1) 世帯の構成員<br>(世帯主との続柄) | (2) 年齢(歳) |   | (3) 性別 |   | (4) 就業の有無 |   | 勤め先又は自営事業(世帯主のみ)         |                   |           |                  |     |   |   |    |     |      |
|-------------------------|-----------|---|--------|---|-----------|---|--------------------------|-------------------|-----------|------------------|-----|---|---|----|-----|------|
|                         |           |   |        |   |           |   | (5) 勤務状況<br>(雇用されている人のみ) |                   | (6) 職業の種類 | (7) 企業規模(官公庁を除く) |     |   |   |    |     |      |
|                         |           |   |        |   |           |   |                          |                   |           | 常勤               | パート | 1 | 5 | 30 | 500 | 1000 |
|                         |           |   |        |   |           |   |                          |                   |           |                  |     | 人 | 人 | 人  | 人   | 人以上  |
| 世帯主本人                   | 4         | 5 |        | 2 |           | 2 |                          | 2                 | 1         | 1                |     | 3 | 4 | 5  |     |      |
| 配偶者                     | 4         | 3 | 1      |   |           | 2 | 1                        |                   | ↑         |                  |     |   |   |    |     |      |
| 2                       | 7         | 2 |        | 2 |           | 1 |                          |                   |           |                  |     |   |   |    |     |      |
| 2                       | 7         | 1 | 1      |   |           | 1 |                          |                   |           |                  |     |   |   |    |     |      |
| 1                       | 1         | 6 | 1      |   |           | 1 |                          |                   |           |                  |     |   |   |    |     |      |
|                         |           |   | 1      | 2 |           | 1 | 2                        |                   |           |                  |     |   |   |    |     |      |
| 世帯員(世帯主を含む)の総数は         |           |   |        |   |           | 5 | 人                        | ← 世帯員の人数を記入してください |           |                  |     |   |   |    |     |      |

- 職種を番号で記入してください
- 1 民間企業に勤務
  - 2 官公庁に勤務
  - 3 その他団体に勤務
  - 4 農林漁業に従事
  - 5 個人経営・自営業
  - 6 その他

- 世帯主との続柄を番号で記入してください
- 1 子            3 子の配偶者    5 孫            7 兄弟姉妹
  - 2 父母        4 配偶者の父母 6 祖父母      8 その他

問 45 あなたの世帯の構成（一緒に住んでいる方）についてお答えください。

（左の頁にある記入例のように、世帯員の構成、総数について下表の各欄に数字、を記入してください。世帯員の人数が6人を超える場合には、年齢の高い方から順に最大6人まで記入してください。）

| (1) 世帯の構成員<br>(世帯主との続柄) | (2) 年齢(歳) | (3) 性別 |      | (4) 就業の有無 |      | (5) 勤務状況<br>(雇用されている人のみ) |      | (6) 勤め先又は自営事業(世帯主のみ) |         |          |          |           |
|-------------------------|-----------|--------|------|-----------|------|--------------------------|------|----------------------|---------|----------|----------|-----------|
|                         |           |        |      |           |      |                          |      | (7) 企業規模(官公庁を除く)     |         |          |          |           |
|                         |           |        |      |           |      |                          |      | 1<br>}               | 5<br>}  | 30<br>}  | 500<br>} | 1000<br>} |
|                         |           |        |      |           |      |                          |      | 4<br>人               | 29<br>人 | 499<br>人 | 999<br>人 | 以上        |
| 世帯主本人                   | 平均 52.4 歳 | 83.9   | 16.1 | 76.3      | 23.2 | 79.4                     | 8.5  | 3.9                  | 23.0    | 40.7     | 7.8      | 20.8      |
| 配偶者                     | 平均 50.1 歳 | 0.5    | 99.0 | 46.4      | 51.8 | 38.4                     | 52.6 |                      |         |          | 3.9      | 不明        |
|                         |           | 1      | 2    | 1         | 2    |                          |      |                      |         |          |          |           |
|                         |           | 1      | 2    | 1         | 2    |                          |      |                      |         |          |          |           |
|                         |           | 1      | 2    | 1         | 2    |                          |      |                      |         |          |          |           |
|                         |           | 1      | 2    | 1         | 2    |                          |      |                      |         |          |          |           |
| 世帯員(世帯主を含む)の総数は         | 平均 2.9    |        |      |           |      | 人                        |      |                      |         |          |          |           |

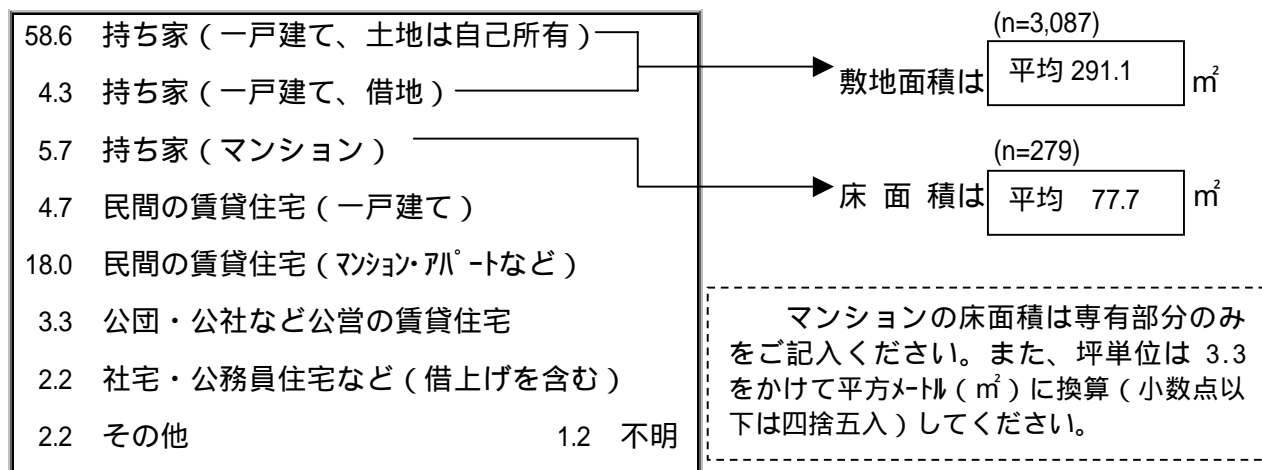
(n=3,750)  
職種を番号で記入してください  
55.1 民間企業に勤務  
7.5 官公庁に勤務  
4.2 その他団体に勤務  
2.1 農林漁業に従事  
19.9 個人経営・自営業  
5.1 その他  
6.0 不明

世帯主との続柄を番号で記入してください  
1 子      3 子の配偶者      5 孫      7 兄弟姉妹  
2 父母    4 配偶者の父母    6 祖父母    8 その他

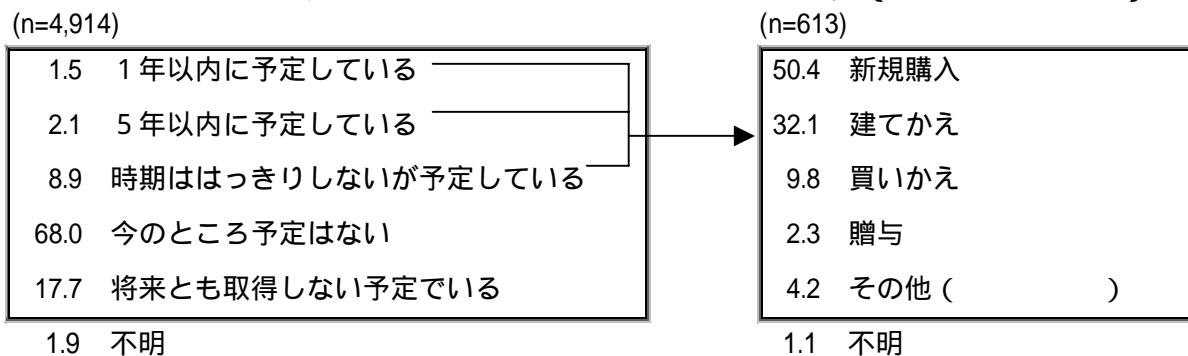
問 46 あなたの世帯では単身赴任、出稼ぎ、入院などの理由により、3か月以上住居を別にしている方がいらっしゃいますか。(は1つ) (n=4,914)

|         |                |   |           |            |     |        |
|---------|----------------|---|-----------|------------|-----|--------|
| 7.5     | い              | る | 92.0      | いない        | 0.5 | 不明     |
|         |                |   | 次頁の間 47 へ |            |     |        |
| (n=369) | (はいくつでも)       |   |           |            |     |        |
| 26.3    | 家計を主に支える人が該当する |   | 74.0      | その他の人が該当する |     | 0.5 不明 |

問 47 あなたの世帯は、現在どのような住居にお住まいですかお答えください。持ち家の方はおよその面積をお知らせください。(は1つ)(n=4,914)



問48 あなたの世帯では、ご自宅の取得(建てかえ、買いかえなどを含む)等のご予定はありますか。予定がある場合には、取得の仕方についてもお答えください。(はそれぞれ1つ)



問 49 昨年1年間のあなたの世帯のおおよその収入(税込み)を種類別にお答えください。各収入には生計を共にする方全員の収入も合算してください。(に数字をご記入ください。)

| 収入の種類        | 昨年1年間の税込み金額 (n=4,914) |       |    |
|--------------|-----------------------|-------|----|
| 給与収入         | 平均                    | 540.3 | 万円 |
| 事業収入         | 平均                    | 208.4 | 万円 |
| 家賃、利子など資産の収入 | 平均                    | 58.0  | 万円 |
| 公的年金         | 平均                    | 147.4 | 万円 |
| 個人年金・企業年金    | 平均                    | 34.4  | 万円 |
| 仕送り金         | 平均                    | 10.6  | 万円 |
| その他          | 平均                    | 26.7  | 万円 |
| 合計           | 平均                    | 594.6 | 万円 |

問 50 あなたの世帯の 1 か月の生活費はどの位ですか。（ 内に数字をご記入ください。）

月額 (n=4,914)  
平均 26.8 万円

生活費には次のものを含みます。

食費、光熱費、住居費（住宅購入費や住宅改修費を除く）、被服費、耐久消費財購入費、交通・通信費、保健・医療費、教養娯楽・交際費

**本調査のご回答をいただく項目は以上で終わりです。**

**お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。**